



甲府市国民保護計画

甲 府 市

(平成19年 3月策定)

(平成26年10月変更)

(令和 5年 1月変更)

目 次

第1編 総論	1
第1章 甲府市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 計画の目的と市の責務	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	5
2 関係機関の連絡先	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	6
1 地形	6
2 気候	6
3 人口分布	6
4 道路の位置等	6
5 鉄道の位置等	7
6 自衛隊施設等	7
7 その他	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	8
1 武力攻撃事態	8
2 緊急処理事態	11
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 市における組織・体制の整備	13

1	組織及び体制の整備.....	13
2	市職員の参集基準等.....	13
3	消防機関の体制.....	15
4	国民の権利利益の救済に係る手続等.....	15
第2	関係機関との連携体制の整備.....	17
1	基本的考え方.....	17
2	県との連携.....	17
3	近接市町との連携.....	18
4	指定公共機関等との連携.....	18
5	自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援.....	18
第3	通信の確保.....	20
1	非常通信体制の整備.....	20
2	非常通信体制の確保にあたっての留意事項.....	20
3	電気通信設備の優先使用.....	21
4	電波法に基づく非常通信の利用.....	21
第4	情報収集及び提供等の体制整備.....	22
1	基本的な考え方.....	22
2	警報等の伝達に必要な準備.....	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	23
4	被災情報の収集及び報告に必要な準備.....	25
第5	研修及び訓練.....	26
1	研修.....	26
2	訓練.....	26
第2章	避難、救援に関する平素からの備え.....	28
1	避難に関する基本的事項.....	28
2	避難実施要領のパターンの作成.....	30
3	避難地区に関する情報の整備等.....	32
4	避難行動要支援者の把握等.....	32
5	救援に関する基本的事項.....	32
6	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	32
7	避難施設の指定への協力.....	33
8	避難住民の受入体制.....	33
第3章	生活関連等施設の把握等.....	34

1	生活関連等施設の把握等	34
2	市が管理する公共施設等における警戒	34
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	35
1	基本的考え方	35
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄、整備	35
第5章	国民保護に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	市緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	37
2	市対策本部に移行する場合の調整	39
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章	市対策本部の設置等	41
1	市対策本部の設置	41
2	通信の確保	59
第3章	関係機関相互の連携	60
1	国・県の対策本部との連携	60
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	60
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	61
5	県知事の指示等	61
6	指定公共機関等への措置要請	62
7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
8	市の行う応援等	62
9	自主防災組織に対する支援	62
10	ボランティア団体等に対する支援等	63
11	住民への協力要請	63
12	避難住民に期待される行動	64
第4章	警報及び避難の指示等	68
第1	警報の通知及び伝達等	68
1	警報の発令	68
2	警報の伝達方法等	69

3	緊急通報の伝達及び通知	70
第2	避難住民の誘導等	71
1	避難の指示の通知・伝達	71
2	避難実施要領の策定	71
3	市長による避難住民の誘導等	75
4	病院等の施設管理者の措置	78
5	武力攻撃事態等における避難の類型と対応	78
第5章	救 援	81
1	救援の実施	81
2	関係機関との連携	81
3	救援の内容	81
4	埋葬及び火葬	82
5	他市町村から避難住民等を受け入れた場合の備蓄物資等の供給	82
6	物資及び資材の供給の要請	82
第6章	安否情報の収集・提供	83
1	安否情報の収集	83
2	県に対する報告	84
3	安否情報の照会に対する回答	84
4	日本赤十字社に対する協力	86
第7章	武力攻撃災害への対処	87
第1	生活関連等施設の安全確保等	87
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	87
2	武力攻撃災害の兆候の通報	87
3	生活関連等施設の安全確保	87
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
第2	N B C 攻撃による災害への対処等	89
1	応急措置の実施	89
2	国の方針に基づく措置の実施	89
3	関係機関との連携	89
4	汚染原因に応じた対応	89
5	市長及び甲府地区の管理者の権限	90
6	要員の安全の確保	91
第3	応急措置等	92

1	退避の指示	92
2	警戒区域の設定	93
3	事前措置	93
4	応急公用負担	94
5	消防に関する措置等	94
第8章	被災情報の収集及び報告	97
1	被災情報の収集	97
2	関係機関との連携	97
3	被災情報の報告	97
4	被災情報の継続的報告	97
第9章	保健衛生の確保その他の措置	99
1	保健衛生の確保	99
2	廃棄物の処理	100
第10章	国民生活の安定に関する措置	101
1	生活関連物資等の価格安定	101
2	避難住民等の生活安定等	101
3	生活基盤等の確保	101
第11章	特殊標章等の交付及び管理	102
1	特殊標章等	102
2	特殊標章等の交付及び管理	102
3	特殊標章等に係る普及啓発	103
第4編	復旧等	104
第1章	応急の復旧	104
1	基本的考え方	104
2	公共的施設の応急の復旧	104
第2章	武力攻撃災害の復旧	105
1	国における所要の法制の整備等	105
2	市が管理する施設及び設備の復旧	105
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	106
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	106
2	損失補償及び損害補償	106
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	106

4 県に対する損失補てんの請求.....	106
5 受援等に関する費用の負担.....	107
6 起債の特例.....	107
第5編 緊急対処事態への対処	108
1 緊急対処事態.....	108
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	108
3 想定事態における関係機関の対処例.....	108
資 料 編	111
〔関係機関〕	111
1 関係機関の事務	111
（1）市.....	111
（2）県.....	111
（3）指定地方行政機関.....	112
（4）指定公共機関及び指定地方公共機関.....	112
2 関係機関の連絡先	113
（1）市.....	113
（2）県関係.....	113
（3）警察.....	114
（4）消防.....	114
（5）指定地方行政機関.....	114
（6）自衛隊.....	115
（7）指定公共機関.....	115
（8）指定地方公共機関.....	115
（9）その他公共的団体.....	116
3 医療機関一覧	117
（1）基幹災害拠点病院.....	117
（2）基幹災害支援病院.....	117
（3）地域災害拠点病院（甲府市）	117
（4）地域災害支援病院（中北）	117
（5）その他市内病院.....	118
（6）市内救急医療機関.....	118
〔市の概要〕	120
4 市の社会的・地理的特徴	120

(1) 周辺地形図	120
(2) 気候特性	121
(3) 人口及び高齢者のいる世帯の推移	123
(4) 道路・鉄道位置図	124
〔 条 例 ・ 協 定 〕	125
5 条例等	125
(1) 甲府市国民保護対策本部及び甲府市緊急対処事態対策本部条例	125
(2) 甲府市国民保護協議会条例	126
(3) 甲府市国民保護協議会運営要綱	127
6 災害時相互応援協定	129
(1) 都市間相互の協定	129
(2) 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業等との協定	130
〔 避 難 〕	136
7 指定避難場所一覧	137
(1) 避難地 (62)	137
(2) 指定避難所兼避難地 (60)	139
〔 救 援 〕	150
8 応急仮設住宅建設候補地	150
9 備蓄・資機材	151
(1) 食料・生活必需品等の備蓄状況	151
(2) 防災倉庫所在地	152
(3) 生活必需品調達に係る市内関係業者一覧	153
10 飲料水	154
(1) 非常用貯水槽設置場所一覧	154
(2) 配水池一覧	155
(3) 応急給水車両及び機器材等の現況	155
11 ごみ、し尿処理施設等一覧	157
(1) し尿処理施設	157
(2) 埋立処分地施設	157
(3) ごみ焼却施設	157
(4) 粗大ごみ処理施設	157
(5) 災害廃棄物（がれき）等の仮置場	158
(6) 収集運搬車両一覧	158

1 2	緊急輸送道路一覧	159
(1)	第1次緊急輸送道路	159
(2)	第2次緊急輸送道路	159
(3)	市指定緊急道路	161
1 3	飛行場外離着陸場等一覧	163
(1)	場外離着陸場	163
(2)	緊急離着陸場	163
(3)	公共建築物屋上番号表示一覧表	163
(4)	ヘリポートの種類と基準	165
[無 線]		168
1 4	無線	168
(1)	甲府市防災行政用無線一覧	168
(2)	甲府市上下水道局無線一覧	177
(3)	市内無線局一覧	178
(4)	衛星携帯電話配備場所一覧	183
(5)	関東地方非常通信協議会構成機関一覧	184
(6)	アマチュア無線クラブ一覧	185
(7)	報道機関一覧	185
(8)	携帯型 I P 無線機一覧	186
[文 化 財]		187
1 5	市内文化財一覧	187
[様 式]		195
(1)	安否情報省令に定める安否情報の収集・報告様式	195
(2)	火災・災害等即報要領に定める報告様式	201
(3)	山梨県国民保護計画に定める被災情報の報告様式	202
	国民保護計画変更履歴	203

第1編 総論

第1編 総論

第1章 甲府市の責務、計画の位置づけ、構成等

甲府市（以下「市」という。また、「市」とは市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することとし、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 計画の目的と市の責務

(1) 計画の目的

これまで、国や自治体が行う危機管理の主たる対象は自然災害であった。しかし、今日、わが国を取り巻く安全保障環境において、弾道ミサイルによる被害や大量破壊兵器、国際テロ組織等の活動を含む、新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。

このような状況の中、平成16年9月の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の施行により、国、県、市町村は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び経済に与える影響を最小限とするため、国民保護措置の実施推進体制の整備が求められることとなった。

このため、市は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他必要な事項を定め、市全体として適切な態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

市国民保護計画は、想定事態に対して最善を尽くすという観点から作成しているが、一方で、実際の武力攻撃事態が想定どおりに発生するとは限らない面もあり、その場合、事態や規模等により武力攻撃災害の状況は大きく異なり、計画どおりの対処は困難となる。

市国民保護計画において本市が問われているのは、「武力攻撃災害に対してどこまで対処できるか」という点であり、市国民保護計画はそれを共通認識として作成するものである。

なお、市国民保護計画は、本市の国民保護措置の全体像を示したものであり、特に武力攻撃事態等における初動体制に重点を置いた基本的手順書である。市における具体的な国民保護措置の運用については、その実効性を高めるため、通常業務の危機管理のノウハウを生かしながら平素からマニュアル化に努める。

(2) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき国民の協力を得つつ、

他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、次のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「甲府地区消防本部」という。）、近接市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し必要な援助について協力を要請する。要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。

国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、自主性を尊重する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

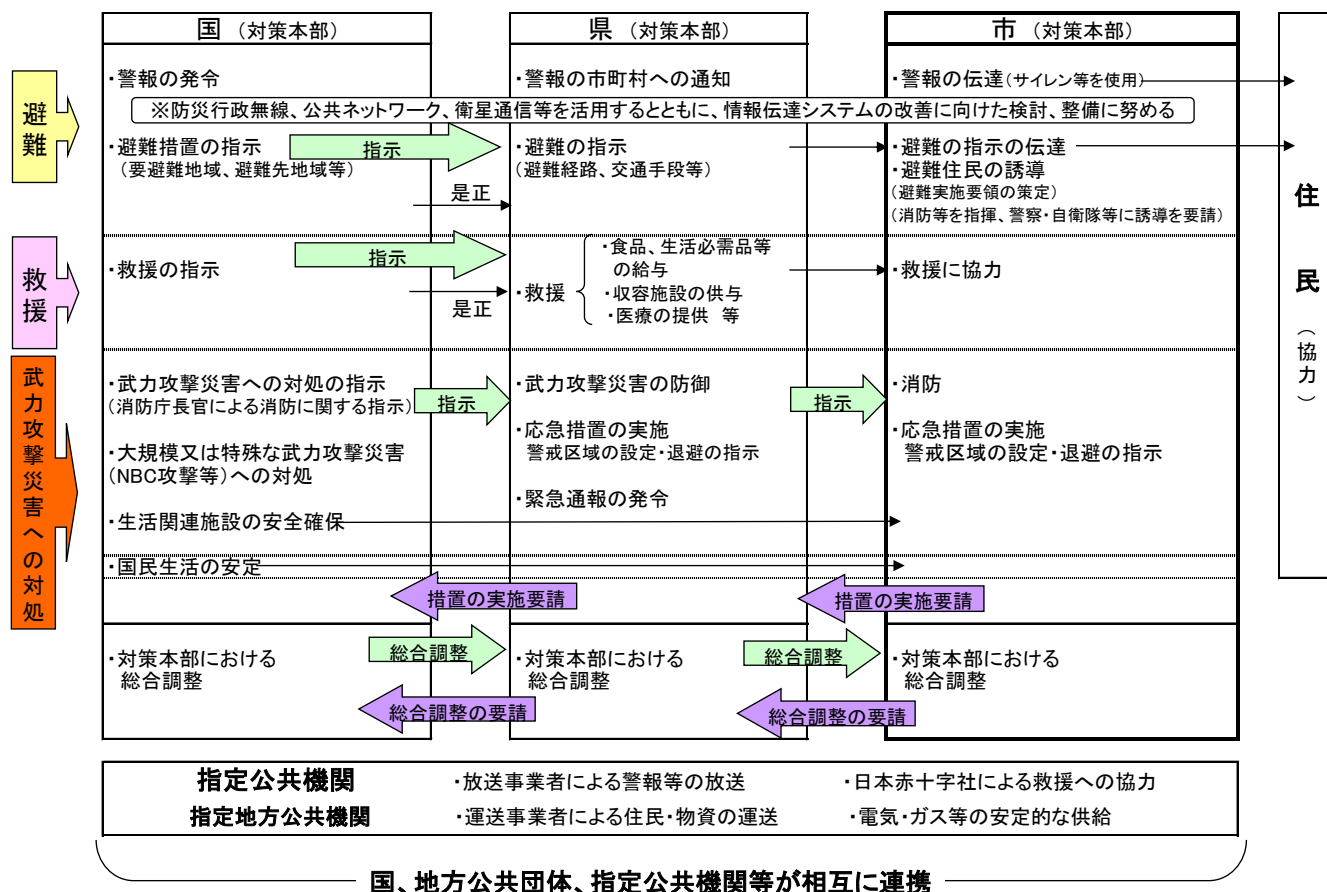
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、次のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が処理する事務又は業務の大綱は、資料編に記載のとおりである。

2 関係機関の連絡先

事態対策本部（以下「国の対策本部」という）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途通知することとされている。

関係機関の連絡先については、資料編に掲げるとおりである。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、本市の地理的、社会的特徴について把握することとし、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき必要な事項について、次のとおり定める。

1 地形

本市は、甲府盆地のほぼ中央にあり、市役所は東経 138 度 35 分、北緯 35 度 40 分（世界測地系による）、標高 261m に位置する。

市域は東西 23.1km、南北 41.6km と南北方向に細長く、面積は 212.47km² である。

市街地はおおむね平坦地であるが、市の北部は秩父山地、南部は曾根丘陵及び御坂山地の急峻な山岳地帯を有し、標高は最も高い 2,598m から最も低い 250m まで、市全域では地形変化が大きい。

甲府盆地は周囲を次のような山地に囲まれていることから、広範囲な避難を要する事態等が発生した場合には、特に的確な誘導が必要である。

東部～南部：御坂山地、曾根丘陵 西部：南アルプス

北部：秩父山地、八ヶ岳

2 気候

本市の気象は、典型的な内陸性気候の特性を示し、平均気温の平年値（1981 年～2010 年まで。以下同様。）は 14.7℃ であるが、気温の日変化及び年変化が大きく、夏の暑さと冬の冷え込みが共に厳しい。

本市の降水量の平年値（毎月の平年値の合計）は 1,135mm と、全国（約 1300 地点）平均の 1,718mm よりも少ない一方、年間日照時間の平年値は 2,128.7 時間で全国の県庁所在地の中で最も長く、少雨多照な地域である。

風は比較的穏やかであるが、冬型の気圧配置が強まったときなどには北西の季節風が吹きやすく、空気が乾燥する。

3 人口分布

本市の人口は、明治 22 年市制施行当時 31,128 人であったものが、その後、周辺町村との合併及び自然増加により、昭和 30 年国勢調査時には 15 万人を超え、昭和 60 年国勢調査では 20 万人を超えた。その後はやや減少傾向にあったが、平成 18 年 3 月の合併により人口 200,098 人（平成 17 年 10 月 1 日現在、山梨県告示第 111 号）となっている。

人口の分布は、J R 中央線及び身延線沿線、及び国道沿線を中心とした市街地に集中しており、特に貢川団地のある下河原町、甲府駅北口周辺（北口、朝日、屋形等）、金手駅及び善光寺駅南（城東、青沼）などで人口密度が高くなっている。

4 道路の位置等

道路は、市の市街地南部を中央自動車道が、その北側を国道 20 号（通称甲府バイパス）が東西に横断している。また市役所付近を起点として東に国道 411 号、西に国道 52 号、さらに南に国道 358 号などの幹線道路が延びている。

また、中央自動車道甲府昭和 I C が市街地西側に、南側には甲府南 I C、さらに甲府駅北西部の緑が丘を起点に甲斐市・南アルプス市まで縦貫する主要地方道甲府南ア

ルプス線（通称アルプス通り）が全線開通した。

5 鉄道の位置等

鉄道は、市の東西をＪＲ中央線が、また甲府駅を起点として南北にＪＲ身延線が延びている。

中央線は新宿方面と松本方面に連絡しており、身延線は県南部を縦断して富士方面へ至っている。

（いずれの鉄道も市域内においては平地を走るが、甲府盆地の境界部などでは狭隘な山岳地域を通過するため、気象状況等によっては不通になる可能性もある。）

6 自衛隊施設等

市内の自衛隊関連施設としては、自衛隊山梨地方協力本部（丸の内一丁目１番１８号）が置かれている。

7 その他

国民保護法で定める生活関連等施設としては、市北部に山梨県が管理する荒川ダム、さらにその南西下流には上下水道局が管理する平瀬浄水場などがある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

なお、本市の地域特性などを考慮して、首都圏を標的とした弾道ミサイルが、市街地に着弾した場合等を第一に想定する。

- ① 弾道ミサイル攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 着上陸侵攻

○武力攻撃事態の類型及び特徴等

事態類型	特徴及び留意点
① 弾道ミサイル攻撃	(ア)特徴 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに、心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。また、市街地における住宅密集地域に着弾した場合には、人的被害が拡大するおそれがあることに留意する。 (イ)留意点 ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

事態類型	特徴及び留意点
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	(ア)特徴 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 (イ)留意点 ○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市、県、甲府地区消防本部、県警察及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態類型	特徴及び留意点
③ 航空攻撃	(ア)特徴 ○ 弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 (イ)留意点 ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
④ 着上陸侵攻	(ア)特徴 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 (イ)留意点 ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

なお、本市の地域特性などを考慮し、多数の人が利用し、かつ公共輸送のターミナル駅において化学剤の大量散布が行われた場合を具体例として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

イ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

○攻撃対象施設等による分類

事態類型		事態例及び想定される被害の概要
(1) 攻 撃 対 象 施 設 等 に よ る 分 類	ア 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(ア) 事態例 ターミナル駅（列車内を含む。）における化学剤の散布、列車等の爆破、大規模集客施設等の爆破 (イ) 被害の概要 通勤通学時間帯等に駅や列車内で化学剤が散布された場合には、特に人的被害が多くなる。 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多くなる。
	イ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	(ア) 事態例 ① 荒川ダムの破壊 ② 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 (イ) 被害の概要 ① ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多くなる。 ② 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

○攻撃手段による分類

事態類型	事態例及び想定される被害の概要
(2) 攻撃手段による分類 ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(ア) 事態例 ① 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ② 水源地に対する毒素等の混入 ③ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ④ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 (イ) 被害の概要 ① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(ア) 事態例 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ (イ) 被害の概要 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から国民保護措置の実施に必要な組織及び体制並びに市職員（以下「職員」という。）の配置及び服務基準の整備等について、次のとおり定める。

1 組織及び体制の整備

(1) 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）等及び各部局における事務分担、職員の配置、職員間の伝達等について規定し、その組織の整備を図る。

(2) 防災体制と併せた即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制と併せて24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市国民保護対策本部の機能の確保

市は、甲府市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保できるよう、次の項目について定めるよう努める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食糧、飲料水、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備の確保等

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①国民保護担当体制	危機管理室全職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断

③市国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集
--------------	--------------------

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①国民保護担当体制
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①国民保護担当体制
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

(3) 職員への連絡手段の確保

市の国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 初動体制職員の指名

市は、防災のための初動体制を活用しつつ、動員体制が整うまでの間、関係機関との連絡調整や情報収集を行うための職員を初動体制職員として指名しておくものとする。

(5) 代替職員の確保

市の対策本部員及び初動体制職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に対応できるよう職員を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとし初動体制職員の代替職員については、あらかじめ指定しておく。

【市対策本部長の代替職員】

本部長	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長	両副市長	他の副本部長

(6) 職員の服務基準

市は、(2)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 職員の動員配備

市は、各部局の業務分掌において国民保護措置を円滑に実施するため、あらかじめ動員職員を算出して職員配備計画（市災害対策本部活動規定を準用）を整備する。

各部局長は、あらかじめ時間外における職員の連絡方法を定める。

なお、職員は、連絡手段の途絶した場合には、職員配備計画により定められた所定の場所へ自主的に参集する。

3 消防機関の体制

(1) 消防機関における体制

甲府地区消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、甲府地区消防本部及び消防署における初動体制及び職員の災害時の配備基準の充実に努めるものとする。その際、市は、甲府地区消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における甲府地区消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防団長は、定められている消防団員の参集基準を充実させる。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理できるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項） 車両等の破損措置に関すること。（法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、地域防災計画等を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

この場合において、関係機関は相互に、資料や情報の提供、意見の陳述等の必要な協力を求めるなど連携を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「被害の最小化」の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

なお、市の連絡先及び担当部署は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報に更新する。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市の行うべき事務の知事による代行

市は、武力攻撃災害の発生により市が行うべき国民保護措置の全部又は一部を市に代わって知事が行う場合に備え、必要に応じて調整を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁

止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防ぎよ、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、甲府地区消防本部の活動が円滑に行われるよう、甲府地区広域行政事務組合構成市町と連携し、近接市町と応援体制の整備を図る。

また、甲府地区消防本部は、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携体制等

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関の連絡先、担当部署等について把握しておく。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報に更新する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう甲府地区消防本部と協力して災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、地域防災計画において締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主

防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかとされた。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、甲府市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、自然災害に対応した非常通信体制を基本とし、より一層の充実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用、確保を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、主な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に遂行するために、情報伝達ルートの多ルート化（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電話、FAX、防災行政用無線、防災情報システム等）や停電等に備えた非常用電源の整備に努めるとともに、通信途絶時における対応策も検討する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、地域防災計画等で定めた通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備等

- ア 情報通信手段の施設、設備の取扱いについて、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理、運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備、関連装置の二重化等の障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。
- ウ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備の全体を定期的に整備、点検する。
- エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携に努める。

(2) 運用面

- ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的に実施する。
- イ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ウ 指定公共機関である電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- エ 高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう検討を行い、体制の整備を図る。
- オ 甲府地区消防本部と連携し、夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- カ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時

における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

キ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

3 電気通信設備の優先使用

市、県及び関係機関は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話又は、携帯電話を電気通信事業者の承諾を得て災害時優先電話として利用する。

また、市長は国民保護措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別に必要があるときは、電気通信事業者の事業用電気通信設備を優先的に利用し、又は甲府地区消防本部、自衛隊等の有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

4 電波法に基づく非常通信の利用

市、県及び関係機関は、武力攻撃事態又は緊急対処事態において有線通信が利用できない、又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

なお、非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するものなど非常通信運用細則第7条の規定による。

第4 情報収集及び提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報活用のための体制整備

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関で相互に利用できるよう共通システム化、データベース化の構築に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体（自治会等）への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めておく。

(2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政用無線の整備・拡充するとともにデジタル化の推進に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備するとともに、的確な動作環境を確保するための点検等に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17

年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知) については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたとき市長が迅速に警報の内容の伝達を行う、市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設（学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所等）について、県との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先を把握するとともに、情報伝達体制を整備する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）や甲府市総合防災情報システム等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報として、次に掲げる情報について、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。資料編参照）に定める様式第 1 号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」及び様式第 2 号「安否情報収集様式（死亡住民）」により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| 1 避難住民（負傷した住民を含む。） |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |

⑫ 親族・同居者への回答希望 ⑬ 知人への回答希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡した住民 上記（避難住民の項目）①～⑦の項目 ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体の安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

【様式第3号】（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

① 氏名	② フリ ガナ	③ 出生 の年 月日	④ 男 女 の 別	⑤ 住 所	⑥ 国 籍	⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	⑧ 負傷(疾 病)の該 当	⑨ 負傷又は 疾病の状 況	⑩ 現在の 居所	⑪ 連絡先 その他 必要情 報	⑫ 親 族 ・ 同 居 者 へ の 回 答 希 望	⑬ 知 人 へ の 回 答 希 望	⑭ 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 へ の 回 答 又 は 公 表 へ の 同 意	備考

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報の収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先、通常の所在人数等）についてあらかじめ資料を整備し、備えておく。

また、報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、安否情報省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

(3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告する安否情報システムや防災情報システム等で報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を指定し、必要な研修・訓練に努める。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集、連絡体制の整備

市は、被災情報を収集、整理し、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集、連絡にあたる担当者を定め、必要な体制の整備に努める。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集、連絡にあたる担当者に対し、情報収集、連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
甲府市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 甲府市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

臨時被害状況								
市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他	
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊		
			重傷	軽傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、県等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努める。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。研修に際しては、国が作成するビデオ教材やeラーニング等も活用する。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊及び警察、消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近接市町、県、国等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、甲府地区消防本部、県警察及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。この際、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集及び訓練

③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と地域防災計画の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映させる。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県及び甲府地区消防本部と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

市は、県知事から避難の指示及び救援の指示を受けたときは、住民の避難誘導等を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網等のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備、整備（庁内における基礎資料を共通化）する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ（避難地区別単位毎、避難行動要支援者データ））
- 市域及び周辺地域の道路網（主要林道、農道を含む。）のリスト
（避難経路として想定される自動車専用道路、国道、県道、市道、主要林道、農道等の幹線道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（①鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
②鉄道網やバス網、保有車両のリスト）
- 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別、仮設住宅用地に関するリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、名称、数量及び市域の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会及び自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（①甲府地区消防本部・各消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
②消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 県への協力要請等

市は、あらかじめ想定される武力攻撃災害発生状況に応じた、県への協力要請の基準等を作成するものとする。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 隣接する市町との連携の確保

市は、武力攻撃事態等において、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と緊密な連携を確保する。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が得られるよう、平素から連携・協力の関係を構築しておく。

(6) 学校や事業所との連携

市は、学校や事業所における避難に関して、平素から各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(7) 消防職員による避難住民の誘導

市長は、甲府地区広域行政事務組合の管理者（以下「甲府地区の管理者」という。）に対し甲府地区広域行政事務組合消防長（以下「甲府地区消防長」という。）等を指揮し、避難住民を誘導するよう求める。なお、甲府地区の管理者は、避難実施要領の定めるところにより、甲府地区消防長及び消防団長を指揮して避難住民の誘導を行うこととされている。

(8) 警察官等による避難住民の誘導

市長は、警察署長及び国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請することができるものとする。

また、市長は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、武力攻撃事態等において、知事の避難の指示があった場合には、直ちに避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を定める。（第3編第4章第2を参照）。

このため、関係機関（県、県警察、消防機関及び自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（市内避難、市外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを、次の類型に基づいて、市域での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時において適切な行動をとることが特に困難な高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難の方法等について配慮する。

また、市は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道等）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食糧の給与方法）
- ⑧ 避難行動要支援者の把握（民生児童委員、自治会等と連携した高齢者、障害者等の現況把握）
- ⑨ 避難における車両の使用禁止の明記

	類 型	避難の態様
武力 攻 撃 事 態	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学物質弾頭	・ 初動時 屋内避難 ・ 事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	航空機による攻撃	
	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる （県内外避難）
緊急 対	危険性を内在する物質を有する施設等 に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 （市及び隣接市町内の指定施設への避難）

処 事 態	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・大規模集客施設、ターミナル駅 ・鉄道の爆破	
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地におけるサリン等の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・危険地域からの避難 （市及び隣接市町内の指定施設への避難） （風向、二次感染の防止措置等を考慮する）

3 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるよう避難地区ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

4 避難行動要支援者の把握等

市は、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、自治会、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの関係者をつながりを保ち現況把握等に努める。

併せて、これらの避難行動要支援者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

5 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

6 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(1) 輸送体制の整備等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市域における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市域の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

【輸送力確保のための情報】

- ① 指定地方公共機関（運送事業者）等の保有車両の台数
- ② 指定地方公共機関（運送事業者）等の乗車定員数
- ③ 指定地方公共機関（運送事業者）等の連絡先、責任者、待機場所
- ④ 指定地方公共機関（運送事業者）等の保有車両の燃料の種別等
- ⑤ その他必要事項

(2) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送に関する情報】

- ① 保有車両等（鉄道、定期路線バス、貸切バス等）の数、定員、運転者数
- ② 本社、支社及び営業所（中核的営業所）の所在地、連絡先、連絡方法等

【輸送施設に関する情報】

- ① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ③ ヘリポート等 （名称、所在地、設置帯規模、管理者の連絡先等）

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域内に係る運送経路の情報を共有する。

7 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

8 避難住民の受入体制

市は、山梨県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

なお、県より救援の措置の実施について一部委任が想定される項目については、次のとおり。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食糧の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応）
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）
- ④ 埋葬及び火葬
- ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

有事の際には、ダム、浄水場などの国民生活に関連する施設や毒劇物等の危険物取扱施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされる可能性がある。このため、市は、甲府地区消防本部と連絡をとりながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の方法について定める。

【生活関連等施設について把握する項目】

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

2 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設等においては、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、県の措置に準じて予防対策等の措置を実施することとし、警察署長等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、地域防災計画により備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、調達体制の整備に努める。

(2) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえた、備蓄、整備、点検に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置を実施するため、平素から管理する物資及び資材の整備、点検に努める。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施に必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその推進に努めることとされていることから、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、県と連携しながら、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備などについて継続的に啓発の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、消防団及び自主防災組織等を通じて啓発を図る。

(3) 学校における教育の推進

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育の推進に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、わが国に対する弾道ミサイル飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を地域防災計画の各種マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、甲府地区消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、市域内において、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手し、武力攻撃等の生起のおそれがある場合や突発的に発生した災害に武力攻撃等の疑いがある事案など政府による武力攻撃事態や緊急処理事態の認定前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産を保護するために、被害への初動的な対処が必要となる。

このため、市は、速やかに緊急事態に対処できる体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 市緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 市緊急事態連絡本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、市としての確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡本部（以下「市連絡本部」という。）を速やかに設置する。

イ 市連絡本部の設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- ① 国の対策本部長から、警報が発令された場合
- ② その他市長が市連絡本部を設置することが必要と認めた場合

(イ) 廃止基準

- ① 警報が解除された場合
- ② 市対策本部が設置された場合
- ③ その他市長が市連絡本部を廃止することが適当と認めた場合

ウ 設置場所は、原則として市本庁舎会議室とする。

エ 市長は、市連絡本部を設置したときは、直ちに、事案の発生を、県に連絡する。
この場合、市連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における甲府地区消防本部との通信を確保する。

(2) 市連絡本部の組織構成等

ア 市連絡本部の本部長（以下「市連絡本部長」という。）は、市長をもってあて、市連絡本部の事務を総括し、職員を指揮する。

イ 市連絡本部の副本部長は、両副市長、市立甲府病院長、上下水道事業管理者及び教育長をもってあて、危機管理監とともに市連絡本部長を補佐する。

ウ 市連絡本部の本部員は、市長部局の各部長、市立甲府病院両副院長、上下水道局の各部長、教育委員会教育部長、甲府地区消防長、甲府地区広域行政事務組合事務局長（以下「甲府地区事務局長」という。）、甲府・峡東ごみ処理施設事務組合事務局長及び議会局長をもってあてる。

エ 市連絡本部長は、情報収集、分析や連絡調整等に関する、次の事項を協議するため、必要に応じて会議を招集する。

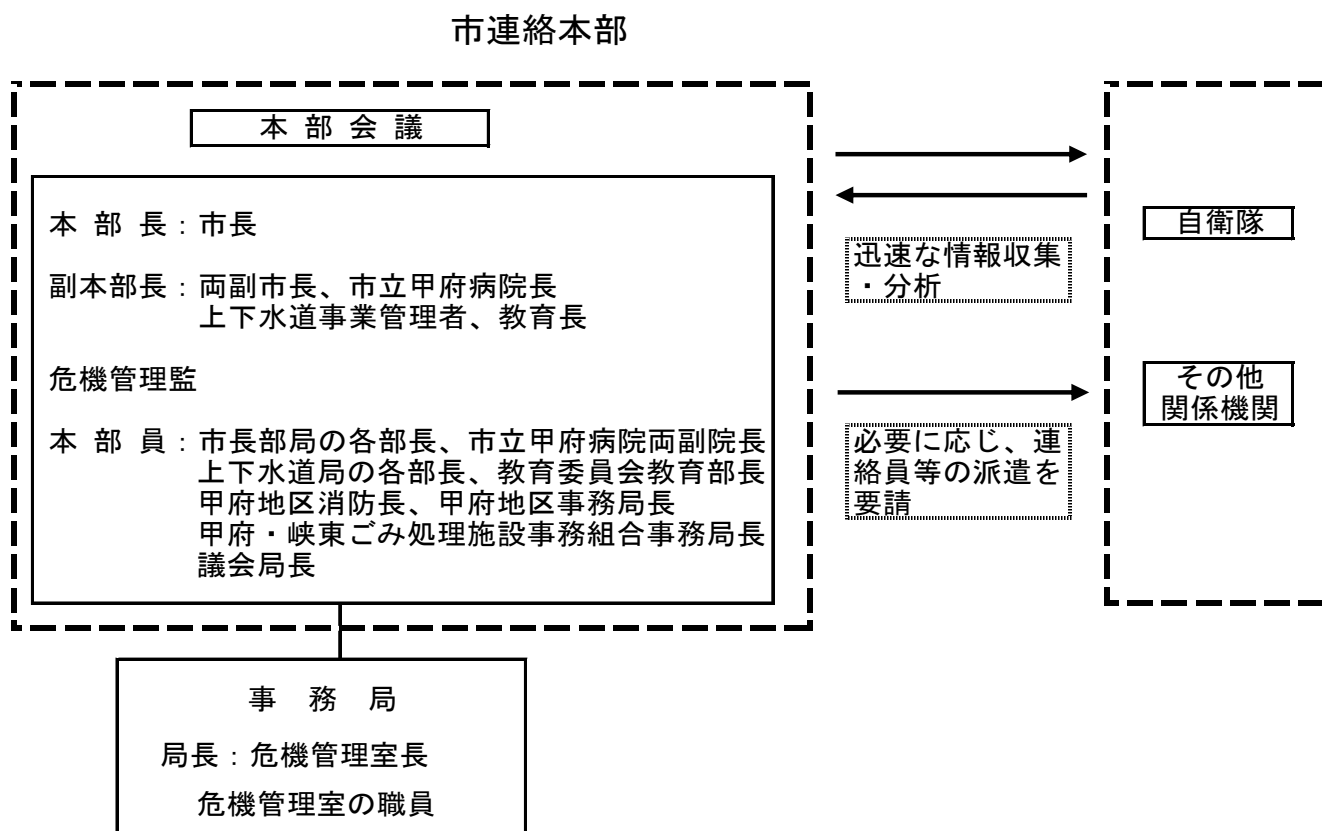
- ① 事案の状況把握と対処
- ② 関係部局間の相互調整
- ③ 関係機関との連携調整
- ④ その他必要な事項

オ 市連絡本部に、本部の事務を処理するため、危機管理室長を局長とする事務局を置き、局員は危機管理室職員をもって構成する。

カ 市連絡本部長は、自衛隊その他関係機関に対し、必要に応じて市連絡本部へ連絡員等の派遣を要請する。

- キ 市連絡本部の体制は、市対策本部に準じる。
また、市連絡本部の構成は、次のとおりとする。

【市連絡本部の構成等】



- ※ 住民からの通報、県や甲府地区消防本部からの連絡その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理監を通じて市長に報告するものとする。

(3) 市連絡本部における初動措置

市は、市連絡本部において、各種の連絡調整にあたり、現場の甲府地区消防本部による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を甲府地区消防本部へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の措置等についても情報を収集、分析し、被害の最小化を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の指定の要請等を行う。

2 市対策本部に移行する場合の調整

(1) 市連絡本部を設置している場合

市連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市連絡本部は廃止する。

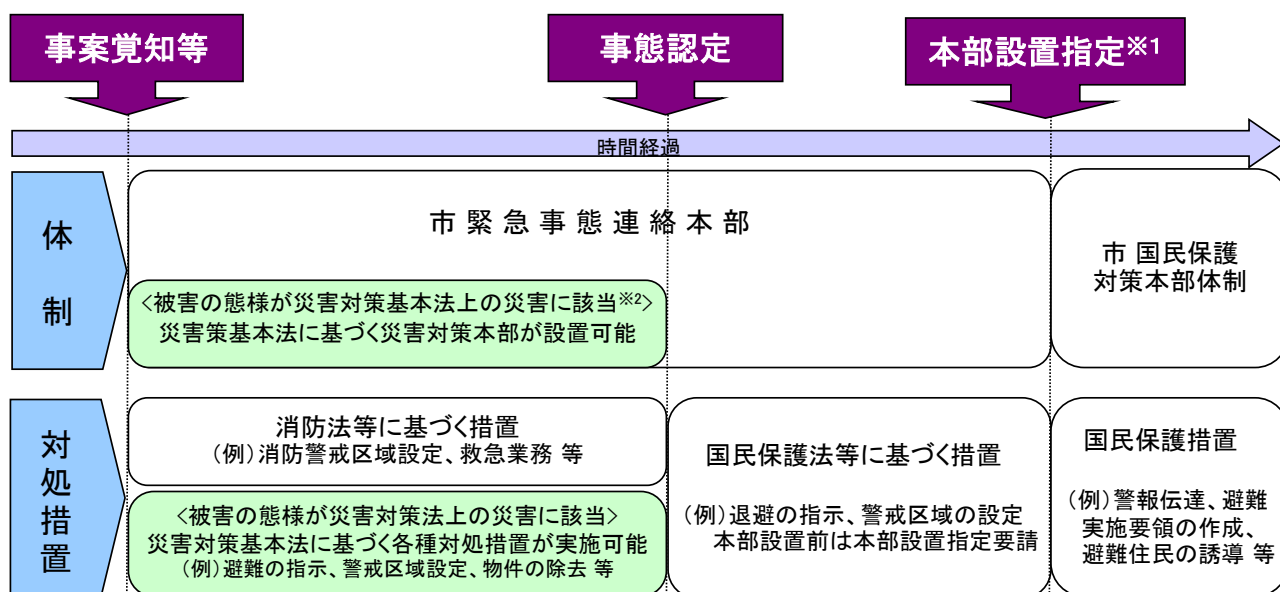
(2) 災害対策基本法に基づく対応を行っている場合

災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置して対応した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対応に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当体制を立ち上げ、又は、市連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、県から市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合に、市対策本部を迅速に設置するための手順、市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。既に市連絡本部又は市災害対策本部を設置していた場合には、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 職員の参集

市対策本部が設置されたとき、職員は、あらかじめ定められている所定の場所に、直ちに参集するものとする。ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、本庁舎又は支所等最寄りの市の機関に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各部連絡責任者（総室長）は、速やかに職員の参集状況を把握し、危機管理班に報告する。

エ 市対策本部の設置場所

市対策本部担当者は、市庁舎会議室に市対策本部を設置するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 市対策本部設置の通知

市対策本部を設置した場合には、直ちに、次に掲げる機関に通知するとともに、市民に対しラジオ、テレビ、市のホームページ等を通じて公表する。

- ① 県
- ② 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- ③ 自衛隊山梨地方協力本部
- ④ 隣接市町
- ⑤ その他関係機関

カ 交代要員等の確保

市は、地域防災計画を活用しつつ、職員の配置、食糧、飲料水、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等により、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設を甲府市総合市民会館に設置する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

代替施設の設置場所

施 設 名	所 在 地	電話番号
甲府市総合市民会館	甲府市青沼三丁目 5-44	055-231-1951

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市が国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

ア 市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもってあて、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮する。

市対策本部長に事故等があり不在の場合における市長権限委譲順位は、両副市長、他の副本部長の順位で、その職務を代理する。

イ 市対策本部の副本部長は、両副市長、市立甲府病院長、上下水道事業管理者及び教育長をもってあて、危機管理監とともに市対策本部長を補佐する。

ウ 市対策本部の本部員は、市長部局の各部長、市立甲府病院両副院長、上下水道局の各部長、教育委員会教育部長、甲府地区広域行政組合消防長、甲府地区広域行政組合事務局長、甲府・峡東ごみ処理施設事務組合事務局長及び議会局長をもってあてる。

エ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長、危機管理監及び本部員で構成する本部会議を置く。

オ 市対策本部長は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

- ① 市対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 市対策本部内の各室の相互調整に関する事項
- ③ 国、県、他市町村、指定公共機関等関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項

カ 市対策本部に、部、室及び班を置き、各部の長は、本部員をもってあてる。各班の分掌事務は別表 1 のとおりとする。

キ 市対策本部に、本部の事務を処理するため、危機管理室長を局長とする事務局を置き、局員は危機管理室職員をもって構成する。

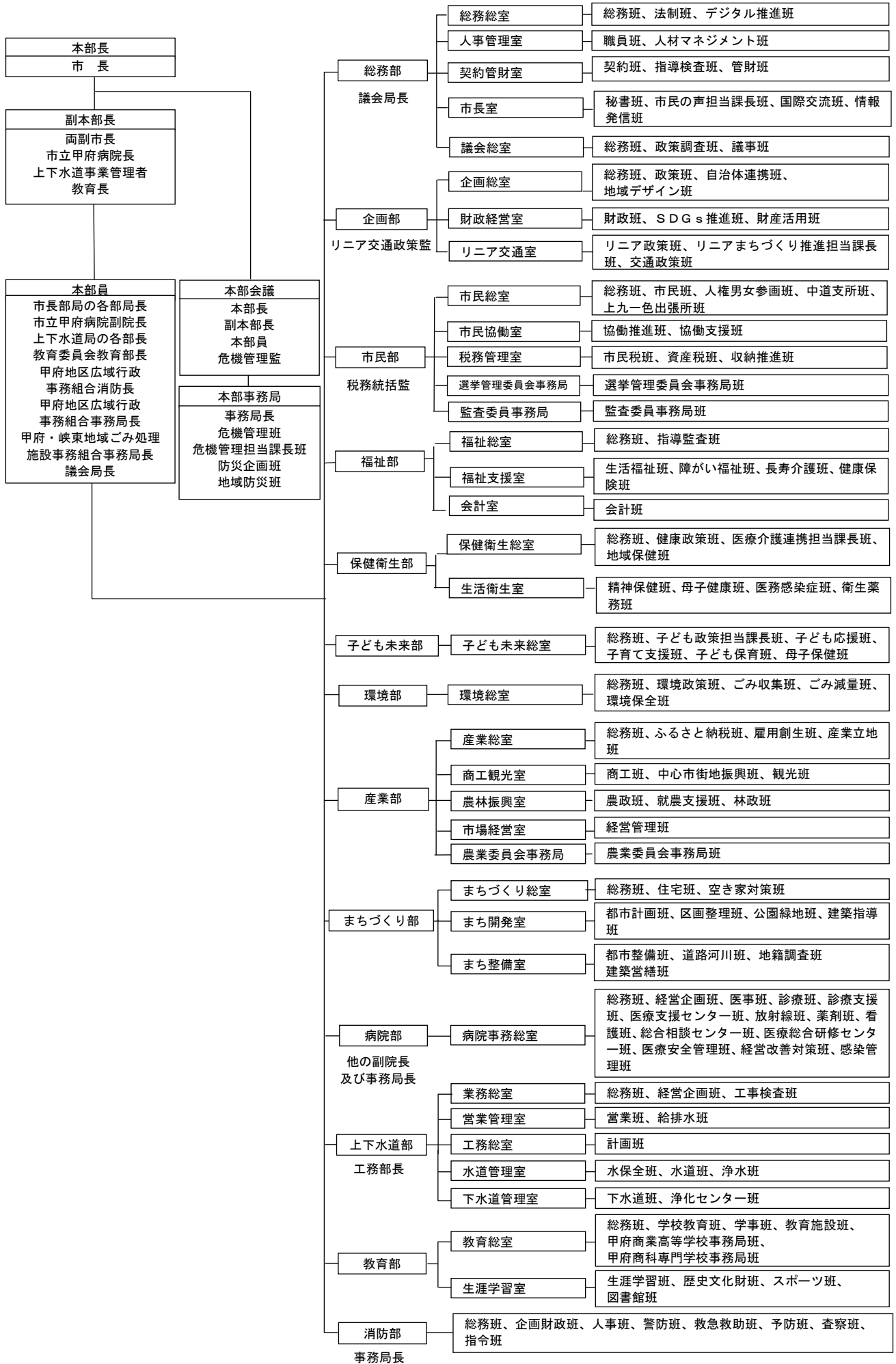
ク 市対策本部の組織図は、次のとおりとする。

※ 市対策本部長が認めるとき、県の職員その他本市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

市の各部は、次の分掌事務に従って、国民保護措置を実施する。

なお、市対策本部が設置されない場合においても、同様に対処する。

市対策本部組織図



別表 1

名 称			分掌事務	摘要
部（部長）	室等（室長等）	班（班長）		
危機管理監	危機管理室 (危機管理室長)	危機管理班 (危機管理課長)	1 国民保護対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。	
		危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	2 本部員会議に関すること。 3 警報及び避難の伝達・通知に関すること。	
		防災企画班 (防災企画課長)	4 警戒区域の設定に関すること 5 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。	
		地域防災班 (地域防災課長)	6 防災行政用無線の運用統制に関すること。 7 避難実施要領の策定に関すること。 8 災害時の相互援助協定に関すること。 9 自衛隊その他関係機関への応援要請に関すること。 10 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 11 被災情報の収集・整理及び報告に関すること。 12 安否情報の収集・整理及び提供に関すること。 13 避難行動要支援者名簿に関すること。 14 特殊標章の交付・許可に関すること。	
総務部 (総務部長) 議会局長は、総務部長を補佐する。	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。	
		法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関すること。	
		デジタル推進班 (デジタル推進課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。	
	人事管理室 (人事管理室長)	職員班 (職員課長)	1 職員の服務及び出勤に関すること。 2 災害応急対策等に係る求人に関すること。 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関すること。	
		人材マネジメント班 (人材マネジメント課長)	職員の健康管理に関すること。	
		契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	

		指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関すること。		
		管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関すること。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 庁内自衛消防隊の活動に関すること。 5 庁舎設備の管理・復旧に関すること。 6 市有財産の管理に関すること。 7 庁用自動車（本庁舎）の移動に関すること。 8 公有財産（土地・建物）の統括管理に関すること。 9 公有財産（建物）の保険契約に関すること。 (他の課等業務に属するものを除く。)		
	市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関すること。 2 国及び県関係者の応接に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。		秘書班への応援に関すること。
		市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関すること。		
		国際交流班 (国際交流課長)			
		情報発信班 (情報発信課長)			
	議会総室 (議会総室長)	総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。		
		政策調査班 (政策調査課長)			
		議事班 (議事課長)			
	企画部 (企画部長) リニア交通政策監は企画部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)		1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。 4 受援（部内）に関すること。
政策班 (政策課長)			部内各班への応援に関すること。		
自治体連携班 (自治連携課長)					
地域デザイン班 (地域デザイン課長)					

	財政経営室 (財政経営室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関すること。 2 その他災害の経理に関すること。 3 部内各班への応援に関すること。	
		SDG s 推進班 (SDG s 推進課長)	部内各班への応援に関すること。	
		財産活用班 (財産活用課長)		
	リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。	
	リニアまちづくり推進担当課長班 (リニアまちづくり推進担当課長)			
	交通政策班 (交通政策課長)			
市民部 (市民部長) 税務統括監は、 市民部長を補佐する。	市民総室 (市民総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。	
		市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者及び被災者の収容に関すること。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 4 避難状況の本部への報告に関すること。 5 安否情報の提供。	
		中道支所班 (中道支所長)	1 支所内自衛消防隊に関すること。 2 市民班への応援に関すること。	
		上九一色出張所班 (上九一色出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 2 市民班への応援に関すること。	
		人権男女参画班 (人権男女参画課長)	総務班への応援に関すること。	
	市民協働室 (市民協働室長)	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関すること。	
		協働支援班 (協働支援課長)	災害ボランティアの支援に関すること。	
	税務管理室 (税務管理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関	

		資産税班 (資産税課長)	すること。	
		収納推進班 (収納推進課長)		
	選挙管理委員会事務局(選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。	
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)		
福祉部 (福祉部長)	福祉総室 (福祉総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関する事。 6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する事。 7 義援金の受付及び配分計画に関する事。 8 受援(部内)に関する事。	
		指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関する事。	
	福祉支援室 (福祉支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事。	
		障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1 避難行動要支援者等に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。	
		長寿介護班 (長寿介護課長)		
		健康保険班 (健康保険課長)	部内各班への応援に関する事。	
	会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 義援金の受け入れに関する事。	
保健衛生部 (保健衛生部長)	保健衛生総室 (保健衛生総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。 5 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関する事。 6 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関する事。	

		健康政策班 (健康政策課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。	
		医療介護連携担当課長班 (医療介護連携担当課長)	2 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。 3 災害医療情報等の広報、周知に関すること。 4 その他、災害危機管理機関等との調整・渉外に関すること。	
		地域保健班 (地域保健課長)	1 医療機関等への訪問調査に関すること。 2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 避難所の保健医療ニーズ調査等に関すること。 5 医療救護班の指揮に関すること。 6 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。 7 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。 8 その他、災害時の対人保健に関すること。	
	生活衛生室 (生活衛生室長)	精神保健班 (精神保健課長)	1 災害時の精神保健医療活動に関すること。 2 地域保健班の応援に関すること。	
		母子健康班 (母子健康課長)	地域保健班の応援に関すること。	
		医務感染症班 (医務感染症課長)	1 EMIS を活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 2 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 3 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 4 市三師会等関係団体との調整に関すること。 5 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 6 医療救護所の設置に関すること。 7 感染症・食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 8 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。 9 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。	

		衛生薬務班 (衛生薬務課長)	1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関する事。 2 医療等専門ボランティアの募集窓口への協力に関する事。 3 災害による遺体の処理に関する事。 4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関する事。(動物園を除く) 5 その他、災害時の対物保健に関する事。	
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども未来総室 (子ども未来総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。	
		子ども政策担当班 (子ども政策担当課長)	3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。	
		子ども応援班 (子ども応援課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 子ども屋内運動遊び場における施設利用者の安全確保に関する事。	
		子育て支援班 (子育て支援課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関する事。	
		子ども保育班 (子ども保育課長)	1 児童の安全確保に関する事。 2 児童館の安全確保に関する事。 3 放課後児童クラブの安全確保に関する事。	
		母子保健班 (母子保健課長)	1 保健衛生部地域保健班の応援に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。	
環境部 (環境部長)	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。 5 来庁者の避難に関する事。 6 庁用自動車の移動に関する事。	
		環境政策班 (環境政策課長)	部内各班への応援に関する事。	

		ごみ収集班 (ごみ収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集、運搬及び処理に関すること。 2 ごみ・がれき等の仮置場及び臨時集積所の設置と管理に関すること。 3 がれきの分別、処理に関すること。 4 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集、運搬及び処理に関すること。 5 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。 6 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。 7 支援業者への収集運搬・処理委託事務に関すること。	
		ごみ減量班 (ごみ減量課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関すること。 3 指定管理者制度導入施設（リサイクルプラザ）における施設利用者等の安全確保に関すること。	
		環境保全班 (環境保全課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関すること。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関すること。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関すること。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関すること。 6 公設浄化槽の被害調査等に関すること。	
産業部 (産業部長)	産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。	
		ふるさと納税班 (ふるさと納税課長)	観光班の応援に関すること。	
		雇用創生班 (雇用創生課長))		
		産業立地班 (産業立地課長)	部内各班への応援に関すること。	

	商工観光室 (商工観光室長)	商工班 (商工課長)	1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。
		中心市街地振興班 (中心市街地振興課長)	中部内各班への応援に関すること。
		観光班 (観光課長)	1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。 2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	農林振興室 (農林振興室長)	農政班 (農政課長)	1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 農業団体等との連絡調整に関すること。 3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。
		就農支援班 (就農支援課長)	1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。 3 農業団体等との連絡調整に関すること。 4 園芸施設等の被災証明書の交付に関すること。
		林政班 (林政課長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 市場の活動の調整及び連絡に関すること。 2 市場の庶務に関すること。 3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。 4 市場流通機能の応急対策に関すること。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関すること。 6 場内業者との情報収集伝達等に関すること。
	農業委員会事務局	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。
まちづくり部 (まちづくり部長)	まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。

		住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
		空き家対策班 (空き家対策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関すること。
	まち開発室 (まち開発室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 区画整理区域内の応急対策に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。
		区画整理班 (区画整理課長)	部内各班への応援に関すること。
		公園緑地班 (公園緑地課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 庁用自動車の移動に関すること。
		建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。
	まち整備室 (まち整備室長)	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関すること。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関すること。 4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。
		道路河川班 (道路河川課長)	1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。 2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。 3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 放置車両の移動に関すること。 6 道路の応急措置に関すること。

			7 水門等の災害復旧工事に関すること。 8 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。	
		地籍調査班 (地籍調査課長)	部内各班への応援に関すること。	
		建築営繕班 (建築営繕課長)	1 緊急収容施設の建築に関すること。 2 応急仮設住宅の建築等に関すること。 3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関すること。 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。	
病院部 (病院長が指名する副院長) 及び事務局長は、部長を補佐する。	病院事務総室 (病院事務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。	
		経営企画班 (経営企画課長)	3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。	
		医事班 (医事課長)	4 職員の動員に関すること。	
		診療班 (診療部長)	1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関すること。	
		診療支援班 (診療支援部長)	2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 3 移動医療に関すること。 4 その他医療全般に関すること。	
		医療支援センター班 (医療支援センター長)	診療班及び診療支援班への応援に関すること。	
		放射線班 (放射線部長)		
		薬剤班 (薬剤部長)		
		看護班 (看護部長)		
		総合相談センター班 (総合相談室長)	部内各班の応援に関すること。	
		医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班及び診療支援班への応援に関すること。	
		医療安全管理班 (医療安全管理部長)		
		経営改善対策班 (経営改善対策部長)		
		感染管理班 (感染管理部)		

上下水道部 (業務部長) 工務部長は、業務部長を補佐する。	業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。
		経営企画班 (経営企画課長)	3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 部に係る災害予算及び経理に関すること。 5 応急対策の計画推進に関すること。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関すること。 7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関すること。 8 節水、断水及び給水の宣伝に関すること。 9 受援（部内）に関すること。 10 避難誘導に関すること。
	営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関すること。
		給排水班 (給排水課長)	
	工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関すること。
水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	1 飲料水の補給に関すること。 2 水源の確保に関すること。	
	水道班 (水道課長)	3 送・配水施設の応急復旧に関すること。 4 各配水系統別の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。	
	浄水班 (浄水課長)	5 取・導・浄水施設の応急復旧に関すること。 6 水質の検査及び保持に関すること。 7 工事指定店の動員体制の確認に関すること。 8 簡易水道施設等に関すること。	
	下水道管理室 (下水道管理室長)	下水道班 (下水道課長)	1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関すること。
		浄化センター班 (浄化センター課長)	2 下水道管の被害状況調査及び緊急措置に関すること。 3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関すること。
教育部 (教育部長)	教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。
		学校教育班 (学校教育課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関すること。 ・登校、下校に関すること。

			・ 緊急避難に関すること。 ・ 臨時休業に関すること。 ・ 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。 ・ 授業再開までの諸調査に関すること。 2 教科書、教材文房具等の交付に関すること。
	学事班 (学事課長)		1 学校教育班への応援に関すること。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 学校給食に関すること。
	教育施設班 (教育施設課長)		1 まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況に関すること。
	甲府商業高等学校事務局 班(甲府商業高等学校事務長)	学校教育班への応援に関すること。	
	甲府商科専門学校事務局 班(甲府商科専門学校事務長)		
	生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 各公民館・総合市民会館等の被災状況の実態調査に関すること。 3 所管施設の利用者の避難誘導に関すること。
		歴史文化財班 (歴史文化財課長)	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関すること。
		スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関すること。
		図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 図書館の利用者の避難誘導に関すること。
	消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐する。		総務班 (総務課長)
		企画財政班 (企画財政課長)	
		人事班 (人事課長)	
		警防班 (警防課長)	
		救急救助班	

		(救急救助課長)		
		予防班 (予防課長)		
		査察班 (査察課長)		
		指令班 (指令課長)		

備考 室長は室を総括し、部長を補佐する。

(4) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱が生じないよう住民に適時適切な情報提供を行うため、次のとおり、市対策本部に広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、情報発信班長をもってあてる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ・広報は、事実に基づく正確な情報を時期を逸することのないよう迅速に行う。
- ・市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報の内容によっては市長が記者会見を行う。
- ・県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、武力攻撃災害の発生した地域における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡調整等をきめ細かく行う必要があると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

ア 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから、あらかじめ指名する者をもってあてる。

イ 市現地対策本部は、被災地に近い市の庁舎に設置する。

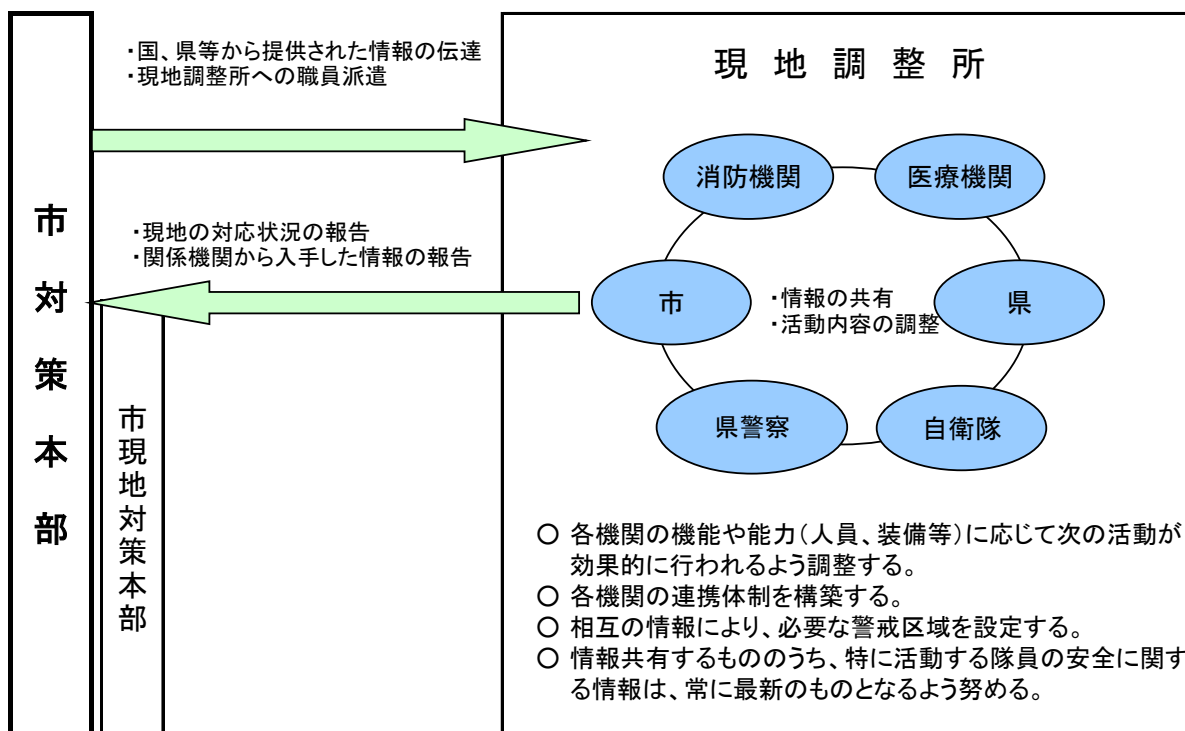
ウ 市現地対策本部は、次のような事務を所掌する。

- ① 被災地における関係機関との連絡調整
- ② 本部長から指示された応急対策及び救援措置等の実施
- ③ その他現地対策本部が実施すべき必要な事務

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、すでに県又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 情報の整理・共有化

市は、国、県及び関係機関等からの情報を分析、整理して、これらの関係機関と情報の統一化及び共有化を図る。

(9) 市がその事務の全部又は一部の執行不能時

市がその全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

(10) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政用無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めることができる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

イ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条））及び（知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食糧の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）

- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

※ 武力攻撃事態等における、自衛隊の国民保護等派遣について、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。
- ウ 市長は、必要があると認めるときは、知事に対し緊急消防援助隊の応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置の実施のための事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ② 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ③ その他委託事務に関し必要な事項
- イ 他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、市は、上記委託事項の公示を行い、県に届け出るとともに、市長は、その旨を議会に報告する。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 県知事の指示等

(1) 県知事からの指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、知事からその防ぎよに関する緊急の措置について指示を受けた場合には、その範囲内において指示に従う。

(2) 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示

市長は、人命の救助等のために特に緊急を要し、(1)の知事の指示を待ついとまがない場合に消防庁長官から武力攻撃災害を防ぎよするための消防に関する措置について指示を受けた場合には、その範囲内において指示に従う。

6 指定公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関

係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請をする。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせんの求め

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

8 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は公示を行い、県に届け出るとともに、市長は、その旨を議会に報告する。

(2) 職員の派遣義務

市は、他の市町村から職員の派遣を求められたときは、業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、安全確保に十分配慮しながら、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等の必要な支援を行う。

10 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体と協力し、ボランティアセンター等を設置して、被災地又は避難

先地域におけるニーズの把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保に努め、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

(2) ボランティア活動の内容

武力攻撃災害におけるボランティア活動は、主に次のとおりである。

また、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格や技能が生かせるよう十分配慮するものとする。

- ① 救援物資の集配、食事の炊き出しなど救援への協力
- ② 避難行動要支援者への支援活動等
- ③ その他ボランティア活動として、適当な活動への協力

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

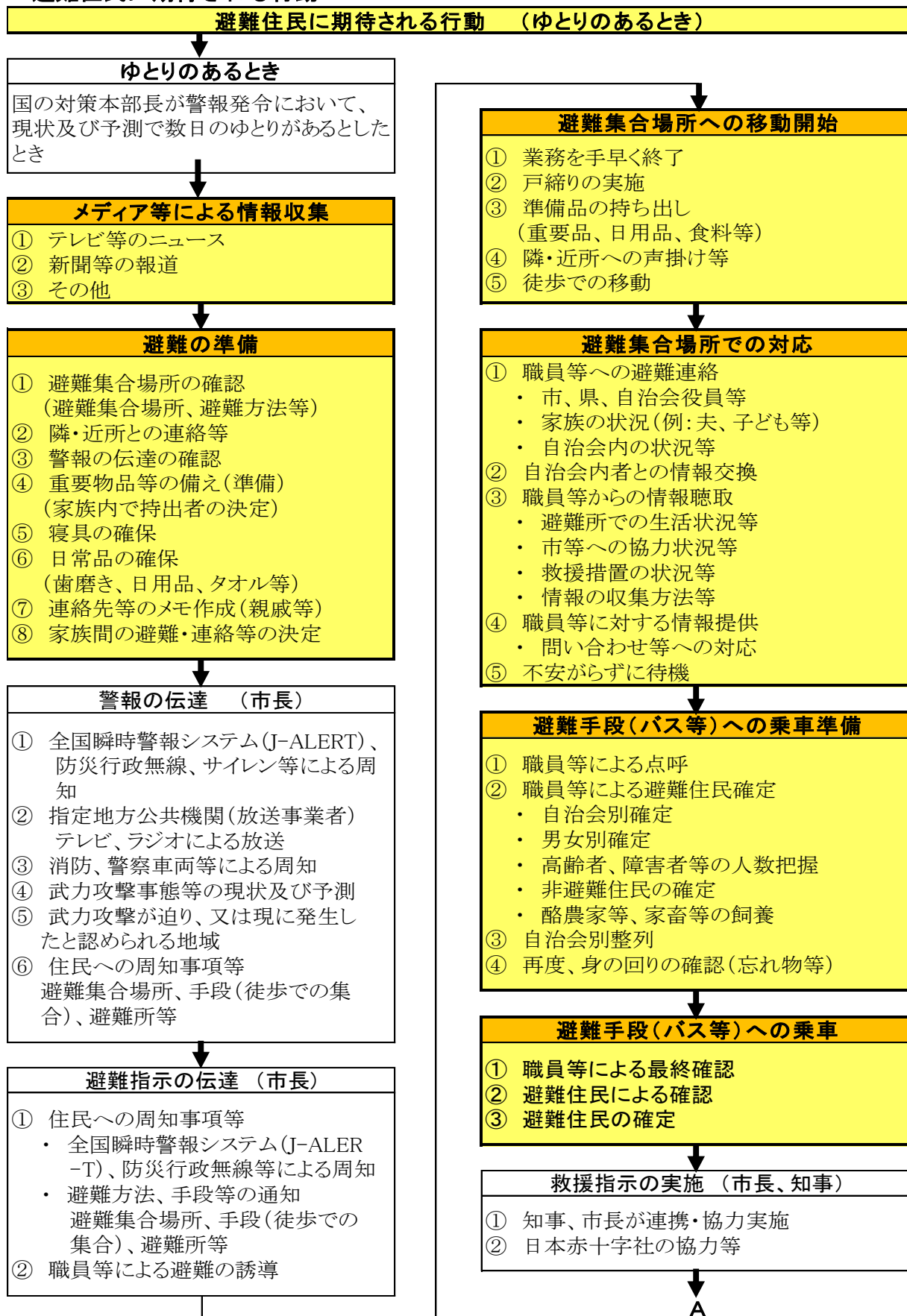
11 住民への協力要請

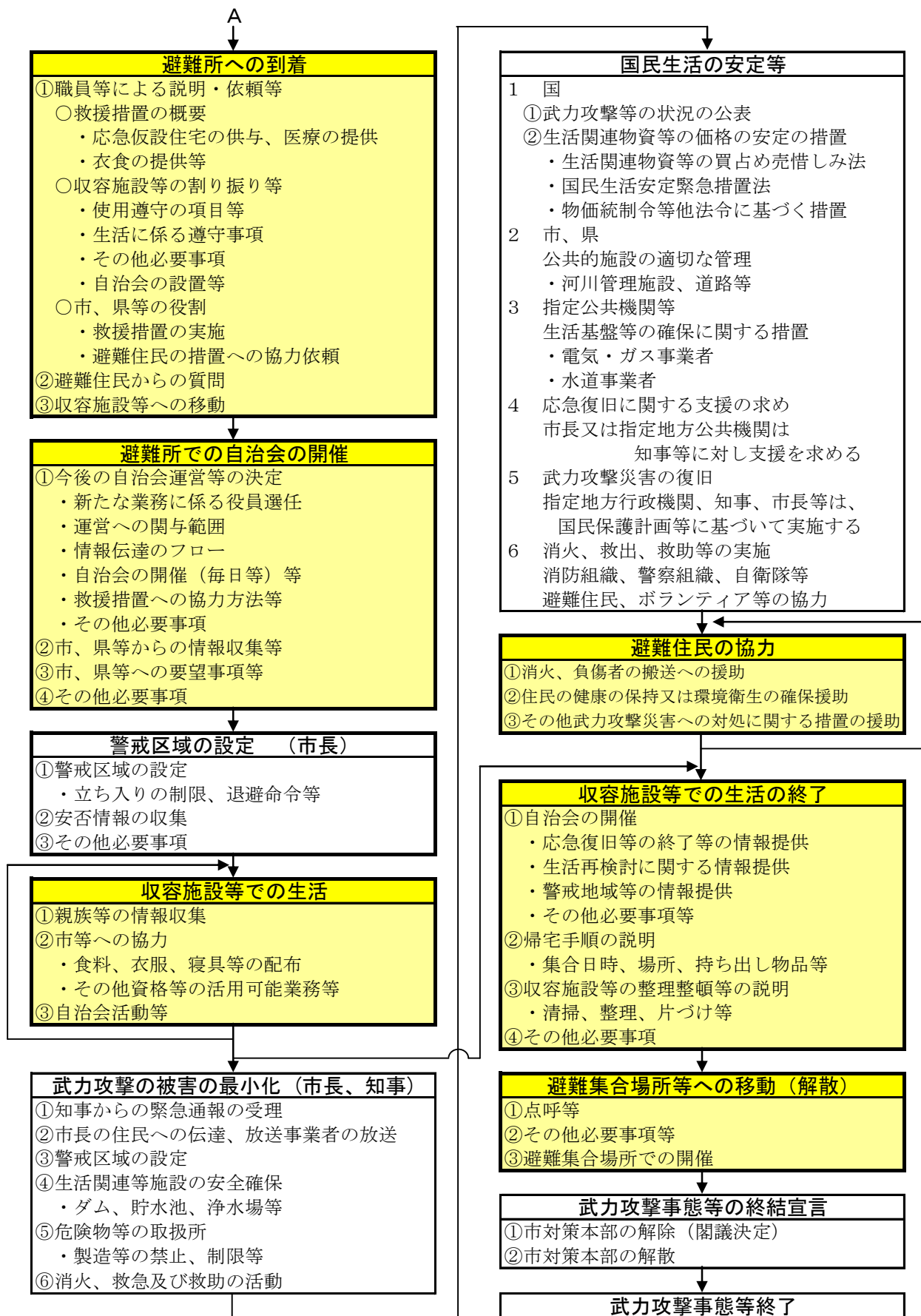
市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対して必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

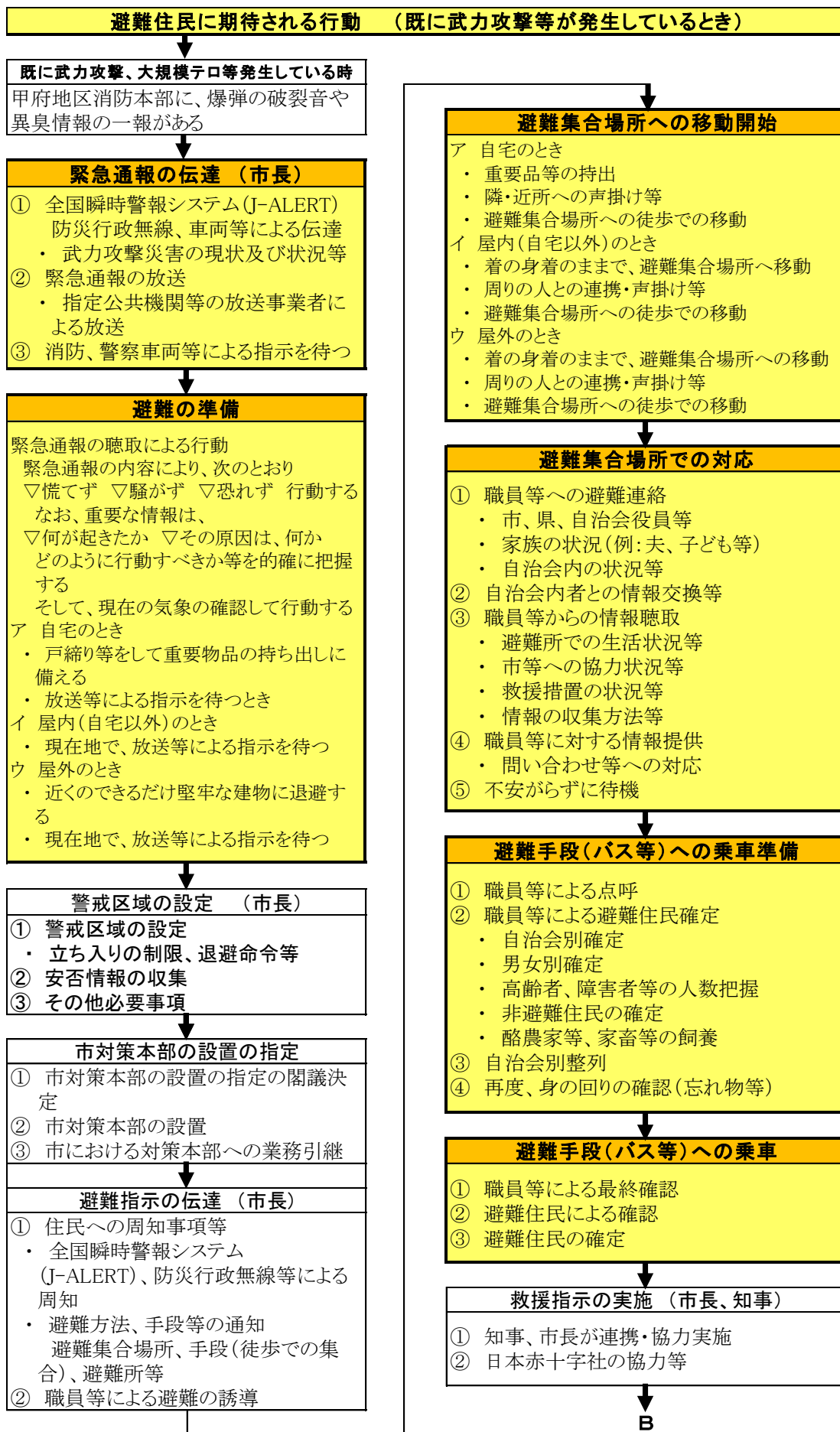
なお、この協力は、住民の自発的な意志に委ねられるものであって、要請にあたって強制することがあってはならない。

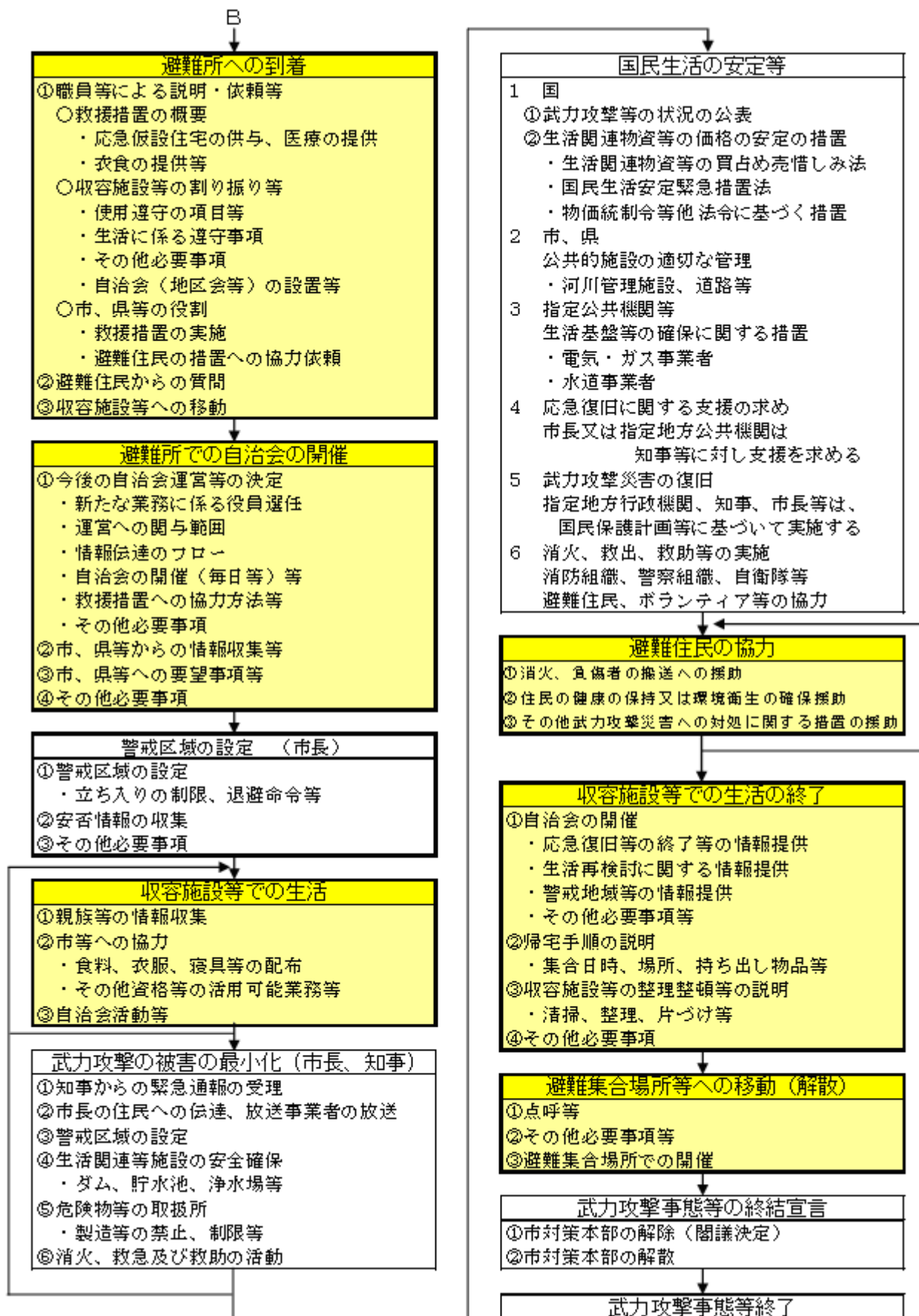
- ① 避難住民の誘導への協力
- ② 避難所の運営管理など避難住民等の救援への協力
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置への協力
- ④ 保健衛生の確保への協力

12 避難住民に期待される行動









第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の発令

(1) 警報の通知等

国の対策本部長は、武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市長に通知することとされている。

国から通知される警報内容は次のとおりである。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

※ ②に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

(2) 警報の伝達等

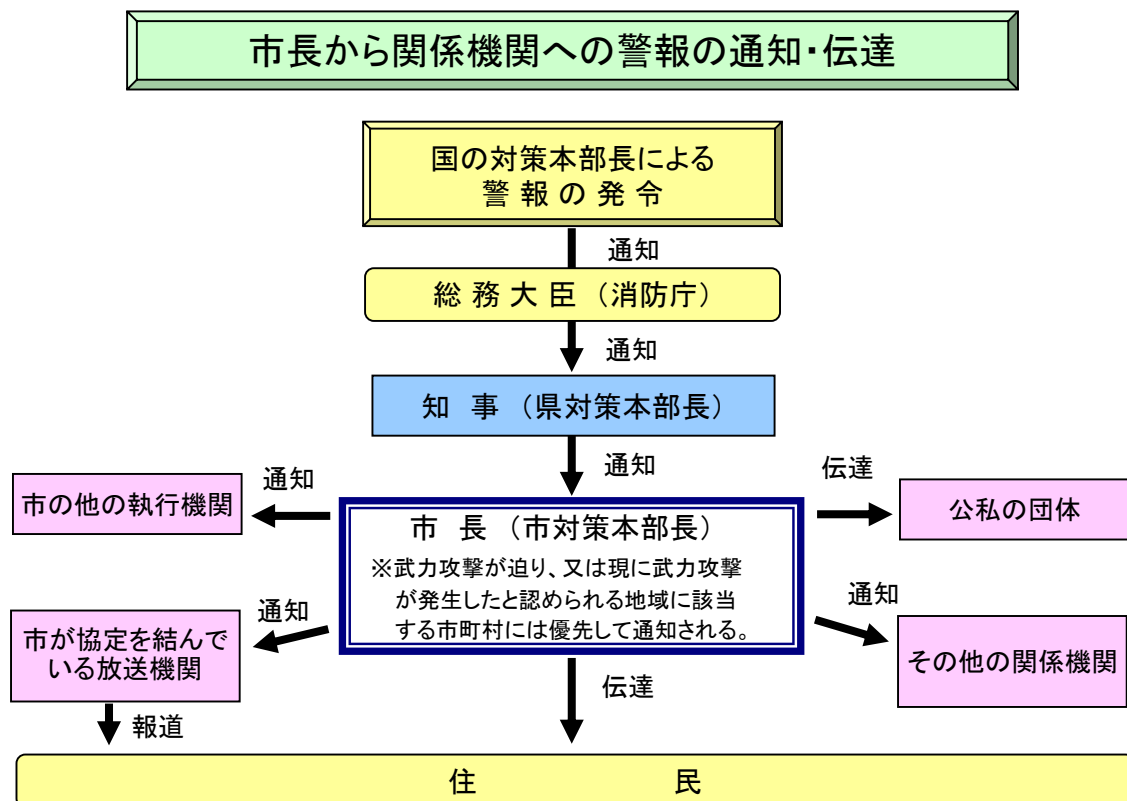
市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所（商工会）、青年会議所、病院等）に伝達する。

(3) 警報の通知

ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会、農業委員会等）その他の関係機関及び市が協定を結んでいる放送機関に対し、警報の内容を通知する。

また、市域の公共施設等多数の者が利用する施設に対し、警報の内容を伝達することに努める。

イ 市は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の伝達方法等

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合には、原則として、同報系防災行政用無線で国が定めた警報サイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合には、原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政用無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知する。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 警報の伝達体制の整備

市長は、当該市の職員及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、

体制の整備に努める。

また、市長は、甲府地区の管理者に対し、甲府地区消防長に必要な措置を講じることを指示するよう求める。

この場合において、甲府地区消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととし、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、県警察の拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局と連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

(1) 緊急通報の伝達・通知

市は、緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、「警報の内容の伝達等」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

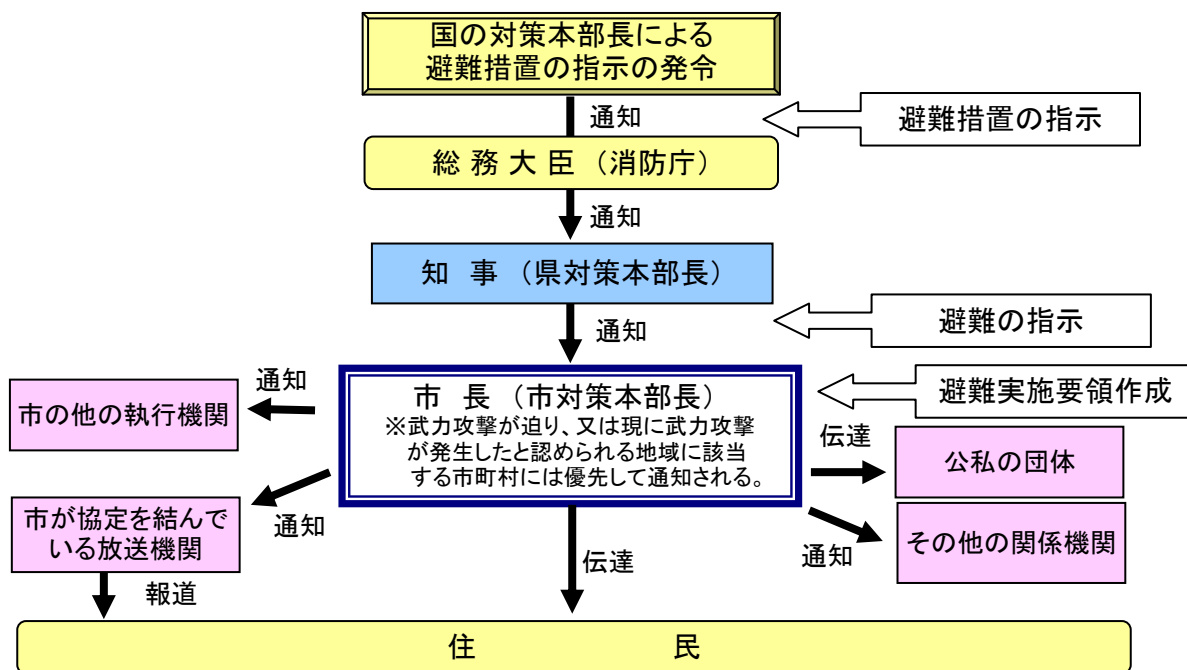
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合には、直ちに、県、県警察等の関係機関の意見を聴いて、総務大臣（消防庁）が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。特に緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、柔軟な対応を図る。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領作成の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。なお、消防職団員の配置等については、甲府地区消防本部の計画による。

ク 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（県警察との具体的な避難経路、車両等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）	
	山梨県 甲府市長 〇月〇日〇時現在
1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法	
甲府市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。	
(1) 甲府市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB 1 高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。	
【避難経路及び避難手段】	
○避難の手段（バス・鉄道・その他）	
バスの場合： 甲府市A 1 地区の住民は、甲府市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。	
集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B 1 高校体育館に避難する。	
鉄道の場合： 甲府市A 1 地区の住民は、J R △△線A A 駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又はA A 通りを使用すること。	
集合後は、〇日〇時〇分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。B 市B 1 駅到着後は、B 市職員及び甲府市職員の誘導に従って、主に徒歩でB 1 高校体育館に避難する。	
・・・・以下略・・・・	
(2) 甲府市A 2 地区の住民は、B 市B 2 地区にあるB 市立B 2 中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。	
・・・・以下略・・・・	
2 避難住民の誘導の実施方法	
(1) 職員の役割分担	
避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、職員等の割り振りを行う。	
・住民への周知要員	
・避難誘導要員	

- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・食糧等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、福祉関係者との連携の下、自主防災組織や自治会などに対し、職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食糧品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりとする。

甲府市対策本部 担当 △山○男

T E L 055-237-1161（内線××××）

F A X 055-220-××××

・・・・以下略・・・・

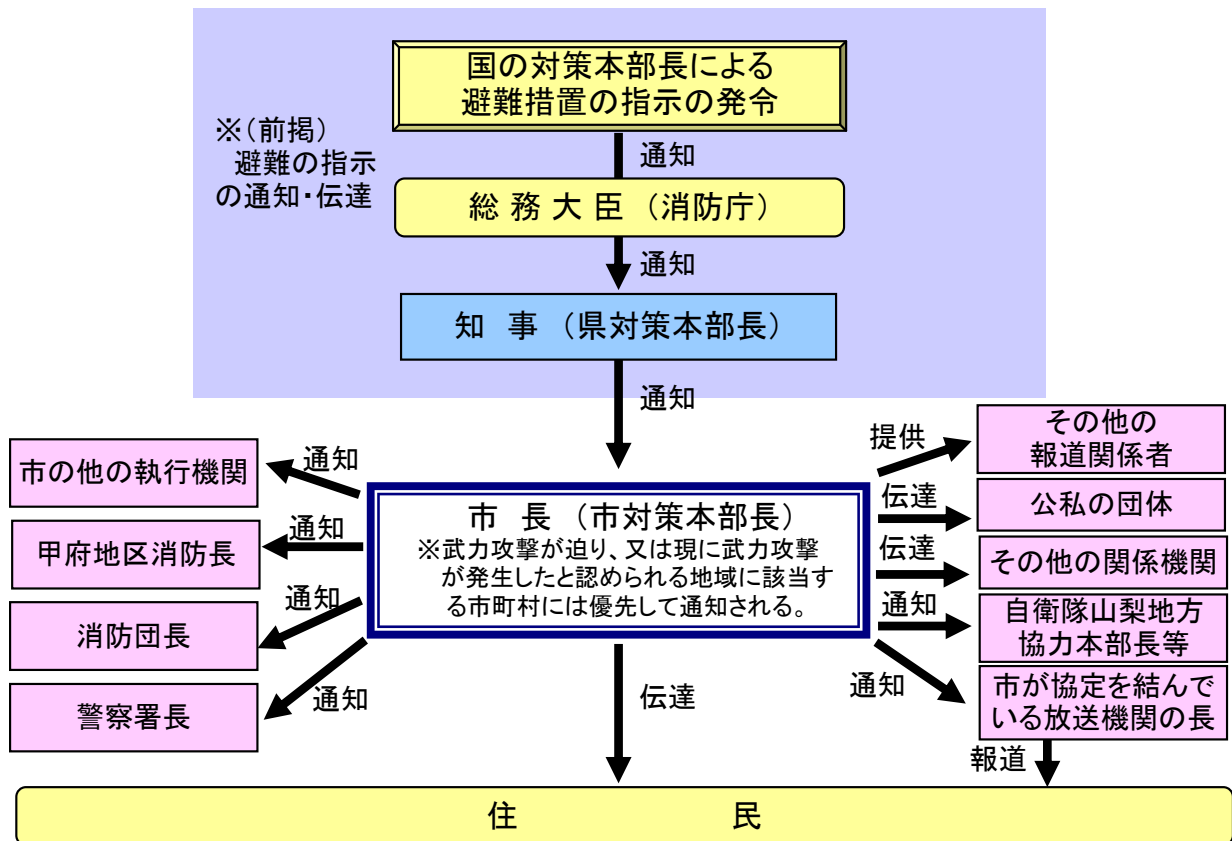
(4) 避難実施要領の内容の伝達

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民、公私の団体及びその他の関係機関に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管理する甲府地区消防長、警察署長及び自衛隊山梨地方協力本部長並びに市が協定を結んでいる放送機関の長に通知する。

さらに、市長は、その他の報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 市長による避難住民の誘導等

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該職員を指揮して避難住民を誘導する。この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得るなどにより、避難行動要支援者の避難誘導を優先することに配慮する。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 甲府地区の管理者への要請

甲府地区消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合市長は、甲府地区の管理者に対して、甲府地区消防長に必要な措置を講ずべき

ことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

このため、市長は、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等にあたっては、甲府地区消防本部やその甲府地区の管理者と十分な調整を行う。

(3) 警察官等への要請

市長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民を誘導している場合に警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食糧の提供等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食糧の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずる。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生児童委員と社会福祉協議会と十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特徴に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

市及び関係機関は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携を図る。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の受入

市長は、知事から他市町村の避難住民を受け入れるよう指示があった場合には、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れるものとする。

(15) 避難指示の解除の伝達等

市長は、知事が要避難地域の全部又は一部について避難指示を解除した場合には、その旨を住民等に伝達する。

避難の指示の解除の伝達及び通知については、原則として避難の指示の場合と同様とする。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 病院等の施設管理者の措置

病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、又は利用している施設の管理者は、避難誘導が円滑に行われるよう火災や地震等への対応に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 国の対策本部長から、弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令された場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要となる。

このため、市は、屋内に避難をさせる場合には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

イ 市は、以下の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を避難実施要領に明示する。

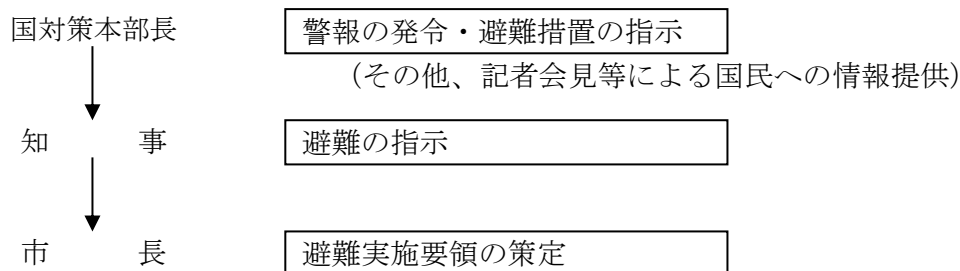
ウ 市は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示及び知事からの避難の指示の内容を踏まえ、住民の避難誘導を行う。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

① 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア 市長は、避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、当該要避難地域の住民を迅速に避難させる。

イ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、攻撃当初は身体への直接の被害を避けるために、屋内への一時的な避難措置の指示もあり得る。その後、移動の安全が確認された場合には、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。

ウ 市長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

エ 事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

(3) 航空機による攻撃の場合

航空機による攻撃の場合には、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(4) 着上陸侵攻の場合

ア 市は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱防止に努め、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保に努める。

イ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(5) NBC攻撃の場合

ア 市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、防護服を保有する甲府地区消防本部、県警察、自衛隊への要請等、必要な措置を講じる。

イ 避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させ、マスクや折りたたんだハンカチ等を口や鼻にあてさせることなどに留意するものとする。

(ア) 核攻撃等の場合

核爆発に伴う、熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けてなるべく風向きに対して垂直方向に避難させる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。大規模な住民避難が行われることに伴う混乱防止に努め、早期に広範な地域の

住民を避難させるための輸送力の確保に努める。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食糧・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合

には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 埋葬及び火葬

市長は、武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がない場合において、知事から遺体の応急的な対策の実施について通知されたときは、自然災害に対する埋葬計画に準じて必要な対策を行う。

ア 墓地、火葬場等の対応可能人数の把握

市は、市域内の墓地及び火葬場における対応可能人数をあらかじめ把握するものとする。

イ 死者の所在に関する情報集約体制

市は、寺院又は公共建物等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体安置所を開設するとともに、遺留品等の整理を行う。さらに、健康衛生班において各安置所における死者の所在等を適切に把握するものとする。

ウ 死者の状況に応じた墓地、火葬場等の輸送体制

市は、市域内における火葬及び埋葬の処理限度を勘案しながら、適切な対応に努める。市長は、市のみでは火葬等の処理が困難な場合においては、知事に対して他市町村との調整等、必要な措置を講ずるよう要請する。

市長は、以上の措置の実施のため、円滑な輸送体制の構築に努める。

エ 墓地、埋葬に関する法律の特例に関する手続

市は、法第122条の規定により厚生労働大臣が墓地、埋葬に関する法律第5条及び第14条の手続の特例を定めた場合には、その定めるところに従って、適正に事務処理等を行う。

オ 死体概要調書への処理

市長は、個々の遺体ごとに死体概要調書を作成し、埋葬場所や保管場所等を記載した上で、適切に管理する。また、安否情報に登録し、知事に報告する。

5 他市町村から避難住民等を受け入れた場合の備蓄物資等の供給

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄している物資又は資材を、必要に応じて供給する。

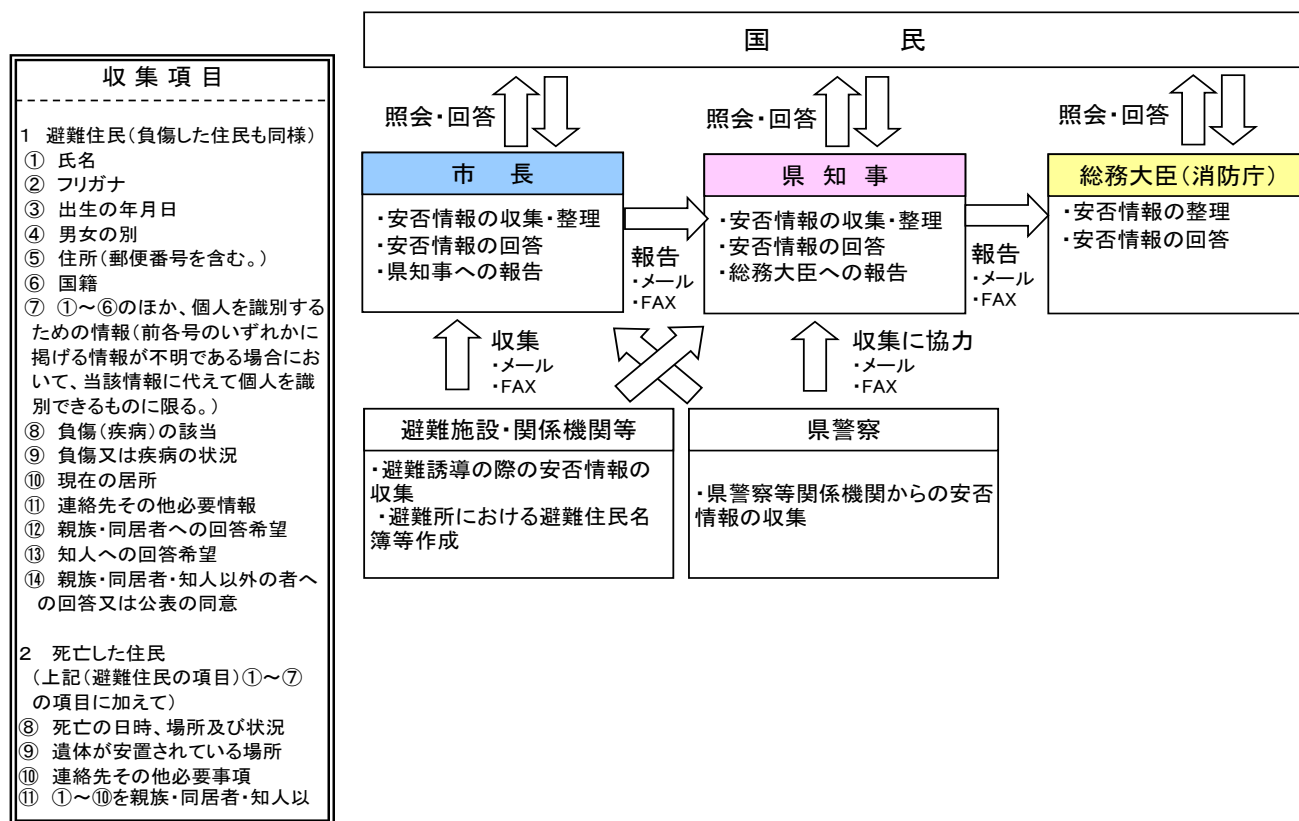
6 物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、安否情報収集様式(様式第1号又は様式第2号)により、開設した避難所において安否情報(安否情報の公開への同意を含む。)の収集を行うほか、平素から市が管理している病院、学校、施設等の管理状況等に関する情報の収集に努める。

市が安否情報を収集するにあたっては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号、様式第2号を用いて行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する県、県警察、甲府地区消防本部、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。

ただし、当該協力は、各機関の自主的判断に配慮するものである。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や真偽が定かでない情報も、その旨が分かるように整理する。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫して当該方法では困難な場合は、電話による口頭等での報告を行う。

【様式第3号】（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

① 氏名	② フリ ガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個 人を識別 するための 情報	⑧ 負傷(疾 病) の該当	⑨ 負傷又は 疾病の 状況	⑩ 現在の 居所	⑪ 連絡先 その他 必要情 報	⑫ 親族・同居 者への回答 希望	⑬ 知人への回 答希望	⑭ 親族・同居者・ 知人以外の者 への回答又は 公表への同意	備考

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びFAX番号並びにメールアドレスを、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会は、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報を照会しようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口にて情報を求めて多数の人が殺到し、危険、混雑を回避する必要があると認められる場合等においては、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭や電話その他の方法により照会を受け付けることができる。

ウ 市は、安否情報の照会者に対し、照会する理由、氏名及び住所（法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。（ただし、電話による照会については、その内容を聴取する。）

【様式第4号】（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総 務 大 臣 （都道府県知事） （市 町 村 長）		年 月 日
殿		申 請 者 住所（居所）
氏 名		氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に関する次の事項等を確認し、問題がないと判断したときは、照会者へ安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書（様式第5号）により、当該避難住民の該当の有無、武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか否かの別を速やかに回答する。

ただし、安否情報の照会方法に応じた電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も行うことができる。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上、特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じて、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【回答に関する条件（ア及びイを満たす場合）】

① 照会に対する回答の範囲が、被災者が公開に同意した範囲であることを確認したとき。

② 身分証明書等により本人確認等を行い、当該照会が不当な目的に使用されないことを確認したとき。

③ 照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用しないことが確認できたとき。

【様式第5号】（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は、個人情報であることを認識し、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知するとともに、安否情報データの管理の徹底を図る。
- イ 安否情報の回答に対しては、必要最小限度の情報の回答に努めるとともに、次の情報の回答の可否は安否情報管理責任者（現場で指名された者）が判断する。

【判断を要する情報】

- ① 負傷又は疾病の状況の詳細情報
- ② 死亡の状況等個人情報の保護の観点に関する情報

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部から外国人に対する安否情報の提供の要請があったときは、応ずることとする。

また、外国人の安否情報の提供についても、上記の3(2)、(3)と同様に、個人情報の保護に配慮し、必要最小限度の情報とする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うにあたり、生活関連等施設の重要性を考慮し、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国及び県の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

また、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認める時には、知事に対し、国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官（以下「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

消防吏員等は、通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市長は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 甲府地区消防本部による支援

甲府地区の管理者は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも同様とされている。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県警察、甲府地区消防本部その他の行政機関に対し、必要な場合には支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。なお、一部事務組合を構成して管理している施設については、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対し、当該設備の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害及び汚染が生じた場合の対処については、国の方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずることが重要であることから、N B C攻撃による災害及び汚染への対処に必要な事項について、次のとおり定める。

1 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、甲府地区消防本部、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、市長は生活に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる場合には要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、情報収集などの活動を行う。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる場合には要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる場合には要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

5 市長及び甲府地区の管理者の権限

市長及び甲府地区の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長及び甲府地区の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）

4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長及び甲府地区の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮するものとする。

第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携行品
- ⑥ その他注意事項

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内で外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政用無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、市の指定する放送機関に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったときは、住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう

国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、甲府地区消防本部、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長及び甲府地区の管理者は、退避の指示を行う職員及び消防職団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、使用着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 市は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるとともに、直ちに県に通知する。

イ 市長は、知事、甲府地区消防本部、県警察又は自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 事前措置

(1) 市長による事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の管理者等に対し、当該設備や物件の除去、保安その他の必要な措置を構すべきことを指示する。

(2) 警察署長による事前措置

警察署長は、知事又は市長から要請があったときは、同様に指示することができることとされている。

4 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるとき、例

えば、退避の指示を受けて緊急に避難する際に、他人の土地を通行するような場合には、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

なお、国民保護法施行令による応急公用負担の手続きは、次のとおりである。

- ア 市長は、占有者、所有者その他土地建物等について、権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。
- イ 当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市庁舎に掲示する。
- ウ 工作物又は物件を保管した場合の公示事項
 - ① 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - ② 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物を除去した日時
 - ③ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - ④ ①～③のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- エ 工作物等を保管した場合の公示の方法
 - ① 公示事項を保管を始めた日から起算して14日間、市庁舎に掲示する。
 - ② ①の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の公報又は新聞に掲載する。
 - ③ 市長は、上記の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市庁舎に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。
- オ 市長は、保管した工作物等が滅失し、破損するおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- カ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
- キ 公示の日から起算して6ヶ月を経過してもなお工作物を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

5 消防に関する措置等

(1) 消防機関の措置

甲府地区消防本部は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、甲府地区消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うこととされ、消防団は、甲府地区消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、甲府地区消防本部及び消防団の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の

応援要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動、救助・救急活動及び特殊災害対応部隊の応援等を要請する。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、甲府地区消防長と連携し、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(6) 医療機関との連携

市長は、甲府地区消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を甲府地区の管理者に提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、甲府地区消防本部、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から他市町村に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、甲府地区消防本部の指揮のもと、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、甲府地区消防長及び水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(8) 知事等の指示への対処

ア 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を構すべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

イ 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、市防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

2 関係機関との連携

市は、被災情報の収集にあたっては、甲府地区消防本部、県警察との連絡を密にする。

特に甲府地区消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

3 被災情報の報告

市は、被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに県及び消防庁に報告する。

4 被災情報の継続的報告

市は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
甲 府 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 甲府市〇〇町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行 方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、市は、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、武力攻撃災害による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、県と緊密な情報交換を行い、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、次のとおり被災地及びその周辺の防疫を実施する。

ア 市は、保健所等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行う。

イ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

ウ 市は、次により家畜の防疫措置を実施する。

① 畜舎の倒半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等の早期把握に努め、県等関係機関に通知する。

② 必要に応じ、県の協力を得て、巡回指導による調査、検査、消毒、診療等を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、食品に起因する被害の発生を防止するため、県と連携し、食品衛生の監視や必要な検査などができる体制を整備する。

また、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又

は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、県と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市長は、被災地のごみ及びし尿の発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を確保するとともに、環境大臣が生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、市の処理能力以上のごみ及びし尿の排出量が見込まれ、市のみでは対応できない場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、知事又は近接市町長に必要な支援活動を要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等に関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

ア 地方税の減免等

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長、市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、武力攻撃災害の状況に応じて実施する。

イ 公有財産の貸し付け等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができるものとする。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省及び県の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者である市は、国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

（この証明書を交付等する許可権者の印を記載するための余地）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name: _____

生年月日/Date of birth: _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書11）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in its capacity as _____

交付等の年月日/Date of issue: _____ 発用権者の署名/Signature of issuing authority: _____

有効期限の満了日/Date of expiry: _____

裏面

身長/Height: _____ 目の色/Eyes: _____ 頭髮の色/Hair: _____

その他の特徴又は識別/Other distinguishing marks or information: _____

所持者の写真
(PHOTO OF HOLDER)

同印/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び甲府地区消防長は、国の定める特殊標章等の交付に関する基準・手続等に基づき作成した交付要綱の規定により、次の職員等に対し、特殊標章等を交付し、使用させる。

ア 市長

- ・ 職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 甲府地区消防長

- ・ 甲府地区消防本部職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 甲府地区消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 甲府地区消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を活用して啓発に努める。

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況の把握のための緊急点検を実施する。

併せて、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に密接する関係施設を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政用無線のような関係機関との通信に必要な機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員による早急な復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに際し、必要があると認める場合は、県に対し、所要の人員や資機材の提供、技術的助言等の必要な措置に関する支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合は、市が管理するライフライン施設の被害の状況を速やかに把握するとともに、被害の状況に応じ、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合は、その管理する道路等の被害の状況を速やかに把握して県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国の示す方針に従い県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により、その管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行うとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し、負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い損失補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 県に対する損失補てんの請求

市は、県が次に掲げる総合調整又は指示をした場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、損失の補てんを請求する。ただし、市の責めに帰すべき事由による損失が生じたときは、この限りでない。

【総合調整等の内容】

- ① 県対策本部長が市に対して行う総合調整
- ② 知事が市長に対して行う避難の指示又は避難の指示の解除をすべきことの指示
- ③ 知事が市長に対して行う市域を越える避難住民の受け入れのための措置を講ずべき指示
- ④ 知事が市長に対して行う避難住民の誘導に関する措置を講ずべき指示
- ⑤ 知事が市長に対して行う救援を行うべきことの指示

5 受援等に関する費用の負担

(1) 費用負担者

国民保護法の規定に基づいて実施する措置については、その実施について責任を有するものが支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(3) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

市は、知事が救援に関する措置の事務の一部を市長が行なうこととしたときは、その費用を一時的に立て替えて支弁することができる。

(4) 知事が市長の措置を代行した場合の費用の弁済

市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなる前に、市長が実施した国民の保護のための措置又は、市に対して他の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、市が支弁することが困難であると認められるものについては、県が支弁する。

6 起債の特例

市は、地方税、使用料、その他の徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。

第5編 緊急対応事態への対応

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、市は、緊急処理事態への対処措置に従事する要員について、必要な情報を速やかに提供するなどにより、安全確保に努める。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知、伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 想定事態における関係機関の対処例

本市では、想定される緊急処理事態として「夏の昼過ぎ、ターミナル駅ビル内で化学剤が大量散布された場合」、いわゆる化学テロを想定している。

市国民保護計画は、第1編第1章1（1）に記述してあるように、「本県の国民保護措置の基本となる手順書」であることから、市が初動対処しなければならない事態について迅速に対処ができるよう、化学テロを例として、現時点において市及び甲府地区消防本部をはじめとする関係機関が最小限何をすべきかを記述することにより、緊急処理事態に備えるものである。

なお、ここでの想定以外の事態が発生した場合は、対処例を基本としながら、臨機応変に対応するものとする。

また、甲府地区消防本部は以下の想定内容を参考に対応マニュアルを作成しておくよう努める。

(1) 想定内容

政府は、国際的テロ集団が、首都圏とその周辺地域で同時多発テロを企てているという精度の高い情報を得た。発生は数日中であることから、政府は、緊急処理事態と認定し、緊急処理事態対処方針と市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村として本市も指定することを閣議決定した。

そのような中、同時多発テロが発生し、本市においてもターミナル駅ビル内で化学剤が大量散布され、多数の被害者が出ているという119番通報（甲府地区消防本部への通報）があった。

(2) 通報及び初動体制

ア 通報を受けた甲府地区消防本部は、災害が発生した旨を「火災・災害等即報要

- 領」に従い「武力攻撃災害即報」を市に通報するとともに、県等関係機関に連絡するものとする。また、第一報以降も逐次通報するものとする。
- イ 施設管理者は、入場及び施設の利用を禁止するとともに、来場者を安全と思われる場所（舞鶴城公園等）に避難誘導するものとする。また、安全が確保されるまでは、当該施設を閉鎖するものとする。
- ウ 市は、甲府地区消防本部から即報を受けた場合、県や県警察から必要な情報の収集を行う。
- エ 市長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員等を指揮し住民の避難誘導を行う。また、甲府地区消防本部及び消防団、県警察にも協力要請を行う。
- オ 消防団は、化学剤が存在する可能性のない周辺部において、避難誘導等住民の安全確保や被害の拡大防止のための活動を行うものとする。
- カ 甲府地区消防本部は、現場での活動に備え、化学防護服、毒性物質検出器等必要な資機材を準備し、化学テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出動させるものとする。
- キ 甲府地区の管理者は、単独での対応が困難な場合は、他の消防本部に応援要請するとともに、必要に応じて、県に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。また、不足している資機材の貸与についても要請するものとする。
- ク 市長は、必要に応じて、知事に対して、消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請や、県警察に対する化学テロに対応可能な部隊の出動の要請を行うよう求める。また、必要に応じて資機材の貸与に関する要請を行うよう求める。
- ケ 市長は、必要に応じて、知事に対して、防衛大臣によって化学物質に関する高度な装備を有する自衛隊に国民保護等派遣の要請等を行うことを求める。なお、派遣要請の際には、
- ① 要請する任務
 - ② 汚染源、汚染範囲等派遣部隊の規模の決定に資する情報
 - ③ 派遣先までのアクセスの確保（交通規制等）
- 等の事項についての情報提供を行う。
- コ 市長は、必要に応じて、知事に対して、厚生労働大臣による化学物質の専門家の派遣を要請することを求める。

(3) 現場における救助活動

- ア 市長は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図る。
- イ 甲府地区消防本部は、県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と協力し、救命救助を行い、救助した被災者に除染、応急手当等の措置を行うものとする。
- ウ 甲府地区消防本部は、県が中心となって組織する救護班が行うトリアージを受け、適切な患者輸送を行う。
- エ 甲府地区消防本部は、被災者の運送にあたっては、除染の処理が終了した者から運送するなど、二次汚染の防止を図るものとする。
- オ 甲府地区消防本部は、医療機関に対し、患者の受け入れの可否を問い合わせ、輸送先となる病院を選定し、運送を実施する。
- キ 市は、県と協力し、負傷者輸送のため、運送事業者に協力を要請する。

(4) 原因物質の特定

- ア 市は、化学テロの原因物質について、犯罪捜査の証拠となることから、検体の採取、取り扱いについて県及び県警察と協議する。
- イ 市は、原因物質を一刻でも早く特定するために、テロ現場、被害者、原因物質等に関する情報を迅速に集約する。
- ① 甲府地区消防本部は、化学テロの現場における情報（犯人や被害者の行動、発言、被害状況）、運送にあたっての被害者の症状（運送中所見）について市及び県に連絡するものとする。
 - ② 医療機関は、受け入れた被害者の症状（臨床的所見）について、県及び甲府地区消防本部に連絡するものとする。
 - ③ 保健所は、医療機関を通じて被害者の血液、吐瀉物等の検体を入手した場合、国の機関に送付し、その結果について、県警察、甲府地区消防本部、県衛生環境研究所、輸送先医療機関に情報提供する。
- ウ 甲府地区消防本部は、県から原因物質が特定されたとの連絡を受けた場合、鑑定結果を輸送先医療機関に伝達する。
- エ 輸送先医療機関は、甲府地区消防本部に医療情報を提供する。甲府地区消防本部は、その情報を他の輸送先医療機関に情報提供するものとする。
- オ 甲府地区消防本部は、必要に応じて医療情報及び災害情報を（公財）日本中毒情報センター（TEL 072-727-2499）に照会するものとする。

(5) 除染について

汚染された場所の除染については、甲府地区消防本部、県警察及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等に要請する。

資 料 編

〔関係機関〕

1 関係機関の事務

(1) 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局甲府財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
関東農政局山梨支局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局山梨森林管理事務所	1 武力攻撃災害復旧用資材（国有林材）の供給
関東運輸局山梨運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安
甲府地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
山梨労働局	1 被災者の雇用対策

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者（NHK、YBS、UTY、FM富士）	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者（JR東日本、山梨交通、県トラック協会等）	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者（NTT東日本等）	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者（東京電力）	1 電気の安定的な供給
ガス事業者（県LPガス協会、東京ガス等）	1 ガスの安定的な供給
甲府中央郵便局	1 郵便の確保
病院その他の医療機関（県医師会、市医師会等）	1 医療及び看護の確保
道路の管理者（中日本高速道路、県道路公社）	1 道路の管理
日本赤十字社山梨支社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行甲府支店	1 銀行券の発行並びに通過及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

(1) 市

名 称	所 在 地	電話番号
危機管理室危機管理課	甲府市丸の内一丁目 18-1	055-237-5247
甲府市中道支所	甲府市下曾根町 1070-3	055-266-3111
甲府市上九一色出張所	甲府市古関町 1158	0555-88-2111
甲府市上下水道局	甲府市下石田二丁目 23-1	055-228-3311
青沼窓口センター	甲府市青沼三目 5-44 (総合市民会館内)	055-228-8571
湯村窓口センター	甲府市湯村三丁目 5-20 (北部市民センター内)	055-252-0612
国母窓口センター	甲府市国母六丁目 4-2 (南西部市民センター内)	055-228-6291
東部窓口センター	甲府市和戸町 955-1 (東部市民センター内)	055-235-1383
武田窓口センター	甲府市武田三丁目 1-6 (北東部市民センター内)	055-254-6100
山城窓口センター	甲府市下今井町 15 (南部市民センター内)	055-241-0083
池田窓口センター	甲府市長松寺町 12-30 (西部市民センター内)	055-225-1761
大里窓口センター	甲府市大里町 3805-1 (大里悠遊館内)	055-244-1130
中道窓口センター	甲府市下曾根町 1070-3 (中道支所内)	055-266-3111
上九一色窓口センター	甲府市古関町 1158 (上九一色出張所内)	0555-88-2111
千代田連絡所	甲府市下帯那町 3054-4	055-251-8821
能泉連絡所	甲府市高成町 1010	055-251-8822
宮本連絡所	甲府市御岳町 2359	055-287-2002
健康支援センター (保健所) (市保健医療救護対策本部)	甲府市相生 2 丁目 17-1	055-237-2586 055-242-6180

(2) 県関係

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目 6-1 (県庁防災新館 4 階)	055-223-1432	衛 200-2521 地 ※9-200-2521 (時間内) 衛 200-2523 地 ※9-200-2513 (時間外)
中北地域県民センター	韮崎市本町四丁目 2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3051	衛 400-2022 地 ※9-400-2022
中北林務環境事務所	韮崎市本町四丁目 2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3087	地 ※9-400-6002
中北農務事務所	韮崎市本町四丁目 2-4 (北巨摩合同庁舎)	0551-23-3077	地 ※9-400-5002
中北建設事務所	甲府市貢川二丁目 1-8	055-224-1660	地 ※9-208-7002 衛 200-9-208-7002

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
県立中央病院	甲府市富士見一丁目 1-1	055-253-7111	衛 210
荒川ダム管理事務所	甲府市川窪町浦の山 972	055-287-2006	衛 214
県福祉保健部医務課 (県保健医療救護対策本部)	甲府市丸の内一丁目 6-1 (本館 5 階)	055-223-1480～ 1484	地 ※9-200-3400～ 3423

(3) 警察

名 称	所 在 地	電話番号
山梨県警察本部	甲府市丸の内一丁目 6-1 (県庁防災新館)	055-221-0110
甲府警察署	甲府市中央一丁目 10-1	055-232-0110
南甲府警察署	甲府市中小河原町 404-1	055-243-0110

(4) 消防

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢三丁目 8-23	055-222-1190	山梨 036(半固定系) 衛 # -213
〃 中央消防署	甲府市丸の内一丁目 1-19	055-254-9119	—
〃 〃 東部出張所	甲府市和戸町 1088-1	055-231-1119	—
〃 〃 湯村出張所	甲府市湯村三丁目 3-38	055-254-0099	—
〃 〃 武田出張所	甲府市屋形三丁目 7-17	055-254-0199	—
〃 〃 宮本出張所	甲府市猪狩町 426-1	055-287-2126	—
〃 南消防署	甲府市伊勢三丁目 8-23	055-233-1490	—
〃 〃 田富出張所	中央市白井阿原 275-3	055-273-0999	—
〃 〃 昭和出張所	中巨摩郡昭和町押越 1092	055-275-5499	—
〃 〃 玉穂出張所	中央市成島 2384-1	055-273-0699	—
〃 〃 中道出張所	甲府市右左口町 3187	055-266-4042	—
〃 西消防署	甲斐市竜王 3314-1	055-276-3825	—
〃 西消防署 敷島出張所	甲斐市島上条 350-5	055-277-8119	—
〃 西消防署 貢川出張所	甲府市富竹二丁目 2-27	055-224-1119	—

(5) 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内一丁目 1-18 (甲府合同庁舎内)	055-253-2261
関東農政局山梨拠点	甲府市丸の内一丁目 1-18 (甲府合同庁舎内)	055-254-6055
関東森林管理局山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏 1000-9	055-261-0880

名 称	所 在 地	電話番号
甲府地方气象台	甲府市飯田四丁目 7-29	055-222-9101
関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目 10-1	055-252-5491
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1940
山梨労働局	甲府市丸の内一丁目 1-11	055-225-2850

(6) 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
陸上自衛隊第 1 特科隊	南都留郡忍野村忍草 3093	0555-84-3135	山梨 051(半固定系) 衛 435

(7) 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
J R 東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター	甲府市丸の内一丁目 1-8	055-231-2060	山梨 054
東海旅客鉄道(株)静岡支社	静岡県静岡市葵区鉄町 4	055-233-2072	—
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気三丁目 21-15	055-237-1961	山梨 055
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田一丁目 6-1	055-251-6711	山梨 057
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内一丁目 1-20	055-255-2111	山梨 058
中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全サービスセンター	中巨摩郡昭和町西条 2858	055-275-5121	山梨 059
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内二丁目 26-1	055-222-4102	山梨 061
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市丸の内一丁目 10-7	時間内 055-207-7041 時間外 055-241-7822	山梨 062
日本銀行甲府支店	甲府市中央一丁目 11-31	055-227-2411	山梨 056
(株)NTT ドコモ山梨支店	甲府市丸の内二丁目 31-3	055-236-1321	山梨 064
日本郵便(株)甲府中央郵便局	甲府市太田町 6-10	055-235-3394	山梨 065

(8) 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
(株)山梨放送	甲府市北口二丁目 6-10	055-231-3232	山梨 066
(株)テレビ山梨	甲府市湯田二丁目 13-1	055-232-1114	山梨 067
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969	山梨 068

名 称	所 在 地	電話番号	県防災行政無線
山梨交通㈱	甲府市飯田三丁目 2-34	055-223-0811	※無線設置場所 敷島営業所 甲斐市島上条 914 055-277-8911 山梨 069
富士急行㈱	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7101	山梨 070
(一社) 山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561	山梨 071
東京ガス山梨㈱	甲府市北口三丁目 1-12	055-253-1341	山梨 063
(一社) 日本コミュニティガス協会 関東支部山梨県部会	甲府市青葉町 7-30 山光石油㈱内	055-233-0225	—
(一社) 山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1-21-20	055-228-4171	山梨 074
(一社) 山梨県医師会	甲府市丸の内 2-32-11	055-226-1611	山梨 073
山梨県地域整備公社	甲府市丸の内 2-14-13 (ダイタビル 1 階)	055-226-3835	—

(9) その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
甲府自治会連合会	甲府市丸の内一丁目 18-1	055-235-1168
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾 1440-1	055-266-7744
甲府市農業協同組合	甲府市下飯田三丁目 5-12	055-223-9600
笛吹農業協同組合 中道北支所	甲府市上曾根町 3093	055-266-4111
笛吹農業協同組合 中道南支所	甲府市右左口町 1313	055-266-3441
甲府商工会議所	甲府市相生二丁目 2-17	055-233-2241
甲府南商工会	甲府市上曾根町 1854-3	055-266-3521
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目 2-12 (山梨県福祉プラザ)	055-254-8610
社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	甲府市相生二丁目 17-1 (市役所南庁舎 1 号館)	055-225-2116
社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会 甲府市ボランティアセンター	甲府市相生二丁目 17-1 (市役所南庁舎 1 号館)	055-223-1061
社会福祉法人 山梨県共同募金会	甲府市北新一丁目 2-12 (山梨県福祉プラザ)	055-254-8685
社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目 2-12 (山梨県福祉プラザ)	055-252-0100
財団法人 甲府市学校給食会	甲府市丸の内一丁目 18-1	055-223-7328
特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内 2 丁目 14-13 (ダイタビル)	055-228-3300
中央森林組合	甲府市住吉一丁目 2-19	055-232-0581
㈱日本ネットワークサービス	甲府市富士見一丁目 4-24	055-251-7111
㈱エフエム甲府	甲府市酒折二丁目 4-5 (山梨学院大学内)	055-225-1170
(一社) 甲府市医師会	甲府市丸の内 2-37-7	055-226-3618

3 医療機関一覧

(1) 基幹災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号	一 般 病床数	診 療 科 目
県立中央病院	甲府市富士見一丁目 1-1	055-253-7111	622	内(呼、消、循、腎・透、血・感、内分泌、化学、リ・膠)、女専、ア、精、神内、小、外、整、形、脳外、心血、小外、皮、泌、産、婦、新生、眼、耳、麻、口外、放、救、緩ケ

(2) 基幹災害支援病院

名 称	所 在 地	電話番号	一 般 病床数	診 療 科 目
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	055-273-1111	618	消内、循内、呼内、糖、内分泌内、神内、血・腫、精、小、皮、外、乳・内分泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳外、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放治、放診、歯口、病診
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-2222	224	内、小、外、整、形、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、緩ケ、歯口外

(3) 地域災害拠点病院（甲府市）

名 称	所 在 地	電話番号	一 般 病床数	診 療 科 目
市立甲府病院	甲府市増坪町 366	055-244-1111	402	内、呼内、消内、循内、腎内、内分泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内分泌外、呼外、整、形、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯口外、救

(4) 地域災害支援病院（中北）

名 称	所 在 地	電話番号	一 般 病床数	診 療 科 目
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町 11-35	055-253-6131	270	内、精、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、リハ、耳、神内、放、歯、麻、神内、消外
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目 11-1	055-252-8831	168	内、血内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内分泌代、消外、乳外、病診、リ
甲府共立病院	甲府市宝一丁目 9-1	055-226-3131	283	内、脳内、循内、糖内、腎内、透内、小、消外、乳外、心血、小外、泌、産婦、眼、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨検

貢川整形外科病院	甲府市新田町 10-26	055-228-6381	53	整、リハ、麻
----------	--------------	--------------	----	--------

(5) その他市内病院

名 称	所 在 地	電話番号	病床数	診 療 科 目
山角病院	甲府市美咲一丁目 6-10	055-252-2219	222	精、神内
湯村温泉病院	甲府市湯村三丁目 3-4	055-251-6111	190	内、呼内、外、整、脳、ア、リハ、放、消内、歯
甲府城南病院	甲府市上町 753-1	055-241-5811	298	内、呼内、消内、循内、脳、呼外、心血、リハ、放
城東病院	甲府市城東四丁目 13-15	055-233-6411	236	内、循、リハ
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目 16-18	055-235-0995	70	脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整
住吉病院	甲府市住吉四丁目 10-32	055-235-1521	258	精、神
HANA ZONO ホスピタル	甲府市和田町 2968	055-253-2228	234	精、神
中村外科医院	甲府市丸の内一丁目 12-3	055-233-4106	40	整、内、呼外、内、リハ、消内、肛外、胃内
恵信甲府病院	甲府市上阿原町 338-1	055-223-7333	150	内、外、リハ
甲府市医師会救急医療センター	甲府市幸町 14-6	055-237-5362	—	内、小、外、整、耳、眼

(6) 市内救急医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	救急病床数		認定期間の開始日
			専門	優先	
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町 11-35	055-253-6131	5	8	S 39. 10. 22
県立中央病院	甲府市富士見一丁目 1-1	055-253-7111	16	—	〃
市立甲府病院	甲府市増坪町 366	055-244-1111	9	2	〃
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目 11-16	055-252-8831	2	2	〃
甲府共立病院	甲府市宝一丁目 9-1	055-226-3131	6	6	〃
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目 16-18	055-235-0995	5	3	S 59. 3. 26
甲府城南病院	甲府市上町 753-1	055-241-5811	1	13	S 63. 6. 30
今井整形外科医院	甲府市上阿原町 1151	055-232-7411	2	2	S 55. 6. 23
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目 1-1	055-253-3532	1	4	S 39. 10. 22

※診療科目

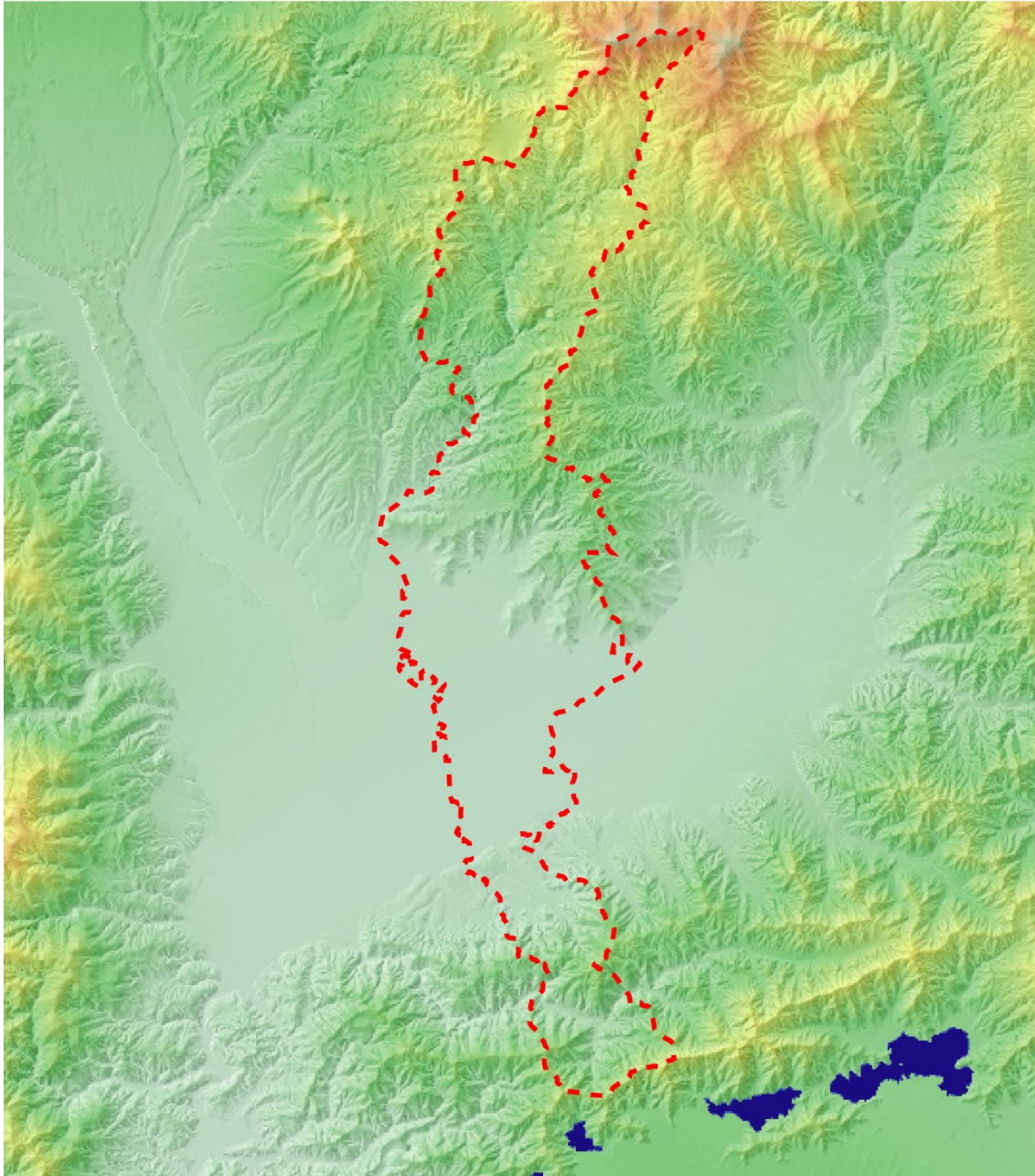
内：内科、心内：心臓内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、呼内：呼吸器内科、消：消化器科、消内：消化器内科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、循内：循環器内科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、小：小児科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血

液腫瘍内科、**形**：形成外科、**美**：美容外科、**脳外**：脳神経外科、**呼外**：呼吸器外科、**心血外**：心臓血管外科、**小外**：小児外科、**腎内**：腎臓内科、**透内**：人工透析内科、**肝・消内**：肝臓・消化器内科、**乳外**：乳腺外科、**乳泌外**：乳腺・内分泌外科、**皮泌**：皮膚泌尿器科、**皮**：皮膚科、**性**：性病科、**肛**：肛門科、**肛外**：肛門外科、**産婦**：産婦人科、**産**：産科、**糖代内**：糖尿病・代謝内科、**糖内**：糖尿病・内科、**糖泌内**：糖尿病・内分泌内科、**内泌代**：内分泌・代謝内科、**婦**：婦人科、**眼**：眼科、**耳**：耳鼻咽喉科、**気**：気管食道科、**リハ**：リハビリテーション科、**放**：放射線科、**放診**：放射線診断科、**放治**：放射線治療科、**病診**：病理診断科、**臨検**：臨床検査科、**救**：救急科、**歯**：歯科、**矯**：矯正歯科、**小歯**：小児歯科、**歯口**：歯科口腔外科、**麻**：麻酔科、**頭・耳**：頭頸部・耳鼻咽喉科、**内泌内**：内分泌内科、**内泌外**：内分泌外科、**代内**：代謝内科

〔市の概要〕

4 市の社会的・地理的特徴

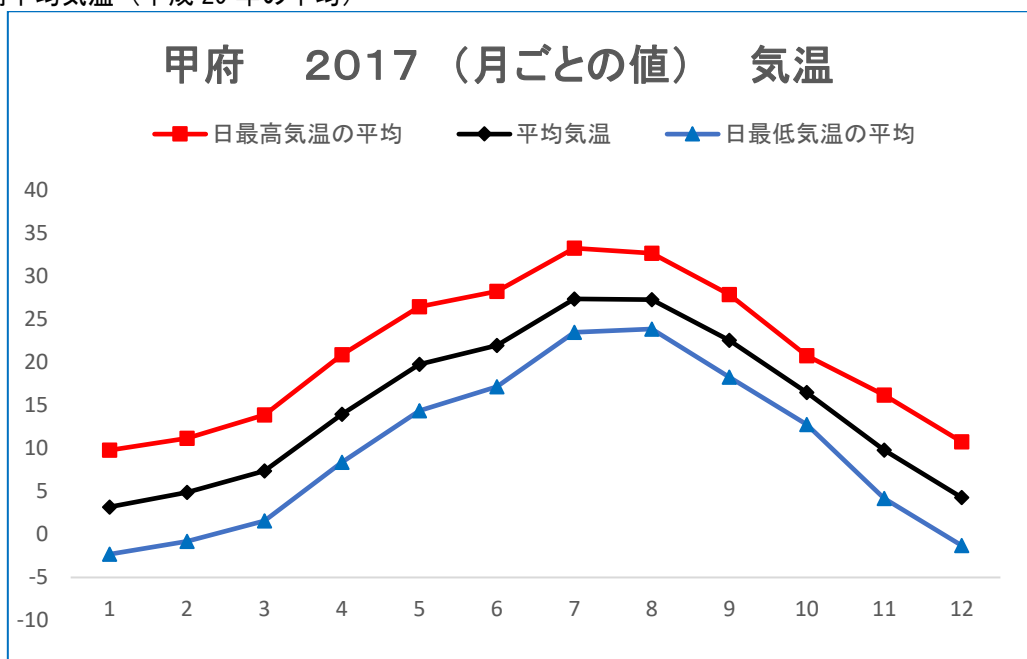
(1) 周辺地形図



資料 「数値地図 50m メッシュ (標高)」 より作成

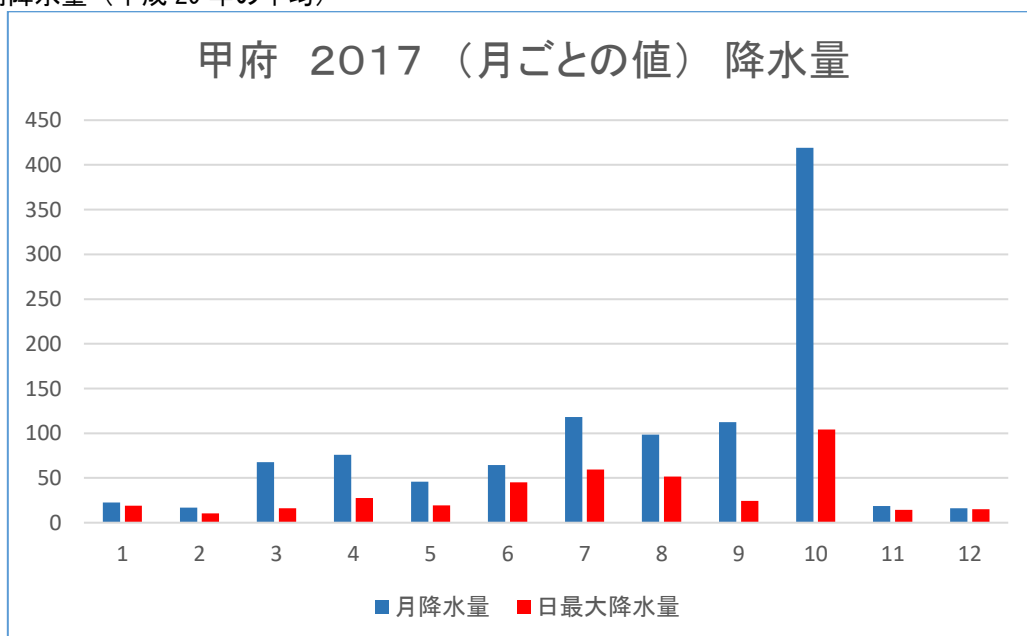
(2) 気候特性

■ 月別平均気温（平成 29 年の平均）



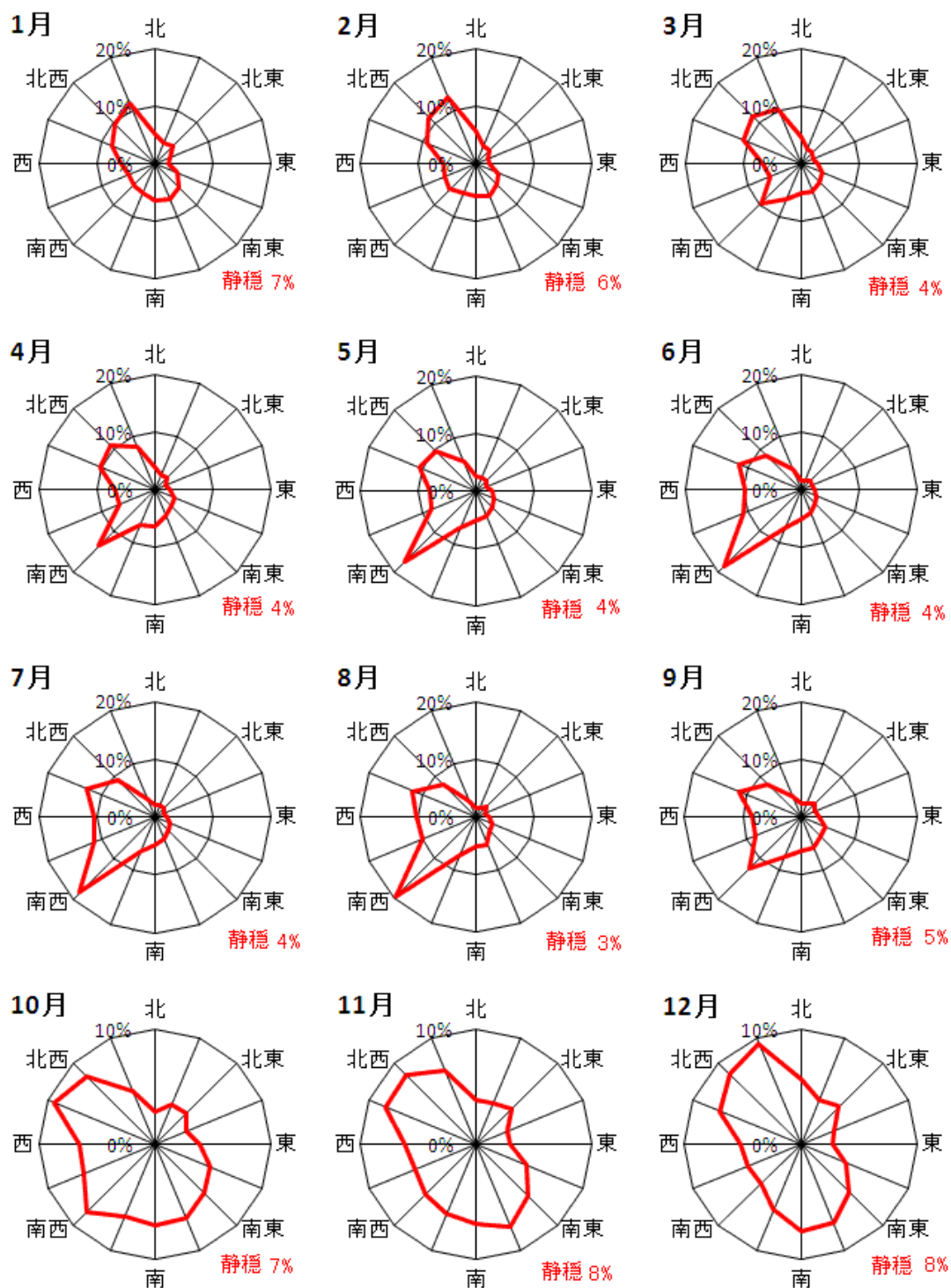
資料 甲府地方気象台ホームページ「気象統計情報」

■ 月別降水量（平成 29 年の平均）



資料 甲府地方気象台ホームページ「気象統計情報」

■風向出現率（平年値（昭和 56～平成 22 年の平均））



資料 東京管区気象台ホームページ「管内風配図」

(3) 人口及び高齢者のいる世帯の推移

■ 人口の推移

(単位: 人、%)

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 23 年	
	(1990)	率	(1995)	率	(2000)	率	(2005)	率	(2011)	率
総人口 (A)	200,626	100	201,124	100	196,154	100	194,244	100	197,460	100
40 歳以上	95,881	47.8	100,515	50.0	102,819	52.4	106,534	54.8	114,025	57.7
65 歳以上 (B)	26,616	13.3	32,348	16.1	38,018	19.4	43,064	22.2	48,794	24.7
65～69 歳	8,980	4.5	11,213	5.6	11,717	6.0	11,554	5.9	11,929	6.0
70～74 歳	6,865	3.4	8,175	4.1	10,328	5.3	10,845	5.6	11,215	5.7
75 歳以上 (c)	10,771	5.4	12,960	6.4	15,973	8.1	20,665	10.6	25,650	13.0
75～79 歳	5,399	2.7	5,957	3.0	7,209	3.7	9,261	4.8	9,998	5.1
80～84 歳	3,341	1.7	4,076	2.0	4,693	2.4	5,980	3.1	7,133	4.1
85 歳以上	2,031	1.0	2,927	1.5	4,071	2.1	5,424	2.8	7,519	3.8
高齢化率 (B/A)	13.3%		16.1%		19.4%		22.2%		24.7%	
山梨県	14.8%		17.1%		19.5%		21.9%		24.2%	
全国	12.0%		14.5%		17.3%		20.1%		23.2%	
後期高齢者比率 (C/A)	5.4%		6.4%		8.1%		10.6%		13.0%	
山梨県	6.1%		7.1%		8.7%		10.9%		12.8%	

※平成 17 年までは、国勢調査。（平成 17 年は、旧中道町、旧上九一色村北部地域を含まない。）
平成 23 年は、住民基本台帳登録人口（甲府市・H23.4.1）及び外国人登録者数（甲府市・H23.4.1）による。

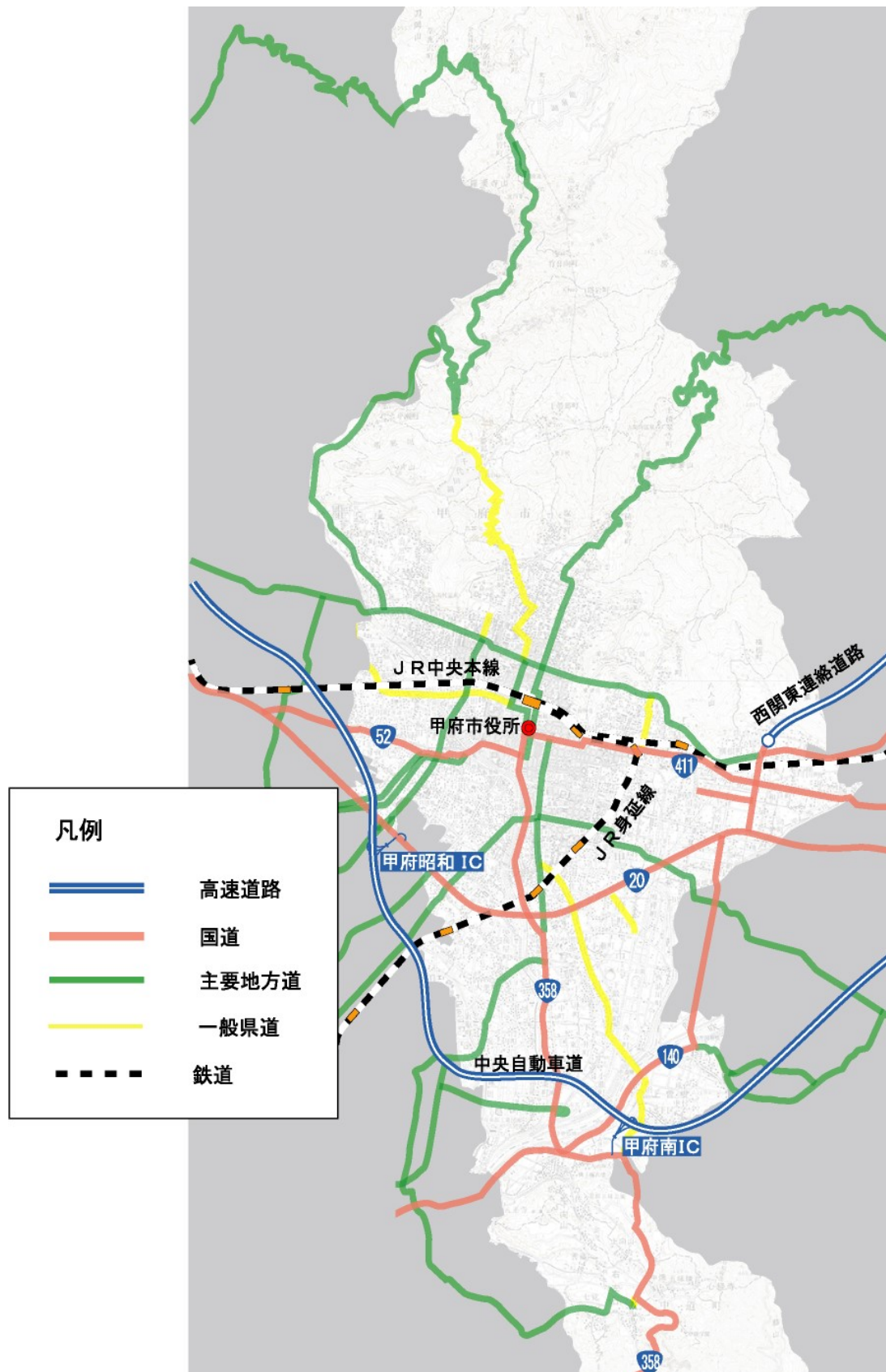
■ 高齢者のいる世帯の推移

(単位: 世帯、%)

		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 23 年	
		(1990)	率	(1995)	率	(2000)	率	(2005)	率	(2011)	率
甲府市	一般世帯数	71, 335		77, 653		79, 161		82, 701		89, 347	
	高齢者のいる世帯	19, 049	26. 7	22, 673	29. 2	25, 840	32. 6	28, 696	34. 7	32, 060	35. 9
	単独世帯	3, 436	4. 8	4, 618	5. 9	5, 969	7. 5	7, 411	9. 0	8, 072	9. 0
	夫婦世帯	4, 795	6. 7	6, 606	7. 8	7, 945	10. 0	8, 637	10. 4	7, 591	8. 5
	同居世帯	10, 818	15. 2	11, 449	15. 5	11, 926	15. 1	12, 648	15. 3	16, 397	18. 4
山梨県（参考）	一般世帯数	262, 195		290, 339		308, 724		321, 261		347, 565	
	単独世帯	11, 177	4. 3	14, 657	5. 0	19, 056	6. 2	24, 122	7. 5	29, 970	8. 6
	夫婦世帯	16, 498	6. 3	22, 838	7. 9	28, 446	9. 2	32, 916	10. 3	31, 154	9. 0

※平成 17 年までは、国勢調査。（平成 17 年は、旧中道町、旧上九一色村北部地域を含まない。）
平成 23 年は、平成 23 年度高齢者福祉基礎調査による。なお、%は一般世帯数に対する割合。

(4) 道路・鉄道位置図



〔 条 例 ・ 協 定 〕

5 条例等

(1) 甲府市国民保護対策本部及び甲府市緊急処理事態対策本部条例

〔 平成 17 年 12 月 16 日 〕
〔 条 例 第 43 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、甲府市国民保護対策本部及び甲府市緊急処理事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 甲府市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、甲府市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 甲府市国民保護現地対策本部（次項において「現地対策本部」という。）に甲府市国民保護現地対策本部長（次項において「現地対策本部長」という。）、甲府市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、甲府市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 甲府市国民保護協議会条例

〔平成 17 年 12 月 16 日〕
条 例 第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、甲府市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 甲府市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 30 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次のよう 一略一

(3) 甲府市国民保護協議会運営要綱

〔平成 18 年 5 月 30 日〕
企 第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、甲府市国民保護協議会条例（平成 17 年甲府市条例第 44 号）第 7 条の規定に基づき、甲府市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(異動の報告)

第 2 条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を会長に書面により報告しなければならない。

(会議の招集)

第 3 条 協議会を招集するときは、協議会の日時、会場及び議題を定め、開催の日の 10 日前までに委員に通知しなければならない。

(幹事会)

第 4 条 協議会の所掌事務を補佐するために甲府市国民保護協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、会長が招集し、その議長は互選とする。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務を処理するため、事務局を甲府市危機管理室危機管理課に置く。

2 事務局に局長、局員を置く。

3 局長は、危機管理室長を充てる。

4 局員は、局長が指名する。

(記録)

第 6 条 事務局長は、次の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

(1) 会議の開催日時と会場

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した条件

(4) 会議の経過

(5) 議決事項

(6) その他参考事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(細則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市国民保護協議会委員

	機 関 名 (職名)	国民保護法 第 40 条該当条項
1	甲府市長	第 2 項(会長)
2	関東財務局 甲府財務事務所長	第 4 項第 1 号 (指定地方行政機関)
3	関東農政局 山梨支局長	
4	関東運輸局 山梨運輸支局長	
5	関東地方整備局 甲府河川国道事務所長	
6	陸上自衛隊 第 1 特科隊	第 4 項第 2 号(自衛隊)
7	山梨県中北地域県民センター次長	第 4 項第 3 号 (県の職員)
8	山梨県甲府警察署長	
9	山梨県南甲府警察署長	
10	甲府市副市長	第 4 項第 4 号 (副市長)
11	甲府市教育委員会教育長	第 4 項第 5 号 (市教育委員会教育長)
12	甲府市地区広域行政事務組合消防本部消防長	第 4 項第 5 号 (消防長)
13	甲府市総務部長	第 4 項第 6 号 (市の職員)
14	甲府市危機管理監	
15	甲府市福祉部長	
16	甲府市上下水道局業務部長	
17	日本赤十字社山梨県支部事務局長	第 4 項第 7 号 (指定公共機関)
18	東京電力株式会社 パワーグリッド山梨総支社長	
19	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 甲府統括センター 所長	
20	株式会社 N T T 東日本 山梨支店長	
21	東京ガス山梨株式会社 常務取締役	第 4 項第 7 号 (指定地方公共機関)
22	公益社団法人 山梨県看護協会 ナースセンター部長	
23	一般社団法人 山梨県エルピーガス協会 甲府地区長	
24	一般社団法人 山梨県バス協会 専務理事	
25	一般社団法人 山梨県トラック協会 甲府支部長	
26	甲府市自治会連合会長	第 4 項第 8 号 (知識経験を有する者)
27	甲府市消防団長	
28	一般社団法人 甲府市医師会長	
29	株式会社 日本ネットワークサービス 代表取締役	
30	株式会社 エフエム甲府 取締役統括	

6 災害時相互応援協定

(1) 都市間相互の協定

No.	協 定 名	協 定 都 市 名	締結年月日
1	災害時における相互援助に関する協定	水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、さいたま市、甲府市、横浜市 (首都圏県都市長懇話会 7 市) ※ 1	昭和 61 年 11 月 28 日 平成 8 年 10 月 23 日 全面改正
2	水道施設災害復旧相互応援に関する協定書	甲府市、小田原市	平成 4 年 12 月 4 日
3	災害時における相互援助に関する協定書	甲府市、小田原市	平成 7 年 5 月 9 日 平成 16 年 3 月 22 日 平成 29 年 3 月 1 日 新協定締結
4	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市 (山梨県市長会 13 市) ※ 2	平成 7 年 6 月 30 日 平成 19 年 1 月 12 日 新協定締結
5	災害時における相互応援に関する協定書	長野県：小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村 山梨県：甲府市、韮崎市、甲斐市、北杜市、中央市、南アルプス市、市川三郷町、身延町、富士川町、南部町、早川町、昭和町 静岡県：静岡市 (中部西関東市町村地域連携軸協議会 45 市町村)	平成 9 年 8 月 6 日 平成 10 年 10 月 20 日 小諸市加入
6	中核市災害相互応援協定	函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、八戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市、山形市、福井市、寝屋川市、水戸市、吹田市、甲府市、松本市、一宮市 ※3	平成 31 年 4 月 1 日
7	災害時相互応援に関する協定	磐田市	平成 24 年 3 月 26 日
8	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定災害時相互応援に関する協定	那珂市(茨城)、磐田市(静岡)、可児市(岐阜)、刈谷市(愛知)、亀山市(三重)、野洲市(滋賀)、八幡市(京都)、大和郡山市(奈良)、橋本市(和歌山)、泉大津市(大阪)、高砂市(兵庫)、玉野市(岡山)、益田市(島根)、柳井市(山口)、四国中央市(愛媛)、香南市(高知)、行橋市(福岡)、苅田町(福岡)、神埼市(佐賀)、日向市(宮崎)、阿久根市(鹿児島) 21 市 ※4	平成 24 年 6 月 4 日

No.	協 定 名	協 定 都 市 名	締結年月日
9	災害時相互応援に関する協定	上越市、長野市、静岡市	平成 24 年 7 月 20 日
10	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成 27 年 12 月 3 日
11	大規模災害時における相互応援に関する協定	東京ブロック 八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市 山梨・長野ブロック 甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市	平成 28 年 3 月 31 日
12	山梨県における広域避難等に関する協定	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、 韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野 原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	令和 4 年 5 月 19 日
13	甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定	甲府市、中央市	令和 4 年 8 月 4 日
14	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、 韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野 原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 中巨摩地区広域事務組合、峡北広域行政事務組合、峡南 衛生組合、三群衛生組合、青木ヶ原衛生センター、青木 ヶ原ごみ処理組合、大月都留広域事務組合、甲府・峡東 地域ごみ処理施設事務組合	令和 5 年 3 月 27 日

(2) 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業等との協定

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
1	災害応急復旧工事に関する業務協定書	甲府市管工事協同組合	平成 4 年 12 月 4 日
2	災害時における応急対策業務に関する協定	甲府市建設安全協議会	平成 10 年 2 月 24 日
3	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) 岡島	平成 11 年 2 月 8 日
4	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) オギノ	平成 11 年 2 月 8 日
5	災害時における物資の供給に関する協定書	生活協同組合市民生協やまなし	平成 11 年 5 月 21 日
6	災害時における物資の供給に関する協定書	生活クラブ生活協同組合	平成 11 年 5 月 21 日
7	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社) 山梨県トラック協会	平成 11 年 8 月 27 日
8	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	平成 11 年 8 月 27 日
9	災害防災情報等の放送に関する協定	(株) エフエム甲府	平成 16 年 8 月 25 日

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
10	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	(株) レンタルのニッケン	平成 17 年 4 月 1 日
11	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル (株)	平成 17 年 4 月 1 日
12	災害防災情報等の放送に関する協定	(株) 日本ネットワークサービス	平成 18 年 1 月 31 日
13	災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラセントラルジャパン (株) ※5	平成 18 年 3 月 30 日
14	災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	平成 19 年 5 月 10 日
15	災害時における応急対策業務に関する協定書	甲府市電設協力会	平成 19 年 7 月 1 日
16	災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	(株) アクティオ	平成 20 年 1 月 15 日
17	災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース (株)	平成 20 年 6 月 26 日
18	災害時における応急対策業務に関する協定書	(一社) 全国クレーン建設業協会山梨県支部	平成 21 年 3 月 10 日
19	災害時における応急対策業務に関する協定書	協同組合甲府市造園協会 ※6	平成 22 年 4 月 1 日
20	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会	平成 23 年 4 月 27 日
21	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 5 月 6 日
22	災害時における応急対策業務に関する協定書	山梨県消防設備事業組合	平成 23 年 5 月 24 日
23	災害時における支援に関する協定書	国立大学法人 山梨大学	平成 23 年 12 月 21 日
24	災害時における支援に関する協定書	公立大学法人 山梨県立大学	平成 23 年 12 月 21 日
25	災害時における支援に関する協定書	山梨学院大学	平成 23 年 12 月 21 日
26	災害時における支援に関する協定書	山梨英和大学	平成 23 年 12 月 21 日
27	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	甲府ホテル旅館協同組合	平成 24 年 7 月 17 日
28	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	湯村温泉旅館協同組合	平成 24 年 7 月 17 日
29	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	山梨県ビジネスホテル協会	平成 24 年 7 月 17 日

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
30	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 甲府地区建設業協会	平成 24 年 8 月 17 日
31	災害時における炊き出し等に関する協定	(株) 東洋食品	平成 24 年 8 月 17 日
32	災害時における炊き出し等に関する協定	山梨県学校給食協同組合	平成 24 年 8 月 17 日
33	災害時における氷の供給に関する協定	山梨県氷雪組合甲府支部	平成 24 年 11 月 17 日
34	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定	(一社) 山梨県トラック協会	平成 24 年 12 月 25 日
35	災害時における物資の保管等に関する協定	山梨県倉庫協会	平成 25 年 2 月 22 日
36	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 甲府市医師会	平成 25 年 2 月 27 日
37	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 甲府市歯科医師会	平成 25 年 2 月 27 日
38	災害における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定	(公社) 甲府市薬剤師会	平成 25 年 2 月 27 日
39	災害時における支援協力に関する協定	イオンビック (株) ※8	平成 25 年 3 月 1 日
40	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	厚生労働省山梨労働局	平成 25 年 11 月 11 日
41	地域情報ポータルサイトにおける行政情報等の発信に関する協定	(株) フューチャリンクネットワーク・アルファシステムサービス (株)	平成 26 年 2 月 20 日
42	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	富士環境センター・(有) 環境整備・昭和衛生社・東八商事(有)・(株) クリーンライフ	平成 26 年 4 月 11 日
43	災害時における応急活動の協力に関する協定	(株) 坂本建運・千塚地区自治会連合会	平成 26 年 4 月 25 日
44	災害時における L P ガスの供給等に関する協定	山梨県エルピーガス協会甲府地区	平成 26 年 6 月 23 日
45	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨積水 (株) ・ 大國地区自治会連合会	平成 26 年 10 月 30 日
46	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	帝京山梨看護専門学校	平成 26 年 11 月 19 日
47	災害時における応急活動の支援に関する協定	齋藤建設 (株) ・ 東地区自治会連合会	平成 26 年 12 月 16 日
48	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株) ホンダ四輪販売甲信・国母地区自治会連合会	平成 27 年 2 月 23 日
49	災害時における応急活動の支援に関する協定	早野組 (株) ・ 里垣地区自治会連合会	平成 27 年 3 月 23 日
50	災害時における炊き出し等に関する協定	(株) レパスト	平成 27 年 4 月 1 日

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
51	災害時における炊き出し等に関する協定	一富士フードサービス(株)関東支社	平成 27 年 4 月 1 日
52	災害時等における山梨県立甲府第一高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府第一高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
53	災害時等における山梨県立甲府西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府西高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
54	災害時等における山梨県立甲府南高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府南高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
55	災害時等における山梨県立甲府東高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府東高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
56	災害時等における山梨県立甲府工業高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府工業高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
57	災害時等における山梨県立甲府城西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立甲府城西高等学校	平成 27 年 4 月 1 日
58	防災啓発情報の発信に関する協定	N T T タウンページ(株)	平成 27 年 7 月 1 日
59	災害時における応急活動の支援に関する協定	地建工業(株)・大里地区自治会連合会	平成 27 年 7 月 6 日
60	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	日本レスキュー協会	平成 27 年 8 月 25 日
61	災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社南関東支社との協力に関する協定	日本郵便(株)南関東支社	平成 27 年 9 月 1 日
62	災害時における応急活動の支援に関する協定	宏和建设(株)・甲運地区自治会連合会	平成 27 年 11 月 13 日
63	避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア(株)	平成 27 年 11 月 30 日
64	災害時における相互協力に関する協定	生活協同組合パルシステム山梨	平成 28 年 2 月 8 日
65	大規模災害時における施設の使用に関する協定	甲府警察署	平成 28 年 2 月 18 日
66	災害時における畳の提供に関する協定	「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	平成 28 年 7 月 14 日
67	災害時における相互協力に関する協定	甲府刑務所	平成 28 年 11 月 25 日

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
68	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	日本通運（株）山梨支店	平成 28 年 12 月 20 日
69	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	ヤマト運輸（株）山梨主管支店	平成 28 年 12 月 20 日
70	災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定	富岳通運（株）	平成 28 年 12 月 20 日
71	災害時における支援物資の提供に関する協定	（一社）山梨県トラック協会 （有）藤本運送	平成 28 年 12 月 21 日
72	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	平成 29 年 2 月 13 日
73	災害時における行政書士業務の協力に関する協定	山梨県行政書士会	平成 29 年 2 月 20 日
74	災害時における被害調査の支援に関する協定書	昭和測量（株）	平成 29 年 3 月 1 日
75	災害時等における人員搬送の支援に関する協定	（株）ジャネット	平成 29 年 3 月 17 日
76	災害時等における人員搬送の支援に関する協定	東邦航空（株）	平成 29 年 3 月 17 日
77	風水害時における山梨県立かえで支援学校の避難所の利用に関する協定	山梨県立かえで支援学校	平成 29 年 3 月 17 日
78	災害時における支援に関する協定※7	財務省関東財務局 財務省関東財務局甲府財務事務所	平成 29 年 3 月 29 日
79	災害時等における施設の使用に関する協定	荒川ダム記念館管理組合	平成 29 年 5 月 21 日
80	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	平成 29 年 6 月 1 日
81	災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売	
82	甲府市災害ボランティアセンターの運営に関する協定	甲府市社会福祉協議会	平成 29 年 8 月 2 日
83	災害時等における施設の使用に関する協定	甲斐市	平成 29 年 8 月 22 日
84	甲府市防災用備蓄食糧の活用に関する業務協定	甲府市社会福祉協議会	平成 29 年 11 月 30 日
85	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン	平成 30 年 1 月 31 日
86	災害時における応急活動の支援に関する協定	長田組土木（株）・穴切地区自治会連合会	平成 30 年 2 月 21 日
87	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	（株）カインズ	平成 30 年 2 月 28 日
88	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	（株）ケーヨー	平成 30 年 2 月 28 日

No.	協 定 名	協 定 機 関 名	締結年月日
89	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成30年2月28日
90	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	DCM(株)	平成30年2月28日
91	災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定	デュオヒルズ甲府管理組合	令和2年4月1日
92	災害時における応急活動の支援に関する協定	横河電機(株) 甲府事業所・大里地区自治会連合会	平成30年3月28日
93	災害時等における山梨県立中央高等学校の一時避難所の利用に関する協定	山梨県立中央高等学校	平成30年10月1日
94	災害時における応急活動の支援に関する協定	(医) 慶友会城東病院・琢美地区自治会連合会	平成30年11月5日
95	災害時における応急活動の支援に関する協定	鈴与商事(株)・東地区自治会連合会	平成30年12月7日
96	災害時における遺体安置等の支援に関する協定	(株) ジットセレモニー	平成31年2月7日
97	災害時における応急活動の支援に関する協定	社会福祉法人和告福祉会・新田地区自治会連合会	平成31年2月7日
98	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株) クロスフォー・国母地区自治会連合会	平成31年2月7日
99	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) ドン・キホーテ	令和元年8月9日
100	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株) 宗家日本印相協会・中道地区自治会連合会	令和元年8月9日
101	災害時における施設利用の協力に関する協定	(一社) 甲府市地方卸売市場協会	令和2年4月1日
102	災害時における車両等の移動に関する協定	(一社) 日本自動車連盟山梨支部	令和2年6月29日
103	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株) ジットセレモニー 石田地区自治会連合会	令和2年7月1日
104	防災力向上にかかる相互協力に関する協定	損害保険ジャパン(株)	令和2年7月2日
105	災害時における応急活動の支援に関する協定	損害保険ジャパン(株) 相生地区自治会連合会	令和2年7月2日
106	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	令和2年9月16日
107	災害時における応急活動の支援に関する協定	ヤフー(株)	令和3年2月22日
108	災害時における応急活動の支援に関する協定	(株) エヌディエス 北新地区自治会連合会	令和3年5月6日
109	災害時における応急活動の支援に関する協定	富岳通運(株) 山城地区自治会連合会	令和3年9月1日

110	災害時及び感染症発生時における消毒に関する協定	(一社) 山梨県ペストコントロール協会	令和3年9月2日
111	洪水等の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	中日本高速道路株式会社八王子支社甲府保全・サービスセンター	令和3年12月20日
112	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨ダイハツ販売(株) 甲運地区自治会連合会	令和4年7月28日
113	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨トヨペット(株) 玉諸地区自治会連合会 里垣地区自治会連合会	令和4年8月29日
114	災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	令和4年10月3日
115	山梨県ドクターヘリ緊急離着陸場に関する協定	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院	令和5年2月22日
116	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨スズキ販売株式会社 穴切地区自治会連合会	令和5年3月23日
117	災害時等における山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の一時避難所としての利用に関する協定	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	令和5年3月30日
118	災害時における応急活動の支援に関する協定	地建工業(株) 大国地区自治会連合会 大里地区自治会連合会	令和5年8月9日
119	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨県厚生農業協同組合連合会	令和6年3月26日

- ※1 平成13年5月1日「浦和市」「大宮市」「与野市」の3市が合併し「さいたま市」新設
- ※2 市長会構成市が7市から13市になったことによる。
- ※3 平成31年3月31日「特例市災害時相互応援に関する協定」脱会
平成31年4月1日「中核市災害相互応援協定」加入
- ※4 平成25年6月3日 四国中央市加入
平成28年6月6日 阿久根市 加入
平成29年6月5日 那珂市 加入
- ※5 平成27年1月1日 「コカ・コーライーストジャパン(株)」に吸収合併
- ※6 平成21年11月 「甲府市造園協会」が「協同組合甲府市造園協会」と組織変更したことによる協定書の締結
- ※7 平成24年10月15日に締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を廃止し、改めて締結
- ※8 平成25年3月1日に締結した「災害時における支援協力に関する協定」は、甲府市内に所在するビッグの店舗の営業権が協定先企業であるマックスバリュ東海(株)からイオンビッグ(株)に移管されたため、協定先企業が変更になったもの
- ※9 平成27年7月1日に締結した「防災啓発情報の発信に関する協定」は、NTTタウンページ(株)が今後の継続的な発行ができない状況であるとの申し出があったため、協定の解約となったもの
- なお、「防災啓発情報の発信に関する協定」のNo.58は欠番とし、以降のNo.は変更しない

〔 避 難 〕

7 指定避難場所一覧

(1) 避難地 (62) ※災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所

No.	避難場所名	洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫	住所
1	総合市民会館駐車場		○	○	○	○	青沼三丁目 5-44
2	青葉スポーツ広場 グラウンド		○	○	○	○	青葉 19-1
3	イーストモールパリオ 駐車場		○	○	○	○	朝気三丁目 1-12
4	山梨学院大学 第3駐車場		○	○	○	○	酒折二丁目 4-5
5	県立青少年センター 駐車場・グラウンド		○	○	○	○	川田町 517
6	甲斐清和高等学校 里吉グラウンド		○	○	○	○	里吉二丁目 7
7	玉諸公園		○	○	○	○	向町 568
8	へいりん荘 敷地		○	○	○	○	向町 568
9	市立図書館駐車場		○	○	○	○	城東一丁目 12-33
10	教育研修所駐車場 ゲートボール場	○	○	○	○	○	城東一丁目 12-28
11	オギノ城東店駐車場		○	○	○	○	城東四丁目 3-17
12	県立大学（飯田） グラウンド		○	○	○	○	飯田五丁目 11
13	県営飯田野球場 グラウンド		○	○	○	○	飯田五丁目 11-1
14	J A パーキング協同駐車場		○	○	○	○	宝一丁目 1
15	Y C C 県民文化ホール 駐車場		○	○	○	○	寿町 26-1
16	荒川緑地 （千秋橋上流右岸）		○	○	○		高畑一丁目
17	南西第一公園		○	○	○	○	上石田三丁目 1865
18	南西第三公園		○	○	○	○	下石田二丁目 275
19	南西第四公園		○	○	○	○	下石田二丁目 62
20	荒川緑地 （音羽橋下流右岸）		○	○	○		荒川二丁目
21	東海甲府高等学校 グラウンド		○	○	○	○	金竹町 1-1
22	県立大学（池田） グラウンド		○	○	○	○	池田一丁目 6-1

23	下飯田防災拠点		○	○	○		下飯田一丁目 434-8 外
24	池田公園		○	○	○	○	中村町 471-3
25	貢川団地 8 号館 東側空地		○	○	○	○	下河原町 3
26	貢川団地 4 号館 南側空地		○	○	○	○	下河原町 3
27	貢川団地 37 号館 東側空地		○	○	○	○	下河原町 3
28	貢川団地 29 号館 南側空地		○	○	○	○	下河原町 3
29	八幡神社境内		○	○	○	○	富竹三丁目 4-53
30	笠屋神社境内		○	○	○	○	徳行五丁目 1-1
31	県立美術館広場	○	○	○	○	○	貢川一丁目 4-27
32	南西第二公園		○	○	○	○	貢川本町 1784
33	オギノ貢川店駐車場		○	○	○	○	徳行一丁目 2-18
34	荒川緑地 (千秋橋上流左岸)		○	○	○		伊勢一丁目
35	荒川緑地 (新平和橋下流左岸)		○	○	○		伊勢四丁目
36	住吉区画整理 3 号公園		○	○	○	○	住吉四丁目 3036
37	地方卸売市場駐車場		○	○	○	○	国母六丁目 5-1
38	荒川緑地 (千秋橋下流右岸)		○	○	○		高畑三丁目
39	国母南公園	○	○	○	○	○	国母八丁目 2452
40	オギノ国母店駐車場		○	○	○	○	大里町 5016
41	小瀬スポーツ公園		○	○	○	○	小瀬町 840
42	商科専門学校	2F の 階段 屋上	○	○	○	○	西下条町 1020
43	堀之内南公園		○	○	○	○	堀之内町 961
44	アイメッセ山梨 軒下・駐車場		○	○	○	○	大津町 2192-8
45	浄化センターグラウンド		○	○	○	○	大津町 1645
46	附属小中学校グラウンド	○	○	○	○	○	北新一丁目 4-2
47	附属小中学校テニスコート	○	○	○	○	○	北新一丁目 4-2

48	緑が丘スポーツ公園		○	○	○	○	緑が丘二丁目 8-1
49	山梨大学グラウンド（東）	○	○	○	○	○	大手二丁目 1
50	山梨大学グラウンド（北）	○	○	○	○	○	大手二丁目 2
51	武田神社境内	○	○	○	○	○	古府中町 2611 外
52	和田堀公園	○		○	○	○	和田町 2966
53	荒川緑地（音羽橋下流左岸）		○	○	○		音羽町
54	千塚公園		○	○	○	○	千塚三丁目 2238-1 外
55	昇仙峡さわらび駐車場	○	○	○	○	○	平瀬町 3221
56	黒平小学校跡地	○	○	○	○	○	黒平町
57	駿台甲府高等学校 グラウンド		○	○	○	○	塩部二丁目 8-1
58	甲府市歴史公園	○	○	○	○	○	北口二丁目 170-3 外
59	八幡神社境内	○	○	○	○	○	宮前町 6-47
60	寿宝第一公園		○	○	○	○	寿町 26
61	ダイタ駅前 第一・第二駐車場		○	○	○	○	丸の内二丁目 52 外
62	中央公園		○	○	○	○	中央一丁目 11

（２）指定避難所兼避難地（60）※災害対策基本法第 49 条の 7 に規定する指定避難所及び
災害対策基本法第 49 条の 4 に規定する指定緊急避難場所

No.	名称	区分	洪水	土 砂 災害	地震	大 規 模 火 災	内 水 氾 濫	住所
1	東小学校	指定避難所	2 F 以 上	○	○	○	○	朝気一丁目 14-1
		避難地	2 F 以 上	○	○	○	○	
2	里垣小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	善光寺二丁目 7-1
		避難地	○	○	○	○	○	
3	東中学校	指定避難所	○	○	○	○	○	東光寺二丁目 8-1
		避難地	○	○	○	○	○	
	かえで支援学校	指定避難所	○	○			○	東光寺二丁目 25-1

		避難地	○	○			○	
4	甲府東高等学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	酒折一丁目 17-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
5	甲運小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	川田町 65-2
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
6	東部市民センター	指定避難所	○	○	○	○	○	和戸町 955-1
		避難地	○	○	○	○	○	
7	玉諸小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上阿原町 491
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
8	山梨県自治会館	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	蓬沢一丁目 15-35
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
9	善誘館小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	朝気一丁目 2-52
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
10	甲府市役所西庁舎 (旧穴切小学校) ※	指定避難所		○	○	○	○	宝二丁目 8-19
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
11	西中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	飯田五丁目 13-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
12	石田小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上石田三丁目 6-31
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
13	南西中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上石田四丁目 10-8
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
14	池田小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	長松寺町 7-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
15	甲府城西高等学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	下飯田一丁目 9-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
16	甲府西高等学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	下飯田四丁目 1-1

		避難地	2F以上	○	○	○	○	
17	新田小学校※	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	新田町 12-28
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
18	富竹中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	富竹四丁目 5-8
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
19	貢川福祉センター	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	徳行三丁目 12-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
20	貢川小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	貢川本町 8-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
21	西部市民センター	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	長松寺町 12-30
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
22	湯田小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	湯田一丁目 8-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
23	伊勢小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	伊勢二丁目 16-1
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
24	南中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	湯田二丁目 21-24
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
25	国母小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	国母四丁目 1-10
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
26	南西部市民センター	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	国母六丁目 4-2
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
27	大國小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	後屋町 150
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
28	上条中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	古上条町 95
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
29	甲府商業高等学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上今井町 300

		避難地	2F以上	○	○	○	○	
30	甲府南高等学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	中小河原町 222
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
31	山城小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上今井町 474-2
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
32	環境センター管理棟	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	上町 601-4
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
33	南部市民センター	指定避難所		○	○	○	○	下今井町 15
		避難地	屋上	○	○	○	○	
34	大里小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	大里町 3785-2
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
35	城南中学校	指定避難所		○	○	○	○	大里町 2590-1
		避難地	2F 3F	○	○	○	○	
36	中道南小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	下向山町 4366
		避難地	○	○	○	○	○	
37	中道北小学校	指定避難所		○	○	○	○	上曽根町 3368-36
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
38	笛南中学校	指定避難所		○	○	○	○	下曽根町 270
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	
39	中道スポーツ広場体育館	指定避難所	○	○	○	○	○	下向山町 946
		避難地	○	○	○	○	○	
40	上九一色出張所	指定避難所	○	○	○	○	○	古関町 1158
		避難地	○	○	○	○	○	
41	北中学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	大和町 4-35
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
42	甲府第一高等学校	指定避難所	○	○	○	○	○	美咲二丁目 13-44
		避難地	○	○	○	○	○	
43	北新小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	北新一丁目 5-1
		避難地	○	○	○	○	○	
44	相川小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	古府中町 1501
		避難地	○	○	○	○	○	
45	北東中学校	指定避難所	○	○	○	○	○	大手二丁目 4-18
		避難地	○	○	○	○	○	
46	千塚小学校	指定避難所	2F以上	○	○	○	○	千塚一丁目 2-16
		避難地	2F以上	○	○	○	○	
47	北部市民センター	指定避難所	2F	○	○	○	○	湯村三丁目 5-20

			以上					
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
48	羽黒小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	羽黒町 527
		避難地	○	○	○	○	○	
49	山宮福祉センター	指定避難所	○	○	○	○	○	山宮町 383-1
		避難地	○	○	○	○	○	
50	北西中学校※	指定避難所		○	○	○	○	山宮町 538
		避難地	2F 3F 屋上	○	○	○	○	
51	千代田小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	下帯那町 3034-2
		避難地	○	○	○	○	○	
52	舞鶴小学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	丸の内二丁目 35-5
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
53	中央部市民センター	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	丸の内三丁目 26-16
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
54	富士川悠遊館	指定避難所	○	○	○	○	○	中央三丁目 3-1
		避難地	○	○	○	○	○	
55	朝日小学校※	指定避難所	○	○	○	○	○	塩部一丁目 4-1
		避難地	○	○	○	○	○	
56	甲府工業高等学校	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	塩部二丁目 7-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
57	新紺屋小学校	指定避難所	○	○	○	○	○	武田一丁目 3-34
		避難地	○	○	○	○	○	
58	北東部市民センター	指定避難所	○	○	○	○	○	武田三丁目 1-6
		避難地	○	○	○	○	○	
59	甲府市役所南庁舎 (旧相生小学校)	指定避難所	2F 以上	○	○	○	○	相生二丁目 17-1
		避難地	2F 以上	○	○	○	○	
60	甲府市役所南庁舎別館 (旧自治研修センター)	指定避難所		○	○	○	○	相生一丁目 9-7
		避難地	3F 屋上	○	○	○	○	

※甲府市役所西庁舎（旧穴切小学校）の洪水時の避難地は西館のみ使用可。

※北西中学校の洪水時の避難地は南側校舎のみ使用可。

※洪水時、新田小学校は南棟、朝日小学校は体育館及び東棟は使用不可。

○緊急時の一時避難所一覧

名称	管理者	住所	連絡先
甲斐市吉沢地域ふれあい館	甲斐市	甲斐市吉沢233-2	055-277-2742
荒川ダム記念館	荒川ダム記念館管理組合	甲府市川窪町583	055-277-5279 (荒川ダム記念館管理組合)
山梨県立中央高等学校	山梨県	甲府市飯田5-6-23	055-226-4411

○避難所開設セット収納備品一覧

品名		数量	備考
文 房 具 等	シャープペンシル	5 本	
	シャープペン芯 (0.5mm)	1 個	40本入
	マジック (黒)	1 本	
	マジック (赤)	1 本	
	カッター	1 本	
	ホッチキス	1 個	
	ホッチキス針	1 箱	
	クリップボード	3 個	
	ビニールひも	1 巻	
	メモ用紙	1 冊	
	白紙 (A4)	1 束	500枚入
	布粘着テープ	1 巻	
	軍手	1 束	12入
	グリップ蓄電ライト	1 台	
	電卓	1 台	
	デスクトレイ (A4)	1 個	
	避難所吊看板	1 巻	
	ビブス	21 着	千代田・上九一色 (14着)
	災害時特設公衆電話	1 ～ 2台	
	防災ラジオ	1 台	
	緊急地震速報機	1 台	
様 式	封筒 (大)	5 枚	
	封筒 (小)	20 枚	
	避難所運営マニュアル	2 部	
	避難所記録用紙	50 枚	
	避難者名簿	500 枚	
	避難所状況報告書	10 枚	

	取材者用受付用紙	10 枚	
	物資受払簿	20 枚	
	食料依頼伝票	20 枚	
	物資依頼伝票	20 枚	
	郵便物等受け取り帳	20 枚	
	外泊届用紙	25×2 枚	

○福祉避難所一覧

介護保険認定者名称	運営主体	住所	連絡先	土砂	水害
奥湯村園	(福)奥湯村福祉会	羽黒町1657-5	055-253-1165		○
快晴苑	(福)大寿会	大津町333	055-243-3939	○	
コスモ	(福)いきいき倶楽部	下向山町1280-1	055-266-8000	○	○
桜井寮	(福)民生福祉会	桜井町558	055-232-8261	○	○
サテライト特養尚古園	(福)善隣会	中央1-16-2	055-237-3650	○	
春光園	(福)心会和	増坪町813-2	055-241-3111	○	
尚古園	(福)善隣会	和田町2948-6	055-253-7231		○
清栄なでしこ荘	(福)清翔会	横根町554	055-221-1200	○	○
トリアス	(福)和人会	国玉町951-1	055-223-3303	○	
風林荘	(福)さくら会	宮原町1191	055-241-5656	○	
ロイヤルあかし	(福)日新会	上町2473	055-226-6580	○	
和久園	(福)和告福祉会	中村町11-18	055-226-3280	○	
志麻の郷・湯村	(福)ひかりの里	湯村3-11-10	055-242-6300	○	□
わかやなぎ	(福)裕良会	池田1-1-1	055-255-3311	○	□
パティオ蓬沢	(福)シアントシー福祉会	蓬沢1-7-35	055-287-7676	○	
ソレイユ甲府	(福)富士厚生会	西高橋町277	055-236-2266	○	
和楽 WARAKU	(福)山梨檜の会	大和町3-6	055-252-2100	○	□
コスモ・アンシア	(福)いきいき倶楽部	相生3-3-14	055-221-8000	○	
甲府城南ケアセンター	(福)法人敬誠会	上曽根町185番地	055-240-1165	○	
特別養護老人ホームいけだの里	(福)やまなし勤労者福祉会	下飯田1-2-17	055-236-3530	○	
特別養護老人ホーム風林荘別館	社会福祉法人さくら会	宮原町1227-1	055-236-8115		○

特別養護老人ホームオアズS やましろ	社会福祉法人さくら会	上町916-2	055-225-5630		○
相川ケアセンター	(福)山梨檜の会	塚原町359	055-252-1600		○
大津ケアセンター	(医)健栄会	大津町1509-1	055-244-0202	○	
甲府かわせみ苑	(福)清翔会	横根町554	055-222-2900	○	
甲府南ライフケア	(医)立星会	住吉5-24-14	055-241-3333	○	□
NAC湯村	(医)共生会	湯村3-15-13	055-253-2200	○	□
グループホーム山径	(福)善隣会	和田町2948-6	055-255-1217		○
尚古園デイサービスセンター	(福)善隣会	和田町2948-6	055-237-3650		○
愛の家グループホーム 甲府後屋	メディカル・ケア・サービス(株)	後屋町97-1	055-242-0551	○	
愛の家グループホーム 甲府増坪	メディカル・ケア・サービス(株)	増坪町338	055-242-0655	○	
おおくに在宅ケアセンター グループホームおおくにの家	(医)笹本会	大里町5323	055-220-2111	○	
グループホームあかし	(福)日新会	上町2473	055-226-6580	○	
グループホーム青沼	(福)千歳会	青沼2-23-1	055-233-5158	○	
グループホームおおさとの憩	株式会社イービーエサービス	大里町3375-1	055-242-2072	○	
グループホーム めだかの学校シニア	(福)ひかりの里	武田1-3-23	055-222-5680	○	○
グループホームドリーム	ドリームワークス(有)	川田町367-1	055-232-9889	○	
グループホームわかば	(福)緑栄会	古上条町163-1	055-243-1001	○	
甲府ケアセンターそよ風	株式会社SOYOKAZE	富竹3-3-5	055-236-6266	○	
グループホーム花みずき	(株)さい	上阿原町526-1	055-237-4881	○	
グループホーム めだかの学校悠ゆう	(福)ひかりの里	武田2-8-17	055-255-6011	○	○
しあわせホーム甲府	(福)清長会	城東3-7-11	055-228-8010	○	
グループホーム飯田	(医)小羊会	飯田3-5-3	055-221-7720	○	
グループホーム めだかの学校湯村	(福)ひかりの里	湯村3-11-10	055-242-6300	○	□
グループホーム ふるかみの家	(福)笹の葉会	古上条町424-5	055-243-1122	○	
グループホーム めだかの学校千塚公園西	(福)ひかりの里	千塚3-9-31	055-252-1123	○	□
グループホーム宿の里	(有)鈴の音	右左口町805-6	055-287-9100	○	○
風林荘グループホーム	(福)さくら会	宮原町1191	055-241-5656	○	

愛の家グループホーム 甲府住吉	メディカル・ケア・サービス(株)	住吉本町1398-1	055-236-3050	○	
やさしい手甲府西茶論	(株)やさしい手甲府	上石田1-7-14	055-236-5504	○	
やさしい手甲府小瀬事業所け やきの森茶輪	(株)やさしい手甲府	上町339-2	055-244-1165	○	○
小規模多機能型居宅介護 めだかの学校悠ゆう	(福) ひかりの里	武田2-8-17	055-255-6001	○	
小規模多機能ホームわかまつ	(福) やまなし勤労者福 祉会	若松町6-35	055-223-8105	○	
ラ・ナシカ・こうふ	(株)シダー	荒川1-3-26	055-255-6233	○	□
ハートピア横根	(福) ひかりの里	横根町1173-7	055-236-3335		○
ショートステイたから	(福) やまなし勤労者福 祉会	宝1-4-16	055-236-3335	○	
グループホーム飯田	(株) アバンセライフサ ポート	飯田3-5-3	055-221-7720	○	
特別養護老人ホームらくえん リニア甲府	社会福祉法人寿真会	高室町573番地	055-288-1394	○	

高齢者

名称	運営主体	住所	連絡先	土砂	水害
甲府市玉諸福祉センター	甲府市	向町568	055-235-3672	○	
甲府市貢川福祉センター	〃	徳行3-12-1	055-222-0310	○	
甲府市山宮福祉センター	〃	山宮町383-1	055-253-6338	○	○
甲府市相川福祉センター	〃	古府中町6019	055-254-5688	○	○
甲府市相生福祉センター	〃	相生2-17-1	055-226-3798	○	

※甲府市玉諸福祉センターは、建替え工事のため平成29年6月から使用不可能。

障害者

名称		運営主体	住所	連絡先	土砂	水害
身体的精神	甲府市 障害者センター	社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団	東光寺1-10-25	055-222-0741	○	○
	向徳舎	社会福祉法人 園樹会	向町277	055-223-2500	○	□
	エスペランサ	社会福祉法人 幸生会	西高橋328-1	055-244-2566	○	□
	ホープステーション	社会福祉法人ホープ会	富竹1-12-11	055-254-5291	○	□
	ゆうき工房	社会福祉法人ゆうき会	飯田1-3-19	055-228-4411	○	
	千代田荘	社会福祉法人 清長会	下帯那町3215-1	055-251-8450		○
	あずま太陽の家	社会福祉法人 山梨太陽の家	羽黒町1272-1	055-253-3711		○
知的身体	きぼうの家	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	羽黒町1255	055-251-4131	○	
知的視覚精神	青い鳥成人寮	社会福祉法人 山梨ライトハウス	下飯田2-10-1	055-224-5060	○	
知的精神	すみよし生活支援 センター	公益財団法人 住吉偕成会	住吉4-7-27	055-221-0071	○	□
	ハピアすみよし	公益財団法人 住吉偕成会	住吉4-11-5	055-221-0071	○	□
	支援センターみさき	医療法人 山角会	美咲1-8-5	055-251-7611	○	○
	麦の家	社会福祉法人 友好福祉会	心経寺町490-1	055-266-3976		○
知的	ピース工房なかみち	社会福祉法人ピースの会	右左口町1257-6	055-266-7339	○	○

○医療救護所一覧【市役所、地域医療センター、保健センター及び指定避難所】

東部ブロック（琢美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区）

医療資機材 配備箇所	東部ブロック（9）避難所		所在地	連絡先	備考
◎	1	東小学校	朝気一丁目14-1	055-233-4468	兼用※2
	2	里垣小学校	善光寺二丁目7-1	055-233-2406	兼用
	3	東中学校 ※1	東光寺二丁目8-1	055-233-1379	兼用
	4	甲府東高等学校	酒折一丁目17-1	055-237-6931	兼用
◎	5	甲運小学校	川田町65-2	055-232-3953	兼用
	6	東部市民センター	和戸町955-1	055-235-0611	兼用

◎	7	玉諸小学校	上阿原町491	055-233-2447	兼用
	8	善誘館小学校	朝気一丁目2-52	055-233-4809	兼用

※1 風水害時における避難所として「かえで支援学校」を指定

※2 兼用とは、校庭、駐車場等が避難地(117箇所)に指定されている場合

西部ブロック（穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区）

医療資機材 配備箇所	西部ブロック（12）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	市役所西庁舎(旧穴切小)	宝二丁目8-19		兼用
	2	西中学校	飯田五丁目13-1	055-222-1378	兼用
◎	3	石田小学校	上石田三丁目6-31	055-222-5414	兼用
	4	南西中学校	上石田四丁目10-8	055-224-3396	兼用
◎	5	池田小学校	長松寺町7-1	055-222-8271	兼用
	6	甲府城西高等学校	下飯田一丁目9-1	055-223-3101	兼用
	7	甲府西高等学校	下飯田四丁目1-1	055-228-5161	兼用
	8	新田小学校	新田町12-28	055-228-7851	兼用
	9	富竹中学校	富竹四丁目5-8	055-228-0251	兼用
	10	貢川福祉センター	徳行三丁目12-1	055-222-0310	兼用
	11	貢川小学校	貢川本町8-1	055-222-2408	兼用
	12	西部市民センター	長松寺町12-30	055-225-1762	兼用

南部ブロック（湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区）

医療資機材 配備箇所	南部ブロック（21）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	湯田小学校	湯田一丁目8-1	055-233-4382	兼用
	2	伊勢小学校	伊勢二丁目16-1	055-233-3600	兼用
	3	南中学校	湯田二丁目21-24	055-233-1368	兼用
◎	4	国母小学校	国母四丁目1-10	055-224-4608	兼用
	5	南西部市民センター	国母六丁目4-2	055-228-5571	兼用
	6	上条中学校	古上条町95	055-243-3213	兼用
	7	甲府商業高等学校	上今井町300	055-241-7511	兼用
	8	甲府南高等学校	中小河原町222	055-241-3191	兼用
◎	9	山城小学校	上今井町474-2	055-241-2101	兼用
	10	山梨県自治会館	蓬沢一丁目15-35	055-237-5711	
	11	環境センター管理棟	上町601-4	055-241-4311	
	12	大里小学校	大里町3785-2	055-241-2605	兼用
	13	城南中学校	大里町2590-1	055-241-5766	兼用
◎	14	大国小学校	後屋町150	055-241-0092	兼用
	15	南部市民センター	下今井町15	055-241-0083	兼用
	16	中道南小学校	下向山町4366	055-266-4016	兼用
	17	中道北小学校	上曾根町3206-2	055-266-3077	兼用
	18	笛南中学校	下曾根町270	055-266-3061	兼用

	19	中道スポーツ広場体育館	下向山町946	055-266-5282	兼用
	20	上九一色出張所	古閑町1158	0555-88-2111	兼用
◎	21	地域医療センター	幸町14-6		

北部ブロック（北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区）

医療資機材 配備箇所	北部ブロック（11）避難所		所在地	連絡先	備考
	1	北中学校	大和町4-35	055-252-4804	兼用
	2	甲府第一高等学校	美咲二丁目13-44	055-253-3525	兼用
◎	3	北新小学校	北新一丁目5-1	055-252-3260	兼用
	4	相川小学校	古府中町1501	055-252-2409	兼用
	5	北東中学校	大手二丁目4-18	055-253-1388	兼用
◎	6	千塚小学校	千塚一丁目2-16	055-253-8937	兼用
	7	北部市民センター	湯村三丁目5-20	055-252-0611	兼用
	8	羽黒小学校	羽黒町527	055-253-1941	兼用
	9	山宮福祉センター	山宮町383-1	055-253-6338	
	10	北西中学校	山宮町538	055-251-7011	兼用
	11	千代田小学校	下帯那町3034-2	055-251-8059	兼用

中央部ブロック（富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区）

医療資機材 配備箇所	中央部ブロック（10）避難所		所在地	連絡先	備考
◎	1	舞鶴小学校	丸の内二丁目35-5	055-228-0548	兼用
	2	富士川悠遊館	中央三丁目3-1		兼用
◎	3	朝日小学校	塩部一丁目4-1	055-252-3373	兼用
	4	甲府工業高等学校	塩部二丁目7-1	055-252-4896	兼用
◎	5	新紺屋小学校	武田一丁目3-34	055-252-2578	兼用
	6	北東部市民センター	武田三丁目1-6	055-254-6100	
◎	7	甲府市健康支援センター （市役所南庁舎）	相生二丁目17-1	055-237-2586	兼用
	8	甲府市役所南庁舎別館	相生一丁目9-7	055-227-5293	
	9	中央部市民センター	丸の内三丁目26-16	055-222-4242	兼用

〔 救 援 〕

8 応急仮設住宅建設候補地

番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 (㎡)	建設 戸数	特記事項
1	千塚公園	千塚五丁目2611外	公園緑地課	21,543.21	147	
2	緑が丘スポーツ広場 (船出広場)	緑が丘二丁目8-2外	公園緑地課 ・財務省	12,625.00	209	全体199,914
3	緑が丘スポーツ広場 (球技場)	緑が丘二丁目8-2外	公園緑地課 ・財務省	10,794.00	121	〃
4	南西第一公園	上石田三丁目1865	公園緑地課	7,227.42	46	

5	南西第二公園	貢川本町1784	公園緑地課	3,304.40	22	
6	南西第三公園	下石田二丁目275	公園緑地課	5,675.00	33	
7	南西第四公園	下石田二丁目62	公園緑地課	2,996.74	42	
8	青葉スポーツ広場	青葉町501外	スポーツ課	23,516.34	238	
9	南東部コミュニティ 防災センター駐車場	増坪町253外	(防災企画課)	1,921.00	12	
10	平成広場	増坪町405-1外	(環境部)	4,639.00	48	
11	東下条スポーツ広場	東下条町229外	(スポーツ課)	22,991.00	168	
12	池田公園	中村町471-3外1 新田町2413-1外4	公園緑地課	16,053.83	51	
13	住吉区画整理1号公園	住吉五丁目3126外3	公園緑地課	2,399.00	21	未整備(工事 予定なし)
14	住吉区画整理2号公園	住吉五丁目3191	公園緑地課	2,000.44	14	
15	住吉区画整理3号公園	住吉四丁目3036	公園緑地課	1,996.70	24	
16	住吉区画整理4号公園	住吉三丁目3091	公園緑地課	3,365.32	16	
17	玉諸公園	向町636外3	公園緑地課	23,054.00	92	
18	堀之内北公園	堀之内町766	公園緑地課	2,360.00	12	
19	堀之内南公園	堀之内町962	公園緑地課	9,392.00	46	
20	大津公園	大津町1473-1外31	公園緑地課	15,776.75	79	
21	南部浄化センター (大津処理場グラウンド)	大津町1625-1外5	(浄化センター)	9,000.00	127	
22	中道スポーツ広場	下向山町946	(スポーツ課)	17,000.00	123	
23	旧穴切小学校校庭	宝二丁目8番19号	(管財課)	7,876.00	74	
24	NECコンピュータテクノ (株)グラウンド	大津町1088-3	NECコンピュータ テクノ(株)	14,504.00	166	
25	大里東公園	大里町5370	公園緑地課	2048.64	12	
26	下飯田防災公園	下飯田一丁目434-8外	防災企画課	6,080.74	35	
計				250,140.53	1,978	

9 備蓄・資機材

(1) 食料・生活必需品等の備蓄状況

防災倉庫名 品目		地区	孤立	東 部	西 部	南 部	北 部	中央 部	北東 部	南東 部	南西 部	合 計
倉庫		101	16	1	1	1	1	1	1	1	1	125
非 食 糧	米	100,000	3,500	3,500	3,200	2,900	3,200	3,350	3,200	3,600	1,800	128,250

	菓子	88,512		1,296	1,296	1,440	1,440	1,200	1,296	1,440	1,296	99,216
粉ミルク		3,190										3,190
飲料水(リットル)		29,664	4,356	1,476	240	120	936	1,164	240	240	2,424	40,860
毛布		6,050	145	287	270		380	340	260	440	190	8,362
ブランケット		14,470						110				14,580
担架		116	4	1	3		2	5	1	4	7	143
テント型トイレ		244	8			4		20				276
簡易型組立トイレ		480	38	21	60		60	48	35	27	54	823
便袋(100枚/箱)		592	16	80	80	10	70	101	96	96	110	1,251
発電機		61	12	8	4		1	2	1	2	2	93
投光機		100	10	5	5		7	19	1	6	5	158
コードリール		99	9	8		1		21	1		14	153
ガソリン缶(リットル)		1,440	124									1,564
ガソリン携行缶		38	4	2	5		1	1	1	4	1	57
救急セット		14		1	1	1	1	2	1	1	1	23
折り畳みリヤカー		60	4		1			5		1		71
鋳物コンロ		60	2	4				2				68
やかん		60	4					5				69
ランタン		244	8					7				259
避難所用マット		14,210	30					80				14,320
間仕切セット		139						1				140

(2) 防災倉庫所在地

倉庫名	所在地
東部防災倉庫	城東一丁目12-33（市立図書館西側）
西部防災倉庫	富竹二丁目2-27（西部コミュニティ防災センター内）
南部防災倉庫	下曽根町1070-3（甲府市中道交流センター内）

北部防災倉庫	湯村三丁目5-2（北部市民センター敷地内）
中央部防災倉庫	丸の内一丁目18-1（市役所本庁舎内）
北東部防災倉庫	岩窪町261（北部コミュニティ防災センター内）
南東部防災倉庫	増坪町251-1（南東部コミュニティ防災センター内）
南西部防災倉庫	国母六丁目1960-4（地方卸売市場北西 旧南部防災倉庫）
総合市民会館防災倉庫	青沼三丁目-5-44（甲府市総合市民会館敷地内）
下飯田防災拠点	飯田一丁目434-8 外

（３）生活必需品調達に係る市内関係業者一覧

品目別	組合(法人)名	所在地	電話番号
パン類	山梨県パン協同組合	甲府市丸の内二丁目28-6	055-222-3411
副食類	甲府市地方卸売市場東団地商業組合	国母六丁目6-1	055-228-1714
寝具・衣類	山梨県繊維製品卸商業組合	相生二丁目2-17	055-237-5824
医薬品類	山梨県医薬品卸協同組合	中央市山之神流通団地三丁目7-3	055-273-6528
L P ガス	(一社)山梨県エルピーガス協会	飯田一丁目4-4	055-228-4171
砂利類	山梨県砂利協同組合	宝一丁目21-20	055-228-8141
生コン類	山梨県生コンクリート協同組合	高畑一丁目10-18	055-228-6511

10 飲料水

(1) 非常用貯水槽設置場所一覧

設置場所	タンクの寸法	所管	容量 (m ³)	数量 (基)	設置年度
舞鶴小学校	φ 3,000mm × 15,000mm	上下水道局	100	1	S62
玉諸小学校	φ 2,600mm × 10,000mm	〃	50	1	H1
東中学校	φ 2,400mm × 14,500mm	〃	60	1	H3
山城小学校	φ 2,600mm × 14,000mm	〃	70	1	H4
富士川悠遊館	φ 3,000mm × 7,800mm	〃	45	1	H4
大里小学校	φ 2,600mm × 11,000mm	〃	55	1	H5
伊勢小学校	φ 2,600mm × 15,000mm	〃	75	1	H7
東小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	甲府市	60	1	H8
善誘館小学校	φ 2,600mm × 10,000mm	〃	50	1	H8
湯田小学校	φ 2,600mm × 15,000mm	〃	75	1	H9
国母小学校	φ 2,600mm × 16,000mm	〃	80	1	H9
旧相生小学校	φ 2,600mm × 9,000mm	〃	45	1	H10
貢川小学校	φ 2,600mm × 13,000mm	〃	65	1	H10
新田小学校	φ 2,600mm × 10,500mm	〃	50	1	H11
大國小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H11
旧穴切小学校	φ 2,600mm × 8,000mm	〃	40	1	H12
石田小学校	φ 2,600mm × 15,000mm	〃	75	1	H12
池田小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H13
朝日小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H14
甲運小学校	φ 2,600mm × 8,000mm	〃	40	1	H15
新紺屋小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H16
相川小学校	φ 2,600mm × 12,500mm	〃	60	1	H17
羽黒小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H18
北新小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H19
中道南小学校	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	H20
中道北小学校	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	H21
甲府南中学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H22
千塚小学校	φ 2,600mm × 12,000mm	〃	60	1	H23
市役所本庁舎	φ 2,600mm × 8,500mm	〃	40	1	H24

中道北小学校	φ 2, 600mm × 8, 500mm	〃	40	1	R2
--------	-----------------------	---	----	---	----

(2) 配水池一覧

甲府水道

(立方メートル＝t)

施設名		貯水容量(m ³)	配水区域	設置場所
平瀬浄水場内浄水池		15, 700	市内・甲斐市の一部(旧敷島町)	平瀬町
湯村山ずい道配水池※		13, 360	市内の中心部・高区・中区配水池へ	湯村山
高区配水池※		1, 800	市内の中心部・北部・高台方面へ	和田町
山宮配水池※		600	山宮町方面へ	山宮町
羽黒配水池※		8, 000 (4, 000×2)	市内の北部・西部へ	羽黒町
中区配水池※		6, 280	市内の東部へ	愛宕山
善光寺第1配水池※		99	善光寺町	善光寺町
高区西配水池※		1, 800	甲斐市の一部(旧敷島町)へ	甲斐市
和田配水池※		84	小松町の一部	和田町
岩窪配水池※		467	岩窪町・古府中町方面へ	岩窪町
千代田第3配水池※		163	千代田地区へ	上帯那町
配水調整池	南方PC タンク※	8, 500	市内の南部・昭和町・中央市の一部(旧玉穂町)へ	昭和町
	北方PC タンク※	12, 000	市内の南部・昭和町・中央市の一部(旧玉穂町)へ	昭和町

※緊急遮断弁設置

中道水道

施設名	貯水容量(m ³)	配水区域	設置場所
北部第2配水池※	200	宮下・朝日・下・浜方面へ	上曽根町
北部第3配水池※	1, 030	下曽根・松本・佐久方面へ	下向山町

※緊急遮断弁設置

(3) 応急給水車両及び機器材等の現況

種別	台数	配置先
浄水機	43	小学校(23台)・中学校(11台)、南高、上九一色出張所、上下水道局、各コミュニティ防災センター(6台)
給水タンク(1.5t)	5	上下水道局
ウォーターボール(0.5t)	19	上下水道局
給水タンク車	2	上下水道局
給水車(1.1t・2t・3t)	各1	上下水道局

設置型給水タンク(1 t)	22	上下水道局
消防水そう車(4 t)	1	消防本部
消防水そう車(5 t)	2	消防本部
仮設給水栓	25	上下水道局

1 1 ごみ、し尿処理施設等一覧

(1) し尿処理施設

設置 主体	施設名	施設所在地	電話番号	処理規模 ($\text{kl}/\text{日}$)	汚泥の 処 理	運転開 始年月
中巨摩 地区広域 事務組合	中巨摩地区 広域事務組合衛生 センター	中央市乙黒 1083-3	055-273-4167	85	焼却	H6. 3

(2) 埋立処分地施設

設置 主体	処理能力		処理方式		埋立終了 予定年度	施設所在地	備 考
	埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立 方式	浸出水 処理方式			
甲府市	76,200 m^3 (14,400 m^2)	50 $\text{m}^3/\text{日}$	準好気 性埋立	接 触 ば っ 気 法	H7度未 完了	小曲町 948-1	
甲府市	47,900 m^3 (12,870 m^2)	40 $\text{m}^3/\text{日}$	準好気 性埋立	回 転 円 板	H14. 6 完了	増坪町 710-3	
甲府市	58,800 m^3 (13,300 m^2)	35 $\text{m}^3/\text{日}$	準好気 性埋立	高度処理（活性炭吸 着、キレート吸着）	H22. 3 完了	西高橋町 383	

(3) ごみ焼却施設

設置主体	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
施設名	甲府・峡東クリーンセンター エネルギー棟
施設所在地	笛吹市境川町寺尾1440-1
施設規模（ $\text{t}/\text{日}$ ）	369（123 $\text{t}/\text{日} \times 3$ 炉）
炉形式	ガス化熔融炉
燃焼形式	流動床
備 考	蒸気タービン発電（最大7,700kw）

(4) 粗大ごみ処理施設

設置主体	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
施設名	甲府・峡東クリーンセンター リサイクル棟
施設所在地	笛吹市境川町寺尾1440-1
施設規模（ $\text{t}/\text{日}$ ）	（破碎）36・（選別）31・（貯蔵）22
備 考	

(5) 災害廃棄物（がれき）等の仮置場

設置主体	施設名	施設所在地
甲府市	甲府市一般廃棄物最終処分場	小曲町 1024-7
甲府市	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場	増坪町 710-3
甲府市	甲府市焼却灰処分場	西高橋町 383
甲府市	下飯田防災拠点	下飯田一丁目

(6) 収集運搬車両一覧

① ごみ収集運搬車

種別	台数(台)	積載量(t)
可燃専用回転板式機械車（積載量2t）	1	2
不可燃兼用圧縮板式機械車（積載量2t）	4	8
ダンプ（積載量2t）	2	4
軽ダンプ車等（積載量350kg）	17	5.9
許可業者（積載量2t）	171	342
計	195	361.9 t

② し尿収集運搬車

許可業者所有車	
台数(台)	積載量(kℓ)
10	46.5

1 2 緊急輸送道路一覧

(1) 第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起 終 点	延長 (km)
高速国道	—	中央自動車道（西宮線）	県内全線	100.3
一般国道 (指定区 間)	20	国道 20 号	東京都境～長野県境 大月 BP 現道部（駒橋交差点（大月市）～大月インター入口交差点（大月市））除く	100.3
	52	国道 52 号	国道 20 号交点（甲斐市）～甲府南アルプス線交点（甲府市） 甲府南アルプス線（甲府市）～国道 411 号交点（甲府市） 上石田バイパス：貢川交番南交差点（甲府市）～貢川橋西詰（甲府市）含む 静岡県境～国道 52 号（甲西道路）交点（富士川町）	54.0
一般国道 (指定外)	140	国道 140 号	埼玉県境～国道 52 号交点（富士川町） 西関東連絡道路：桜井ランプ（甲府市）～岩手ランプ（山梨市）含む 西下条ランプ（甲府市）～落合西 IC（甲府市） 〔新山梨環状道路〕 国道 20 号重用区間 0.5 km：国道 20 号交点向町二交差点（甲府市）～国道 20 号上阿原交差点（甲府市）	56.9
	358	国道 358 号	全線	28.0
	411	国道 411 号	東京都境～国道 52 号交点（甲府市） 国道 140 号交点（甲府市）～甲府市道朝気通り交点（甲府市）	64.3
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道 52 号交点（甲府市）～甲府駅前（甲府市）	0.5
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点（中央市）～国道 358 号交点（甲府市）〔新山梨環状道路〕	1.3
市町村道		和戸町竜王線	甲府市道朝気通り交点（甲府市）～池添梅ヶ坪線交点（甲府市）（城東バイパス）	0.2

(2) 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起 終 点	延長 (km)
主要地方道	3	甲府市川三郷線	国道 20 号交点（甲府市）～韮崎南アルプス中央線交点（中央市）〔昭和バイパス〕 甲府笛吹線交点（甲府市）～市川大門四丁目 1801（市川三郷町） 国道 140 号交点～市川大門四丁目 1801（市川三郷町） 国道 140 号重用区間 3.5 km：国道 140 号桃林橋南側交差点（中央市）～国道 140 号大正交差点東側交差点（市川三郷町） 国道 20 号重用区間 0.8 km：国道 20 号国母交差点（甲府市）～国道 20 号国母立体交差点（甲府市）	22.1
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡交点（甲府市）～韮崎南アルプス富士川線交点（南アルプス市）	10.2

	6	甲府韮崎線	国道 140 号交点（甲府市）～茅野北社韮崎線交点（韮崎市）	16.7
	7	甲府昇仙峡線	天神平甲府線交点（甲府市）～甲府南アルプス線交点（甲府市） 甲府韮崎線重用区間 1.9 km：甲府韮崎線交点（甲府市）～甲府韮崎線総合グラウンド入口交差点（甲府市）	8.2
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	29	甲府中央右左口線	国道 358 号交点（甲府市）～甲府精進湖線交点（甲府市）	11.6
	31	甲府山梨線	国道 411 号交点（山梨市）～甲府韮崎線交点（甲府市）	1.3
	34	白井甲州線	国道 140 号交点（甲府市）～国道 411 号交点（甲州市） 国道 411 号塩山バイパス西広門田交差点（甲州市）～西広門田交差点（甲州市） 狐川橋東交差点（笛吹市）～笛吹市道 1-20 号線交点（笛吹市） 塩山勝沼線交点（甲州市）～万力小屋敷線交点（甲州市）	19.4
	36	笛吹市市川三郷線	白井甲州線交点（笛吹市）～国道 358 号交点（甲府市）	19.6
	104	天神平甲府線	甲府韮崎線交点（甲府市）～HANAZONO ホスピタル（甲府市）	6.7
	106	中下条甲府線	甲府韮崎線交点（甲斐市）～甲府韮崎線交点（甲府市）	4.5
	113	甲府精進湖線	国道 20 号交点（甲府市）～甲府中央右左口線交点（甲府市） 国道 358 号重用区間 2.8 km：国道 358 号考古博物館交差点（甲府市）～国道 358 号右左口町（甲府市）	8.0
市道	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4
		小瀬町 1 号線	小瀬スポーツ公園線交点（甲府市）～甲府精進湖線交点（甲府市）	0.8
		小瀬 2 号線	甲府精進湖線交点（甲府市）～国道 358 号交点（甲府市）	0.8
		富士見中線	甲府山梨線交点（甲府市）～朝日荒川線交点（甲府市）	0.3
		朝日荒川線	富士見中線交点（甲府市）～三味道村上線交点（甲府市）	2.9

(3) 市指定緊急輸送道路

番号	路 線 名	路線番号	番号	路 線 名	路線番号
1	紅梅南通り線（一部）	109	31	高畑富竹新田線（一部）	524
2	錦穴切線	62	32	増坪 1 号線	1004
3	朝日西青沼線	73	33	増坪上町線	763
4	富士見線通り線（一部）	698	34	住吉寺前線（一部）	619
5	飯田（C）線	473	35	上町 3 号線	887
6	飯田（1）線	474	36	小瀬町 1 号線	755
7	飯田春日線（一部）	60	37	小瀬 2 号線	937
8	荒川左岸 1 号線	709	38	新平和橋線	1065
9	荒川西河原線	998	39	荒川西通り線（一部）	1123
10	長松寺荒川線	736	40	高畑二日市場線（一部）	564
11	貢川千塚境線（一部）	461	41	宮原円満寺線（一部）	678
12	下河原長塚線	863	42	宮原工業団地線	1225
13	竜王下河原長塚線	523	43	国母工業団地 10 号線	995
14	池添梅ヶ坪線	281	44	国母昭和線	1253
15	善光寺蓬沢線（一部）	275	45	大里国母線（一部）	676
16	里吉里垣線	634	46	国母工業団地 8 号線	993
17	酒折国玉（1）線	695	47	国母工業団地 3 号線	907
18	甲運 8 号線（一部）	648	48	大鎌田二川線	674
19	上阿原新田七沢線	631	49	穂池 1 号線	929
20	三吉朝気線	169	50	下条落合線（一部）	628
21	里吉向線（一部）	630	51	小曲町中線（一部）	1309
22	上阿原 3 号線	1159	52	宿・下曾根線（一部）	2011
23	湯田住吉線	114	53	一丁田長門田線（一部）	2009
24	魚町街道線	612			
25	畔増坪線	613			
26	高畑西条線	574			
27	南西 1 号線	806			

28	千秋橋高畑線	1307			
29	南西 2 号線	807			
30	悠紀田本線 (一部)	526			

1 3 飛行場外離着陸場等一覧

(1) 場外離着陸場

離 着 陸 場	所 在 地	散水	着 陸 帯
小瀬スポーツ公園補助競技場	小瀬町840	否	芝生
甲府市荒川河川敷緑地公園 (飯豊橋下流左岸)	相生1丁目、3丁目、荒川左岸	否	草地
山梨県庁防災新館	丸の内1丁目6-1	否	コンクリート

(2) 緊急離着陸場

離 着 陸 場	所 在 地	散水	着 陸 帯
曽根丘陵公園芝生広場	下向山町1271	要	転圧地
市立甲府病院	増坪町366	否	コンクリート
甲府市荒川河川敷 (音羽橋下流右岸)	荒川1丁目222-2	否	草地
緑が丘運動公園陸上競技場	緑が丘2丁目8-1	否	芝生

※航空法第81条の2による

(3) 公共建築物屋上番号表示一覧表

表記 番号	拠点施設名	所在地	緯度(北緯)	経度(東経)	施工年度等
01	東小学校	朝気1丁目14-1	35.38.53	138.35.09	H23
02	里垣小学校	善光寺2丁目7-1	35.41.00	138.38.00	H18
03	甲運小学校	川田町65-2	35.40	138.37.00	H22
04	玉諸小学校	上阿原町491	35.38.34	138.36.32	H18
05	善誘館小学校	朝気1丁目2-52	35.39.23	138.35.05	H25
06	湯田小学校	湯田1丁目8-1	35.38.00	138.35.00	H18
07	伊勢小学校	伊勢2丁目16-1	35.38.31	138.34.14	H18
08	国母小学校	国母4丁目1-10	35.38.00	138.33.00	H20
09	山城小学校	上今井町474-2	35.37.24	138.34.52	H20
10	大里小学校	大里町3785-2	35.36.57	138.37.17	H18
11	大国小学校	後屋町150	35.37.32	138.34.08	H25 シート対応
12	中道南小学校	下向山町4366	35.34.39	138.35.01	H19
13	中道北小学校	上曽根町3206-2	35.36.17	138.35.21	H25
14	旧相生小学校	相生2丁目17-1	35.39.21	138.34.15	H26
15	甲府市西庁舎(旧穴切小)	宝2丁目8-19	35.39.47	138.33.37	H27
16	石田小学校	上石田3丁目6-31	35.38.59	138.33.7	H20

17	池田小学校	長松寺町7-1	35. 39. 48	138. 37. 39	H23
18	新田小学校	新田町12-28	35. 38. 49	138. 37. 39	H18
19	貢川小学校	貢川本町8-1	35. 39	138. 32	H23
20	北新小学校	北新1丁目5-1	35. 40	138. 34	H23
21	相川小学校	古府中町1501	35. 41	138. 34	H23
22	千塚小学校	千塚1丁目2-16	35. 41. 00	138. 32. 00	H23
23	羽黒小学校	羽黒町527	35. 41. 16	138. 32. 50	H18
24	千代田小学校	下帯那町3034-2	35. 43. 34	138. 34. 34	H25 シート対応
25	舞鶴小学校	丸の内2丁目35-5	35. 39. 35	138. 33. 55	H18
26	富士川悠遊館	中央3丁目3-1	35. 39. 48	138. 34. 32	H26 シート対応
27	朝日小学校	塩部1丁目4-1	35. 40. 90	138. 33. 38	H23
28	新紺屋小学校	武田1丁目3-34	35. 40. 01	138. 30. 04	H18
29	東部市民センター	和戸町955-1	35. 39. 09	138. 36. 58	H26
30	東中学校	東光寺2丁目8-1	35. 39. 48	138. 35. 09	H26
33	南中学校	湯田2丁目21-24	35. 38. 36	138. 34. 28	H26
34	南西部市民センター	国母6丁目4-2	35. 38. 14	138. 33. 18	H26
35	上条中学校	古上条町95	35. 37. 45	138. 33. 24	H26
38	環境センター管理棟	上町601-4	35. 37. 41	138. 35. 46	H27 シート対応
39	城南中学校	大里町2590-1	35. 37. 09	138. 34. 08	H27
40	南部市民センター	下今井町15	35. 36. 50	138. 34. 47	H27 シート対応
41	笛南中学校	下曾根町270	35. 35. 21	138. 34. 32	H27
42	中道スポーツ広場体育館	下向山町946	35. 35. 21	138. 35. 21	H27 シート対応
43	上九の湯ふれあいセンター	古関町1158	35. 31. 51	138. 36. 35	H26
44	西中学校	飯田5丁目13- 1	35. 39. 50	138. 33. 15	H27
45	南西中学校	上石田4丁目10-8	35. 38. 57	138. 33. 21	H27
48	富竹中学校	富竹4丁目5-8	35. 39. 22	138. 32. 10	H27 シート対応
49	貢川福祉センター	徳行3丁目12-1	35. 38. 50	138. 32. 29	H27 シート対応
50	西部市民センター	長松寺町12—30	35. 66. 51	138. 54. 00	H28
51	北中学校	大和町4-35	35. 69. 18	138. 52. 91	H28

53	北東中学校	大手2丁目4-18	35. 68. 11	138. 57. 86	H28
54	山宮福祉センター	山宮町383-1	35. 69. 66	138. 52. 67	H28
55	北西中学校	山宮町538	35. 69. 18	138. 52. 91	H28
56	北部市民センター	湯村3丁目5-20	35. 68. 04	138. 55. 01	H28 シート対応
58	北東部市民センター	武田3丁目1-6	35. 68. 08	138. 58. 37	H28 シート対応
59	自治研修センター	相生2丁目17-1	35. 65. 64	138. 56. 59	H28
60	中央部市民センター	丸の内3丁目26-16	35. 66. 08	138. 56. 32	H28
61	山梨県自治会館	蓬沢一丁目15-35	35. 38. 31	138. 34. 42	H29
市	市役所本庁舎	丸の内1丁目18-1	35. 40	138. 35	H23
災	総合市民会館	青沼3丁目5-44	35. 38. 57	138. 34. 42	H18

(4) ヘリポートの種類と基準

① ヘリポートの種類

- ア 公共用ヘリポート（常設の不特定多数のヘリコプターの離着陸及び運用が可能）
- イ 非公共用ヘリポート（警察、消防等が設置する、特定のヘリコプターの離着陸が可能）
- ウ 飛行場外離着陸場
 - (ア) 一般（臨時離着陸場）

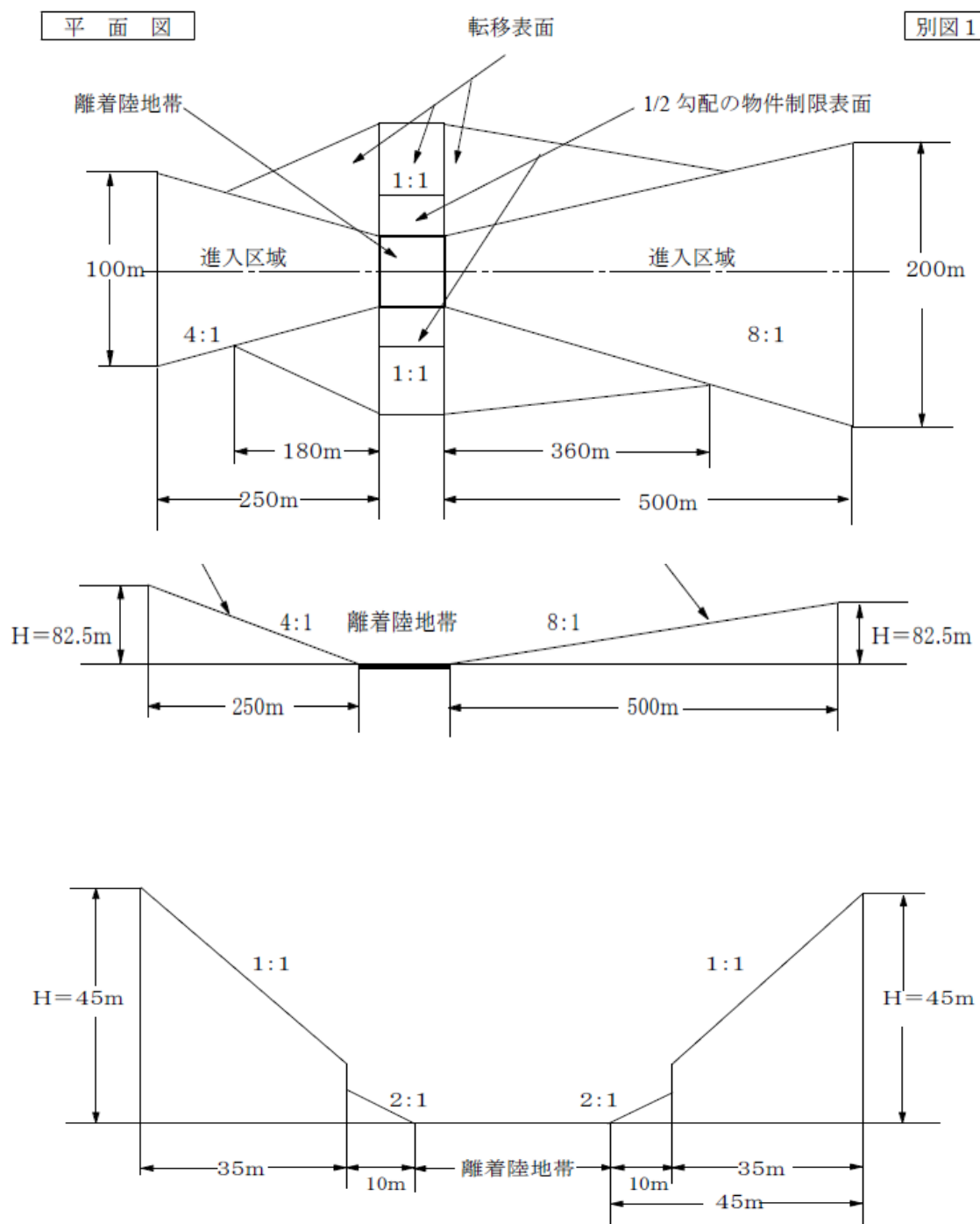
緊急時以外の平常時にも離着陸が行えるよう、事前に国土交通大臣に許可を得た場所。
 - (イ) 防災対応（緊急離着陸場）

災害時の活動に離着陸を行うため、予め安全を確認した場所。

② 基準

ア 飛行場外離着陸場（一般）

離着陸地帯	位置及び方向	不慮の事故に備え、物件等に危害や損傷等を与えることなく不時着できる経路が確保されていること。
	長さ及び幅	ヘリコプターの全長及び全幅以上であること。
	表面	平坦もしくは最大勾配 5%以下で、航空機の運航に耐え得る強度を有するもの。
進入区域及び進入表面	別図1のとおり。進入表面の勾配は、離陸方向に8分の1以下、着陸方向に4分の1以下とし、表面上に出る高さの物件等がないこと。	
転移表面	別図1のとおり。表面上に出る高さの物件等がないこと。	



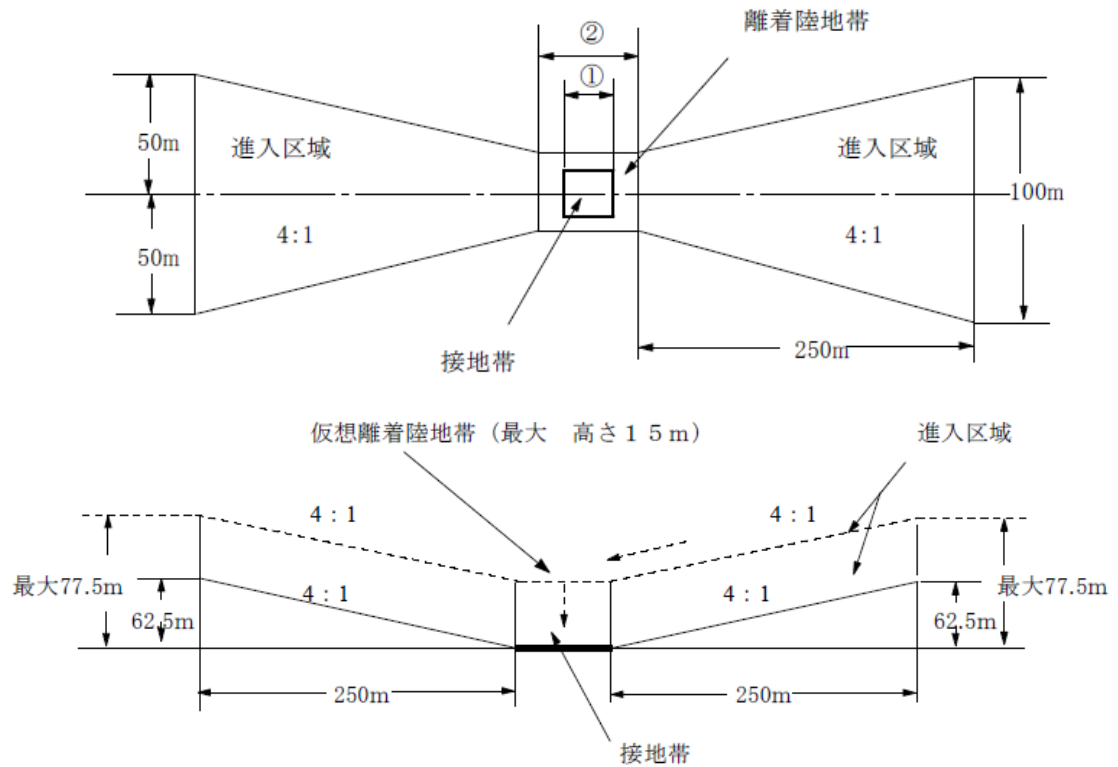
イ 飛行場外離着陸場（防災対応）

離着陸地帯	位置及び方向	周囲の環境条件により 15m以上の高さを限度とする別図 2 の仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	ヘリコプターの全長に 20mを加えた数値以上とする。
	接置帯	平坦もしくは最大勾配 5%以下で、航空機の運航に耐え得る強度を有するもの。
進入区域 及び進入表面	別図 2 のとおり。進入表面の勾配は、離陸・着陸方向とも 4 分の 1 以下とし、表面上に出る高さの物件等がないこと。	

転移表面	設定はない
------	-------

平面図

別図 2



※土地の所有者又は管理者と調整を行なう中、用地確保に努める。

〔 無 線 〕

1 4 無線

(1) 甲府市防災行政用無線一覧

① 無線種別及び免許番号一覧

無線局の種別	識別信号	免許番号
固定局	ぼうさいこうふ	関固第24575号
固定局	ぼうさいこうふおびなやまちゅうけい	関固第24576号
固定局	ぼうさいこうふしゃかがたけちゅうけい	関固第24577号
固定局	ぼうさいこうふたかなりちゅうけい	関固第24578号
固定局	ぼうさいこうふはぐろちゅうけい	関固第24728号
基地局	ぼうさいこうふ	関基第571706号
基地局	ぼうさいこうふおびなやま	関基第571707号
基地局	ぼうさいこうふしゃかがたけ	関基第571708号
基地局	ぼうさいこうふたかなり	関基第571709号
陸上移動局	ぼうさいこうふ101～951	関移第20618412号～関移第2061号

② 同報系無線子局(放送塔設置一覧)

No.	地区	子局名称	住所
1	宮本	市民いこいの里	黒平町 30
2	宮本	下黒平公会堂	黒平町 839-1
3	山城	けやき医院	上町 344
4	宮本	御岳公会堂	御岳町 2368-2
5	宮本	草鹿沢公会堂	草鹿沢町 376
6	宮本	甲府地区消防本部中央消防署宮本出張所	猪狩町 426-1
7	能泉	能泉連絡所	高成町 1010
8	能泉	高成町公民館	高成町 184
9	能泉	細草神社 西	竹日向町 989
10	千代田	平瀬町平瀬	平瀬町 1523
11	千代田	消防団千代田分団平瀬詰所	平瀬町 1067
12	千代田	平瀬町上野公民館	平瀬町 1944
13	千代田	立千代田小学校	下帯那町 3034-2
14	千代田	上帯那町公民館 東	上帯那町 694
15	千代田	下帯那町公民館	下帯那町 2005
16	千代田	白山荘第2駐車場北	下帯那町 270-4
17	千代田	天神森市営駐車場 西	平瀬町 3207
18	相川	北部コミュニティ防災センター	岩窪町 261
19	相川	北東中学校	大手 2 丁目 4-18
20	相川	相川小学校	古府中町 1501
21	相川	広小路公会堂	屋形 1 丁目 8-17
22	相川	小松橋 東	小松町 142
23	相川	和田町公会堂	和田町 2836
24	相川	小松チビッコ広場	小松町 625-12
25	相川	塚原町公民館	塚原町 540
26	相川	日影公会堂	古府中町 2945

No.	地区	子局名称	住所
27	相川	下積翠寺町公民館	下積翠寺町 1012
28	相川	上積翠寺町公民館	上積翠寺町 513
29	相川	山梨県歯科医師会駐車場	屋形 2 丁目 2304-3
30	北新	梅屋敷公会堂	天神町 326-1
31	北新	山梨県立甲府第一高等学校第二グラウンド	美咲 2 丁目 12
32	北新	北嶺荘 1 号棟 南西	北新 1 丁目 5-1
33	北新	緑が丘公会堂	緑ヶ丘 1 丁目 17-3
34	北新	法泉寺 南	緑ヶ丘 2 丁目 2508-1
35	北新	北中学校	大和町 4-35
36	北新	緑が丘スポーツ公園船出広場	緑が丘 2 丁目 8-1
37	羽黒	羽黒町窪 チビッ子広場	羽黒町 1210-11
38	羽黒	羽黒小学校	羽黒町 527
39	羽黒	山宮町チビッ子広場	山宮町 1774-15
40	羽黒	龍源寺	羽黒町 34-1
41	羽黒	青松院（千代田霊園）	山宮町 3314
42	羽黒	山宮団地内遊園地	山宮町 2700
43	羽黒	大宮神社（山宮西町公民館）	山宮町 2913
44	羽黒	福寿院	山宮町 813
45	羽黒	北西中学校	山宮町 538
46	千塚	千塚北町公会堂	千塚 5 丁目 9-26
47	千塚	千塚上町公会堂	千塚 4 丁目 5-28
48	千塚	千塚小学校	千塚 1 丁目 2-16
49	千塚	加牟那塚古墳	千塚 3 丁目 7
50	千塚	北公民館	湯村 3 丁目 5-20
51	千塚	私立和泉愛児園	湯村 3 丁目 12-13
52	千塚	国土交通省富士川砂防事務所	富士見 2 丁目 12-16
53	千塚	県営住宅千塚南団地	富士見 1 丁目 21
54	池田	消防団池田分団詰所	池田 1 丁目 1
55	池田	池田小学校	長松寺町 7-1
56	池田	山梨県立城西高等学校	下飯田 1 丁目 9-1
57	池田	山梨県営貢川団地 43 号館 南	下河原町 3
58	池田	荒川一丁目 8 番地付近	荒川 1 丁目 281
59	池田	池田三丁目自治会館	池田 3 丁目 13-20
60	池田	池田公園	新田町 308-2
61	池田	新田小学校	新田町 12-28
62	池田	山梨県立甲府支援学校	下飯田 2 丁目 10-3
63	池田	下飯田住宅公会堂	下飯田 3 丁目 11-7
64	朝日	朝日公園	朝日 2 丁目 19
65	朝日	朝日小学校	塩部 1 丁目 4-1
66	朝日	すみれ保育園 西	塩部 4 丁目
67	朝日	湯村自動車学校	塩部 2 丁目 2-15
68	朝日	北塩部公会堂（神明神社）	塩部 1 丁目 15-12
69	新紺屋	私立しらゆり幼稚園	大手 2 丁目 2-39
70	新紺屋	新紺屋小学校	武田 1 丁目 3-34

No.	地区	子局名称	住所
71	新紺屋	新紺屋消防会館	武田 3 丁目 4-38
72	新紺屋	北東公民館	武田 3 丁目 1-6
73	新紺屋	愛宕町教会	北口 3 丁目 4-25
74	穴切	市役所西庁舎（旧穴切小学校）	宝 2 丁目 8-19
75	穴切	株式会社ワイ・シー・シー	飯田 3 丁目 1-2
76	穴切	飯田宮組公民館	飯田 4 丁目 9-9
77	穴切	相川三之橋 北	飯田 5 丁目 661-1
78	穴切	コラニー文化ホール	寿町 21-1
79	穴切	西中学校	飯田 5 丁目 13-1
80	穴切	まちの杜 94 号公園	宝 1 丁目 41-14
81	春日	舞鶴小学校	丸の内 2 丁目 35-5
82	春日	セレオ甲府	丸の内 1 丁目 1-8
83	春日	旧甲府市社会教育センター	丸の内 1 丁目 12-1
84	春日	甲府役所本庁舎	丸の内 1 丁目 18-1
85	富士川	富士川悠遊館	中央 3 丁目 3-1
86	富士川	私立山梨英和中学校	愛宕町 112
87	富士川	柳町大神宮	中央 4 丁目 363
88	富士川	秋葉神社	中央 5 丁目 5-28
89	富士川	甲斐奈神社	中央 3 丁目 7-11
90	琢美	市立図書館	城東 1 丁目 12-33
91	琢美	善誘館小学校	朝気 1 丁目 2-52
92	琢美	池添神社	城東 3 丁目 16-12
93	東	池添ポンプ場	朝気 2 丁目 1-20
94	東	東小学校	朝気 1 丁目 14-1
95	東	NTT 朝気ビル(株)NTT-ME 山梨支店	朝気 3 丁目 21-15
96	東	青葉スポーツ広場	青葉町 19-1
97	湯田	総合市民会館	青沼 3 丁目 5-44
98	湯田	湯田小学校	湯田 1 丁目 8-1
99	湯田	NTT 東日本 山梨支店	青沼 1 丁目 12-13
100	湯田	遊亀公園	太田町 10-1
101	湯田	市役所南庁舎 2 号館	幸町 15-1
102	湯田	南中学校	湯田 2 丁目 21-24
103	相生	旧相生小学校	相生 2 丁目 17-1
104	相生	自治研修センター	相生 1 丁目 9-7
105	伊勢	伊勢小学校	伊勢 2 丁目 16-1
106	伊勢	伊勢チビッコ広場	伊勢 4 丁目 35
107	伊勢	ほがらかチビッコ広場	住吉 3 丁目 9
108	伊勢	東部ポンプ場	住吉 3 丁目 28-1
109	伊勢	住吉病院駐車場	住吉 4 丁目 10-32
110	伊勢	曙自治会倉庫前	住吉 5 丁目 12
111	伊勢	南中学校第二グラウンド	住吉 1 丁目 1
112	石田	石田小学校	上石田 3 丁目 6-31
113	石田	南西第三公園	下石田 2 丁目 8
114	石田	飯豊橋南側緑地帯	上石田 2 丁目 14

No.	地区	子局名称	住所
115	石田	元宮住吉神社	高畑 1 丁目 15-33
116	石田	高畑南西自治会館	高畑 2 丁目 13-2
117	貢川	貢川小学校	貢川本町 8-1
118	貢川	上石田北部公会堂	上石田 1 丁目 9-13
119	貢川	西部コミュニティ防災センター	富竹 2 丁目 2-27
120	貢川	南西第二公園	貢川本町 14
121	貢川	富竹西部公会堂	富竹 3 丁目 4-1
122	貢川	竜源寺	貢川 2 丁目 15-26
123	貢川	私立貢川幼稚園	徳行 1 丁目 14-25
124	貢川	徳行五丁目児童公園	徳行 5 丁目 12
125	貢川	徳行二丁目児童公園	徳行 2 丁目 16
126	貢川	徳行立体北交差点 北	徳行 3 丁目 1033-4
127	国母	国母小学校	国母 4 丁目 1-10
128	国母	駒形住宅マルニ倉庫 西	国母 2 丁目 12
129	国母	高畑南部町民会館	高畑 3 丁目 5-1
130	国母	いづか医院 北	国母 1 丁目 712-3
131	国母	国母住宅公園	国母 5 丁目 13
132	国母	地方卸売市場	国母 6 丁目 5-1
133	国母	上小河原東部チビッコ広場	国母 4 丁目 19
134	国母	常正院	国母 7 丁目 2-4
135	国母	国母八東自治会館	国母 8 丁目 12
136	国母	古上条公民館	古上条町 544
137	国母	古上条新友公園	古上条町 39-3
138	国母	後屋勤労者住宅なかよし公園	後屋町 172-5
139	国母	後屋本町公民館	後屋町 568
140	国母	上条中学校	古上条町 95
141	大里	大里小学校	大里町 3785-2
142	大里	高室町公会堂	高室町 724-1
143	大里	宮原町公民館	宮原町 1267
144	大里	古市場公民館	大里町 4395
145	大里	堀之内北公園	堀之内町 766
146	大里	窪中島公会堂	大里町 1346
147	大里	円満寺公民館	大里町 1664-1
148	大里	二日市場公会堂	大里町 2061
149	大里	瑞光寺	大里町 4066
150	大里	大里第一団地広場	大里町 3157
151	大里	大里第三団地	大里町 3031-5
152	大里	西下条八幡神社	西下条町 694-2
153	大里	広瀬神社	大津町 1394
154	山城	山城小学校	上今井町 474-2
155	山城	山梨職業能力開発促進センター	中小河原町 403-1
156	山城	甲府商業高等学校	上今井町 300
157	山城	上今井町公民館	上今井町 2427
158	山城	天津司神社	小瀬町 557

No.	地区	子局名称	住所
159	山城	鈴の宮神社	下鍛冶屋町 342
160	山城	落合町公民館	落合町 56
161	山城	小曲町公民館	小曲町 1266
162	山城	所有墓地	上今井町 2298
163	山城	中町公民館	中町 72-14
164	山城	さつきチビッコ広場	上今井町 1470-20
165	山城	熊野神社 南	中小河原 1 丁目 15
166	山城	山梨県立甲府南高等学校グラウンド 東	中小河原町 111-3
167	山城	日吉神社	住吉 5 丁目 23-8
168	山城	上町公民館	上町 1501
169	山城	熊野神社	増坪町 69
170	山城	下増坪公民館	増坪町 606
171	山城	西油川町消防会館	西油川町 277-1
172	山城	エレクトアー(株)	落合町 822-7
173	山城	県営山城南団地	東下条町 463
174	山城	杉本電気産業(株)	中小河原 1 丁目 1482-1
175	山城	山梨県小瀬スポーツ公園	小瀬町 840
176	山城	住吉区画整理第 2 公園	住吉 5 丁目 1
177	玉諸	玉諸小学校	上阿原町 491
178	玉諸	上阿原果実組合	上阿原町 819-2
179	玉諸	五本杉稲荷	国玉町 367
180	玉諸	玉諸神社	国玉町 1333
181	玉諸	河野モーターズ車両展示場	国玉町 943
182	玉諸	神明神社	蓬沢町 1126-1
183	玉諸	里吉公民館 (長源寺)	里吉 2 丁目 10-9
184	玉諸	山梨県工業技術センター	里吉 3 丁目 9-1
185	玉諸	山梨農芸社 西	蓬沢 1 丁目 267-4
186	玉諸	県営里吉団地	里吉 2 丁目 4-1
187	玉諸	西高橋公民館	西高橋町 1
188	玉諸	七沢町公民館	七沢町 65-2
189	玉諸	上阿原本町果実組合	上阿原町 217-1
190	玉諸	社会福祉法人へいりん荘	向町 568
191	玉諸	(株)澤田屋本社工場	向町 375
192	里垣	里垣小学校	善光寺 2 丁目 7-1
193	里垣	東中学校	東光寺 2 丁目 8-1
194	里垣	東光寺東部チビッコ広場	東光寺 3 丁目 12
195	里垣	北原公会堂 南	善光寺町 2983
196	里垣	善光寺第四自治会公民会館	善光寺 1 丁目 16-3
197	里垣	大円 4 号橋 東	善光寺 3 丁目 2592-87
198	里垣	酒折本町公会堂	酒折 3 丁目 1-5
199	里垣	砂田川踏切 東	砂田町 9-3
200	里垣	山梨県立甲府東高等学校	酒折 1 丁目 17-1
201	里垣	酒折東部公会堂	酒折 2 丁目 5-13
202	甲運	甲運小学校	川田町 65-2

No.	地区	子局名称	住所
203	甲運	山梨県立青少年センター	川田町 517
204	甲運	第一川田橋 西	川田町 439
205	甲運	甲府ニュータウン 西	和戸町 55-2
206	甲運	特別養護老人ホーム桜井寮	桜井町 558
207	甲運	山梨中央自動車教習所 北東 畑	横根町宮の前 383-1
208	甲運	和戸町チビッコ広場	和戸町 353-10
209	甲運	横根町公会堂	横根町 683
210	甲運	三島神社	桜井町 1065
211	甲運	三ツ石果実組合	横根町 1182-300
212	甲運	山梨英和大学	横根町 888
213	中道	上宿 山崎方代生家跡	右左口町 75
214	中道	中宿集会所	右左口町 346
215	中道	下宿交差点 東	右左口町 3191
216	中道	中道南小学校	右左口町 4366
217	中道	五社神社 東	右左口町 4320-1
218	中道	善藤公民館 南	右左口町 1485-4
219	中道	安国寺 南	心経寺町 839-2
220	中道	不動阿原橋 南	心経寺町 231
221	中道	中畑公民館	中畑町 688
222	中道	諏訪神社 西	中畑町 209
223	中道	中道公民館向山分館	上向山町 40
224	中道	中道スポーツ広場	上向山町 938
225	中道	金沢バス停 南	下向山町 3389-1
226	中道	天神橋 南	下向山町 3969-1
227	中道	松本公民館 東	下向山町 1959
228	中道	白井町東集会所	白井町 581
229	中道	白井西区公民館	白井町 750
230	中道	中道北児童館	上曽根町 1890-1
231	中道	文殊稲荷大明神	上曽根町 7
232	中道	中村スポーツ広場	上曽根町 419
233	中道	上曽根下区公民館	上曽根町 2383
234	中道	宮下自治会集会所 南 グラウンド	上曽根町 2466
235	中道	下曽根中地域集会場	下曽根町 493
236	中道	下曽根西公民館	下曽根町 8
237	中道	間門川橋 北	下曽根町 1451-1
238	中道	飯室工業 北	下曽根町 3920
239	中道	食品工業団地協同組合会館	下曽根町 3440-3
240	中道	白山橋 西	下曽根町 3793-1
241	中道	龍華院 北	上曽根町 4029
242	上九一色	旧農産物直売所 南	梯町
243	上九一色	古関・梯スポーツ公園広場	古関町 3714
244	上九一色	本郷集会所	古関町 3291
245	上九一色	平川火の見跡地	古関町 1591
246	上九一色	入野観音堂	古関町 2147

No.	地区	子局名称	住所
247	上九一色	上九一色出張所	古関町 1158
248	大里	北耕地ちびっこ広場	大里町 53-6
249	中道	中道北小学校	甲府市上曾根町 3368-36

③ 移動系無線配置先一覧

	所管	携帯局	車載型	半固定局	可搬型(5W)	FAX	その他	合計
市長部局	市長室	5						5
	危機管理室	32				1	12	45
	総務部	2	15					17
	企画部	2						2
	市民部	12		1		2		15
	福祉部	10						10
	保健衛生部	1						1
	子ども未来部	11						11
	環境部	3						3
	産業部	10						10
	まちづくり部	16						16
	病院	1		1				2
	議会局	1						1
	上下水道局	7		1				8
	教育部	7						7
	消防本部	2		1				3
	小計	122	15	4		3	12	156
他	避難所			60				60
	自治会連合会	32						32
	三師会	18						18
	福祉協議会	1						1
	消防団	41						41
	日本ネットワークサービス				1	1		2
	エフエム甲府				1	1		2
	小計	92	0	60	2	2	0	156
	合計	214	15	64	2	5	12	312

④ 番号一覧

No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
1	遠隔制御	災害対策本部(1)	202	51	携帯局	防災(19)	230
2	遠隔制御	災害対策本部(2)	203	52	携帯局	防災(20)	231
3	遠隔制御	災害対策本部(3)	204	53	半固定局	山梨県自治会館	232
4	遠隔制御	災害対策本部(4)	205	54	携帯局	防災協定(1)	240
5	遠隔制御	災害対策本部(5)	206	55	携帯局	防災協定(2)	241
6	遠隔制御	災害対策本部(6)	207	56	携帯局	防災協定(3)	242
7	携帯局	市長室(2)	104	57	携帯局	防災協定(4)	243
8	携帯局	市長公室	105	58	携帯局	防災協定(5)	244
9	携帯局	総務部(1)	300	59	携帯局	防災協定(6)	245
10	携帯局	総務部(2)	301	60	携帯局	防災協定(7)	246
11	半固定局	旧相生仮本庁舎	857	61	携帯局	防災協定(8)	247
12	半固定局	自治研修センター	858	62	携帯局	防災協定(9)	248
13	車載型	市長車	111	63	携帯局	防災協定(10)	249
14	車載型	副市長車	112	64	半固定局	甲府東高等学校	804
15	車載型	副市長車	113	65	半固定局	甲府城西高等学校	814

No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
16	車載型	車両(1)防災	302	66	半固定局	甲府西高等学校	815
17	車載型	車両(2)防災	303	67	半固定局	甲府南高等学校	828
18	車載型	車両(3)危機管理	304	68	半固定局	甲府第一高等学校	841
19	車載型	車両(4)危機管理	305	69	半固定局	甲府工業高等学校	854
20	車載型	車両(5)供用車	306	70	携帯局	市民 (1)	340
21	車載型	車両(6)供用車	307	71	携帯局	市民 (2)	341
22	車載型	車両(7)中道支所	308	72	携帯局	市民 (3)	342
23	車載型	車両(8)上九出張所	309	73	携帯局	市民 (4)	343
24	車載型	車両(9)道路河川	310	74	携帯局	市民 (5)	344
25	車載型	車両(10)道路河川	311	75	半固定局	中道支所(1)	345
26	車載型	車両(11)林政	312	76	携帯局	中道支所(2)	346
27	車載型	車両(12)林政	313	77	携帯局	中道支所(3)	347
28	携帯局	企画(1)	320	78	FAX	中道支所F A X	345
29	携帯局	企画(2)	321	79	半固定局	上九一色出張所(1)	839
30	携帯局	議会局	330	80	携帯局	上九一色出張所(2)	348
31	携帯局	危機管理監	210	81	携帯局	上九一色出張所(3)	349
32	携帯局	危機管理室	211	82	FAX	上九一色出張所FAX	839
33	携帯局	防災(1)	212	83	携帯局	宮本連絡所	350
34	携帯局	防災(2)	213	84	携帯局	能泉連絡所	351
35	携帯局	防災(3)	214	85	携帯局	千代田連絡所	352
36	携帯局	防災(4)	215	86	半固定局	富士川悠遊館	852
37	携帯局	防災(5)	216	87	携帯局	自治会連合会事務局	401
38	携帯局	防災(6)	217	88	携帯局	琢美自治会連合会	402
39	携帯局	防災(7)	218	89	携帯局	東自治会連合会	403
40	携帯局	防災(8)	219	90	携帯局	里垣自治会連合会	404
41	携帯局	防災(9)	220	91	携帯局	玉諸自治会連合会	405
42	携帯局	防災(10)	221	92	携帯局	甲運自治会連合会	406
43	携帯局	防災(11)	222	93	携帯局	穴切自治会連合会	407
44	携帯局	防災(12)	223	94	携帯局	貢川自治会連合会	408
45	携帯局	防災(13)	224	95	携帯局	石田自治会連合会	409
46	携帯局	防災(14)	225	96	携帯局	池田自治会連合会	410
47	携帯局	防災(15)	226	97	携帯局	新田自治会連合会	411
48	携帯局	防災(16)	227	98	携帯局	湯田自治会連合会	412
49	携帯局	防災(17)	228	99	携帯局	伊勢自治会連合会	413
50	携帯局	防災(18)	229	100	携帯局	国母自治会連合会	414
101	携帯局	山城自治会連合会	415	151	携帯局	社会福祉協議会	255
102	携帯局	大里自治会連合会	416	152	携帯局	中央保育所	531
103	携帯局	大国自治会連合会	417	153	携帯局	北新保育所	532
104	携帯局	住吉自治会連合会	418	154	携帯局	甲運第1保育所	533
105	携帯局	中道自治会連合会	419	155	携帯局	玉諸保育所	534
106	携帯局	上九一色自治会連合会	420	156	携帯局	中道保育所	535
107	携帯局	北新自治会連合会	421	157	携帯局	光風寮	536
108	携帯局	相川自治会連合会	422	158	携帯局	玉諸福祉センター	537
109	携帯局	千塚自治会連合会	423	159	携帯局	相川福祉センター	538
110	携帯局	羽黒自治会連合会	424	160	半固定局	貢川福祉センター	818
111	携帯局	市役所予備機	425	161	半固定局	山宮福祉センター	847
112	携帯局	市役所予備機	426	162	携帯局	環境(1)	540
113	携帯局	宮本自治会連合会	427	163	携帯局	環境(2)	541
114	携帯局	富士川自治会連合会	428	164	携帯局	環境(3)	542
115	携帯局	相生自治会連合会	429	165	半固定局	環境センター管理棟	830
116	携帯局	春日自治会連合会	430	166	携帯局	産業部(1)	543
117	携帯局	新紺屋自治会連合会	431	167	携帯局	産業部(2)	544
118	携帯局	朝日自治会連合会	432	168	携帯局	産業部(3)	545

No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
119	携帯局	子ども未来(1)	500	169	携帯局	森林整備課(1)	550
120	携帯局	子ども未来(2)	501	170	携帯局	森林整備課(2)	551
121	携帯局	福祉(1)	502	171	携帯局	森林整備課(3)	552
122	携帯局	福祉(2)	503	172	携帯局	森林整備課(4)	553
123	携帯局	福祉(3)	504	173	携帯局	森林整備課(5)	554
124	携帯局	福祉(4)	505	174	携帯局	マウントピア黒平	555
125	携帯局	福祉(5)	506	175	携帯局	市場	546
126	携帯局	子ども未来(3)	507	176	携帯局	建設部(1)	560
127	携帯局	子ども未来(4)	508	177	携帯局	建設部(2)	561
128	携帯局	中央部幼児教育センター	509	178	携帯局	建設部(3)	562
129	携帯局	北部幼児教育センター	510	179	携帯局	建設部(4)	563
130	携帯局	福祉(6)	512	180	携帯局	建設部(5)	564
131	携帯局	保健センター	511	181	携帯局	建設部(6)	565
132	携帯局	救急センター	520	182	携帯局	建設部(7)	566
133	携帯局	医師会(1)	521	183	携帯局	建設部(8)	567
134	携帯局	医師会(2)	522	184	携帯局	建設部(9)	568
135	携帯局	医師会(3)	523	185	携帯局	建設部(10)	569
136	携帯局	医師会(4)	524	186	携帯局	道路河川課(1)	570
137	携帯局	医師会(5)	525	187	携帯局	道路河川課(2)	571
138	携帯局	医師会(6)	526	188	携帯局	道路河川課(3)	572
139	携帯局	医師会(7)	527	189	携帯局	道路河川課(4)	573
140	携帯局	医師会(8)	528	190	携帯局	道路河川課(5)	574
141	携帯局	医師会(9)	529	191	携帯局	動物園	575
142	携帯局	医師会(10)	530	192	半固定局	穴切庁舎	809
143	携帯局	医師会(11)	250	193	携帯局	病院長	580
144	携帯局	医師会(12)	256	194	半固定局	市立甲府病院(1)	581
145	携帯局	歯科医師会(1)	251	195	携帯局	上下水道局事業管理者	611
146	携帯局	歯科医師会(2)	252	196	半固定局	上下水道局(1)	610
147	携帯局	歯科医師会(3)	257	197	携帯局	上下水道局(2)	612
148	携帯局	薬剤師会(1)	253	198	携帯局	上下水道局(3)	613
149	携帯局	薬剤師会(2)	254	199	携帯局	上下水道局(4)	614
150	携帯局	薬剤師会(3)	258	200	携帯局	平瀬浄水場	620
201	携帯局	大津浄化センター	621	252	半固定局	新紺屋小学校	855
202	携帯局	住吉ポンプ場	622	253	半固定局	北東部市民センター	856
203	携帯局	教育長	600	254	半固定局	中央部市民センター	859
204	携帯局	教育(1)	601	255	携帯局	消防長	900
205	携帯局	教育(2)	602	256	携帯局	消防団長	901
206	携帯局	図書館	603	257	携帯局	西ブロック副団長	902
207	携帯局	環境部	604	258	携帯局	東ブロック副団長	903
208	携帯局	商科専門学校	605	259	携帯局	南ブロック副団長	904
209	携帯局	総合市民会館	606	260	携帯局	北ブロック副団長	905
210	半固定局	東小学校	801	261	携帯局	中道上九ブロック副団長	906
211	半固定局	里垣小学校	802	262	携帯局	消防団本部員(1)	907
212	半固定局	東中学校	803	263	携帯局	消防団本部員(2)	908
213	半固定局	甲運小学校	805	264	携帯局	富士川分団長	909
214	半固定局	東部市民センター	806	265	携帯局	琢美分団長	910
215	半固定局	玉諸小学校	807	266	携帯局	相生分団長	911
216	半固定局	善誘館小学校	808	267	携帯局	新紺屋分団長	912
217	半固定局	西中学校	810	268	携帯局	穴切分団長	913
218	半固定局	石田小学校	811	269	携帯局	湯田分団長	914
219	半固定局	南西中学校	812	270	携帯局	春日分団長	915
220	半固定局	池田小学校	813	271	携帯局	伊勢分団長	916
221	半固定局	新田小学校	816	272	携帯局	朝日分団長	917

No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
222	半固定局	富竹中学校	817	273	携帯局	里垣分団長	918
223	半固定局	貢川小学校	819	274	携帯局	相川分団長	919
224	半固定局	西部市民センター	820	275	携帯局	国母分団長	920
225	半固定局	湯田小学校	821	276	携帯局	貢川分団長	921
226	半固定局	伊勢小学校	822	277	携帯局	千塚分団長	922
227	半固定局	南中学校	823	278	携帯局	池田分団長	923
228	半固定局	国母小学校	824	279	携帯局	山城分団長	924
229	半固定局	南西部市民センター	825	280	携帯局	玉諸分団長	925
230	半固定局	上条中学校	826	281	携帯局	甲運分団長	926
231	半固定局	甲府商業高等学校	827	282	携帯局	千代田分団長	927
232	半固定局	山城小学校	829	283	携帯局	能泉分団長	928
233	半固定局	大里小学校	831	284	携帯局	宮本分団長	929
234	半固定局	城南中学校	832	285	携帯局	大里分団長	930
235	半固定局	大国小学校	833	286	携帯局	東分団長	931
236	半固定局	南部市民センター	834	287	携帯局	北新分団長	932
237	半固定局	中道南小学校	835	288	携帯局	羽黒分団長	933
238	半固定局	中道北小学校	836	289	携帯局	右左口分団長	934
239	半固定局	笛南中学校	837	290	携帯局	滝川分団長	935
240	半固定局	中道スポーツ広場	838	291	携帯局	下向山分団長	936
241	半固定局	北中学校	840	292	携帯局	白井分団長	937
242	半固定局	北新小学校	842	293	携帯局	上曾根分団長	938
243	半固定局	相川小学校	843	294	携帯局	下曾根分団長	939
244	半固定局	北東中学校	844	295	携帯局	上九一色分団長	940
245	半固定局	千塚小学校	845	296	半固定局	消防本部	950
246	半固定局	羽黒小学校	846	297	携帯局	消防団事務局	941
247	半固定局	北西中学校	848	298	携帯局	中央消防署	951
248	半固定局	千代田小学校	849	299	可搬型	日本ネットワークサービス	700
249	半固定局	北部市民センター	850	300	F A X	〃 F A X	700
250	半固定局	舞鶴小学校	851	301	可搬型	エフエム甲府	763
251	半固定局	朝日小学校	853	302	F A X	〃 F A X	763

(2) 甲府市上下水道局無線一覧

- ① 無線種別超短波(V H F)
- ② 周波数(MH z) 153. 61
- ③ 設置場所

局 種	設置場所	呼出番号	出力(W)	局数
基地局(固定)	上下水道局	こうふすいどうきょく	10	1
〃 (半固定)	平瀬浄水場	こうふすいどう No.30	10	1
〃 (半固定)	昭和浄水場	こうふすいどう No.31	10	1
〃 (半固定)	浄化センター	こうふすいどう No.12	5	1
移動局	局車両及び携帯機	こうふすいどう No.1～77 (No.12. No.30. No.31を除く)	5	74
合 計 局 数				78

(3) 市内無線局一覧

① 警察庁

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	通信範囲
山梨本部	山梨県警察本部 生活安全部通信指令課	055-235-2121	丸の内1丁目6-1	県内
甲府	甲府警察署	055-232-0110	中央1丁目10-1	県内
南甲府	南甲府警察署	055-243-0110	中小河原町404-1	県内

② 国土交通省

名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
建設甲府	甲府河川国道事務所	055-252-5491	緑が丘1丁目10-1	16	全国
建設貢川	甲府河川国道事務所甲府出張所	055-222-4891	富竹2丁目3-12	4	全国
建設富士川砂防	富士川砂防事務所	055-252-7108	富士見2丁目12-16	6	全国

③ 県防災行政用無線(半固定型:出力 5W)

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
防災山梨県	山梨県県庁内	055-223-1433	丸の内1丁目6-1	1	県内
防災北巨摩	北巨摩合同庁舎	0551-23-3057	韮崎市本町4丁目2-4	1	〃
防災小瀬	山梨県体育協会 小瀬スポーツ公園	055-243-3111	小瀬町840	1	〃
山梨008	甲府市役所	055-237-1161	丸の内1丁目18-1	1	〃
山梨036	甲府地区広域行政事務組合消防本部	055-222-1190	伊勢3丁目8-23	1	〃
山梨046	関東森林管理局山梨森林管理事務所	055-253-1336	宮前町7-7	1	〃
山梨047	関東財務局甲府財務事務所	055-253-2261	丸の内1丁目1-18	1	〃
山梨048	関東農政局甲府地域センター	055-254-6016	丸の内1丁目1-18	1	〃
山梨050	厚生労働省山梨労働局	055-225-2850	丸の内1丁目1-11	1	〃
山梨052	山梨県市長会	055-237-3153	蓬沢1丁目15-35	1	〃
山梨053	山梨県町村会	055-235-3228	〃	1	〃
山梨054	東日本旅客鉄道(株) 甲府地区センター	055-253-0116	北口2丁目1-9	1	〃
山梨055	東日本電信電話(株)山梨支店	055-237-0554	朝気3丁目21-15	1	〃

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
山梨056	日本銀行甲府支店	055-227-2411	中央1丁目11-31	1	〃
山梨057	日本赤十字社山梨県支部	055-251-6711	池田1丁目6-1	1	〃
山梨058	日本放送協会甲府放送局	055-255-2111	丸の内1丁目1-20	1	〃
山梨061	日本通運(株)山梨支店	055-224-4102	丸の内2丁目26-1	1	〃
山梨062	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	055-215-5111	丸の内1丁目10-7	1	〃
山梨063	東京ガス山梨(株)	055-253-1341	北口3丁目1-12	1	〃
山梨065	日本郵便株式会社 甲府中央郵便局	055-235-3394	太田町6-10	1	〃
山梨066	(株)山梨放送	055-231-3232	北口2丁目6-10	1	〃
山梨067	(株)テレビ山梨	055-232-1114	湯田2丁目13-1	1	〃
山梨068	(株)エフエム富士	055-228-6969	川田町アリア105	1	〃
山梨073	山梨県医師会	055-226-1611	丸の内2丁目32-11	1	〃
山梨074	山梨県エルピーガス協会	055-228-4171	宝1丁目21-20	1	〃
山梨075	山梨県道路公社	055-226-3835	丸の内2丁目14-3	1	〃
山梨076	山梨県看護協会	055-226-4288	東光寺2丁目25-1	1	〃
山梨078	山梨県社会福祉協議会	055-254-8610	北新1丁目2-12	1	〃
山梨079	山梨県ボランティア協会	055-224-2941	丸の内2丁目35-1	1	〃
山梨080	山梨県建築士会	055-233-5414	丸の内1丁目14-19	1	〃
山梨083	市立甲府病院	055-244-1111	増坪町366	1	〃
山梨095	山梨県緑が丘スポーツ公園	055-253-1906	緑が丘2丁目8-1	1	〃
山梨097	山梨県曽根丘陵公園	055-266-5854	下向山町1271	1	〃
山梨098	(株)岡島	055-232-2111	丸の内1丁目21-15	1	〃
山梨102	(株)オギノ	055-227-7100	徳行1丁目2-18	1	〃
山梨103	(株)くろがねや	055-241-2472	中小河原1丁目13-18	1	〃
山梨104	生活共同組合 市民生活やまなし	055-243-2440	落合町59-2	1	〃

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
山梨105	生活共同組合 パルシステム山梨	055-243-6327	古上条町225-1	1	〃
山梨106	生活クラブ生活共同組合	055-241-1641	増坪町477	1	〃
山梨107	(一社) 山梨県電設協会	055-232-4144	住吉4丁目4-17	1	〃
山梨108	(一社) 山梨県消防設備協会	055-223-0119	住吉1丁目1-11	1	〃
山梨109	(一社) 山梨県管工事協会	055-227-2811	下石田2丁目30-25	1	〃
山梨110	(一社) 山梨県治山林道協会	055-251-5522	武田1丁目2-5	1	〃
山梨111	(一社) 山梨県建設業協会	055-235-4421	丸の内1丁目13-7	1	〃
山梨112	(一社) 山梨県警備業協会	055-228-2559	宝1丁目21-20	1	〃
山梨113	赤帽山梨 県軽自動車運送共同組合	055-228-0028	徳行1丁目1-21	1	〃
山梨115	山梨県産業廃棄物協会	055-244-0755	中町219-9	1	〃
山梨121	荒川ダム	055-287-2006	川窪町972	1	〃
山梨124	中北保健所	055-237-1381	太田町9-1	1	〃
山梨126	(株)山交百貨店	055-237-0111	丸の内1丁目3-3	1	〃
山梨127	(一社) 山梨県建設業協会甲府支部	055-237-5071	丸の内1丁目13-7	1	〃
山梨135	(一社) 山梨県測量設計業協会	055-244-0111	中小河原町1612-3	1	〃

④ 水防・消防

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	通信範囲
消防山梨県	山梨県防災危機管理課	055-223-1430	丸の内1丁目6-1	全国
水防山梨県本部	山梨県治水課	055-223-1700	〃	〃

⑤ 県林政部

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	通信範囲
林務甲府	中北林務環境事務所	0551-23-3090	韮崎市本町4-2-4	甲・東八・ 中巨・南ア

⑥ 消防本部

局 名	非常電源	執務時間	所 在 地	機 関 名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
甲府消防	有	常時	伊勢 3丁目8-23	甲府地区広域行政 事務組合消防本部	055- 222-1190	甲府地区管内	無	基地局 1～4ch
甲府 県 指 揮 1 外	無	〃	〃	〃	〃	〃	12	移動局
甲府消防 長 携帯外	〃	〃	〃	〃	〃	〃	15	携帯局
甲府中央 指揮外	〃	〃	丸の内 1丁目1-19	甲府中央消防署	055- 254-9119	〃	18	移動局 携帯局
甲府東部 ポンプ外	〃	〃	和戸町 1088-1	東部出張所	055- 231-1119	〃	4	〃
甲府武田 ポンプ外	〃	〃	屋形 3丁目7-17	武田出張所	055- 254-0199	〃	2	〃
甲府湯村 ポンプ外	〃	〃	湯村 3丁目3-38	湯村出張所	055- 254-0099	〃	3	〃
甲府宮本 ポンプ外	〃	〃	猪狩町 426-1	宮本出張所	055- 287-2126	〃	2	〃
甲府南 指揮外	〃	〃	伊勢 3丁目8-23	甲府南消防署	055- 233-1490	〃	22	〃
甲府貢川 ポンプ外	〃	〃	富竹 2丁目2-27	貢川出張所	055- 224-1119	〃	2	〃
甲府中道 ポンプ外	〃	〃	右左口町 3187	中道出張所	055- 266-4042	〃	3	〃

⑦ N T T 東日本

局 名	非常電源	執務電源	所在地	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
ひがしでんでんこうふ	有	常時	甲府市中央2-12-18	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	(055) 23 7-0554	84	県内

⑧ 日本赤十字

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
につせきやまなし	日本赤十字社山梨県支部	055-251-6711	池田1丁目6-1	21	県内
につせき やまなし21外	山梨県赤十字血液センター	055-251-5891	〃	13	〃
せきじゅうじ やまなし	日本赤十字社山梨県支部	055-251-6711	〃	18	〃

⑨ NHK

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
NHK 甲府	NHK 甲府放送局	055-255-2116	丸の内1丁目1-20	31	県内
NHK 甲府第2	〃	〃	〃	11	〃

⑩ 山梨放送

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
Y B S 本社	株式会社山梨放送	055-231-3241	北口2丁目6-10	8	県内
Y B S 本社第2	〃	〃	〃	17	〃
Y B S 携帯本社	〃	〃	〃	1	〃

⑪ テレビ山梨

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
U T Y 本社	株式会社テレビ山梨	055-232-1111	湯田2丁目13-1	15	県内
U T Y 携帯本社	〃	〃	〃	2	〃

⑫ 富士急行

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
富士急甲府	富士急行株式会社 甲府営業所	055-222-7101	上阿原町736-1	13	営 業 路 線 一円

⑬ 東京ガス山梨

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動 局数	通信 範囲
とうがすやまなし	東京ガス山梨㈱	055-253-1341	北口3丁目1-12	38	甲府 中央 甲斐 昭和
とうきょうがす やまなし	東京ガス山梨㈱	055-253-1341	北口3丁目1-12	25	甲府

⑭ 総合警備保障

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
綜警山梨	総合警備保障株式会社 山梨支社	055-227-3311	太田町8-1	13	県内

⑮ 東京電力

局 名	機 関 名	電話番号	住 所	移動局数	通信範囲
東電P G 山梨支店	東京電力パワーグリッド ㈱山梨通信ネットワーク センター	055-215-5432	丸の内 1丁目10-7		県内
東電P G 甲府支社	〃	〃	〃		〃
東電P G 甲府工務	〃	〃	〃	38	〃
東電P G 甲府	〃	〃	〃	47	〃
東電P G 御岳	〃	〃	〃	47	〃
東電P G 帯那山	〃	〃	〃		〃
東電P G 御岳工務	〃	〃	〃	38	〃
東電P G 帯那山 甲府	〃	〃	〃	35	〃

⑯ J R 東海

局 名	機 関 名	電 話 番 号	移動局数
静鉄南甲府	身延工務区	0556-92-1210	6

(4) 衛星携帯電話配備場所一覧

(平成31年3月1日現在)

No.	配 置 場 所	住 所	電話番号	配備年度
1	市長車	丸の内1丁目18-1	090-4372-6881	H17
2	上九一色出張所	古関町1158	090-3100-7278	H18
3	中道支所	下曽根1078-3	090-4833-9181	H18
4	マウントピア黒平	黒平町623-1	080-1170-4520	H19
5	防災企画課	丸の内1丁目18-1	090-2460-3988	H19
6	宮本連絡所	御岳町2359	090-5810-1160	H20

No.	配 置 場 所	住 所	電話番号	配備年度
7	能泉連絡所	高成町1010	090-6794-4099	H20
8	千代田連絡所	下帯那町3054-4	090-7187-5011	H21
9	上黒平町自治会(宮原様宅)	黒平町129	090-5517-0315	H21
10	上積翠寺町自治会(野村09むつみ様宅)	上積翠寺町1713	090-6946-2582	H22
11	平瀬浄水場	平瀬町437-3	080-8706-3617	H23
12	草鹿沢自治会(河村様宅)	草鹿沢町312	080-8743-3134	H24
13	高町自治会(小田切様宅)	高町85	080-8743-3135	H24
14	高成町自治会(川野辺様宅)	高成町99	080-8743-3136	H24
15	竹日向町自治会(千野様宅)	竹日向町1018	080-8743-3137	H24
16	上帯那町自治会(青木様宅)	上帯那町2216-1	080-8743-3138	H24
17	梯自治会(梶原様宅)	梯町110	080-8764-5722	H25
18	飯田自治会(佐野様宅)	古関町194	080-8764-5723	H25
19	平川自治会(田中様宅)	古関町1693	080-8764-5724	H25
20	入野自治会(河野様宅)	古関町2174	080-8764-5725	H25
21	健康支援センター	相生2丁目17-1		R1

(5) 関東地方非常通信協議会構成機関一覧

会 長：関東総合通信局長

副会長：東京消防庁総務部長

副会長：総務省関東総合通信局無線通信部長

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	郵便番号
関東総合通信局	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1771	03-6238-1769	102-8795
東京管区气象台 甲府地方气象台	飯田4丁目7-29	055-222-2347	055-222-3722	400-0035
関東管区警察局 山梨県情報通信部	丸の内1丁目6-1	055-235-2121 内線6072	055-235-2121 内線6069	400-0031
山梨県警察本部	丸の内1丁目6-1	055-235-2121 内線4444		400-8510
国土交通省関東地方整備局	緑が丘1丁目10-1	055-251-0411	055-251-1171	400-8578
山梨県	丸の内1丁目6-1	055-223-1433	055-223-1439	400-8501
山梨県企業局	丸の内1丁目9-11	055-223-5391	055-223-5393	400-0031

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	郵便番号
山梨県市長会	蓬沢1丁目15-35 (山梨県自治会館内)	055-237-3153	055-237-5788	400-8587
山梨県町村会	蓬沢1丁目15-35 (山梨県自治会館内)	055-235-3228	055-222-3846	400-8587
全国消防長会関東支部 山梨県消防長会	伊勢3丁目8-23	055-222-1209	055-222-7583	400-0856
東日本電信電話(株)山梨支店	朝気3丁目21-15	055-237-0554	055-221-2556	400-0862
日本放送協会甲府放送局	丸の内1丁目1-20	055-255-2111	055-254-5820	400-0031
(株)山梨放送	北口2丁目6-10	055-231-3270	055-231-3259	400-8525
(株)テレビ山梨	湯田2丁目13-1	055-232-1150	055-236-5303	400-8570
(株)エフエム富士	川田町アリア105	055-228-1100 055-228-6969	055-228-1128	400-8550
東京電力P G(株)山梨総支社 通信ネットワークセンター	丸の内1丁目10-7	055-215-5432	055-227-1194	400-0031
東京ガス山梨(株) (東京ガスグループ会社)	北口3丁目1-12	055-253-1341	055-253-0082	400-0024
富士急行(株)	富士吉田市新西原5-2 -1	0555-22-7100	0555-22-7142	403-0017
山梨交通(株)	飯田3丁目2-34	055-223-0811	055-228-8780	400-0035
日本赤十字社山梨県支部	池田1丁目6-1	055-251-6711	055-254-0351	400-0062
(一社)日本アマチュア無線 連盟関東地方本部山梨県支 部	西八代郡市川三郷町 市川大門文教通1289	055-272-0431	055-272-0043	409-3601
日本銀行甲府支店	中央1丁目11-31	055-227-2411	055-220-1073	400-0032
日本政策金融公庫甲府支店	丸の内2丁目26-2	055-228-5790	055-222-0348	400-0031

(6) アマチュア無線クラブ一覧

ク ラ ブ 名	呼出符号(コール)	住 所	電話番号
日本アマチュア無線連盟 山梨県支部	J F 1 K R V	市川三郷町市川大門文教とおり1289	055-272-0431
アマチュア無線クラブ	J Q 1 Y W T	丸の内1丁目18-1	055-237-1161

(7) 報道機関一覧

	報 道 機 関 名	住 所	電話番号	FAX番号
テ レ ビ ラ ジ オ 放 送	NHK 甲府放送局	丸の内1丁目1番20号	055-255-2111	055-254-5820
	株式会社エフエム甲府	酒折2丁目4-5 (山梨学院大学内)	055-225-1171	055-225-1190
	株式会社エフエム富士	川田町アリア105	055-228-6600	055-228-6669
	甲府C A T V局	富士見1丁目4-24	055-251-7111	055-253-6827

	報 道 機 関 名	住 所	電話番号	FAX番号
	テレビ朝日甲府支局	高畑1丁目1-12	055-235-8611	055-235-8623
	株式会社テレビ山梨	湯田2丁目13-1	055-232-1111	055-228-3835
	株式会社山梨放送	北口2丁目6-10	055-231-3232	055-231-3157
新 聞	朝日新聞社甲府支局	中央1丁目12-38	055-235-7000	055-237-4469
	毎日新聞社甲府支局	相生1丁目2-31	055-235-3322	055-235-3324
	読売新聞甲府支局	宝1丁目9-1	055-235-2222	055-228-6369
	産経新聞甲府支局	太田町6-10	055-222-8808	055-220-6376
	日本経済新聞社甲府支局	宝1丁目5-9	055-222-4668	055-226-6001
	山梨日日新聞社	北口2丁目6-10	055-231-3111	055-231-3161
通 信	共同通信社甲府支局	北口2丁目6-10	055-252-2511	055-253-1851
	時事通信社甲府支局	丸の内2丁目16-1	055-224-3121	055-224-3122

(8) 携帯型 I P 無線機一覧

No.	配備場所	住所	呼出番号
1	甲府市役所（防災企画課）	丸の内1丁目18-1	101
2	甲府市役所（防災企画課）	丸の内1丁目18-1	102
3	千代田自治会連合会	千代田自治会連合会長宅	201
4	能泉自治会連合会	能泉自治会連合会長宅	202

〔 文 化 財 〕

1 5 市内文化財一覧

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	建・国	東光寺仏殿	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和2年4月25日
2	建・国	穴切大神社本殿	宝2丁目8-5	穴切大神社	昭和10年5月13日
3	建・国	塩沢寺地藏堂	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和24年2月18日
4	建・国	善光寺山門	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和30年6月22日
5	建・国	善光寺本堂	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和30年6月22日
6	建・国	旧睦沢学校校舎	北口2丁目2-1	甲府市	昭和42年6月15日
7	建・国	高室家住宅	高室町754-1	個人	平成22年12月24日
8	建・国	富岡家住宅	善光寺町3135	個人蔵	令和4年12月12日
9	建・県	旧吉祥院八面石幢	北口3丁目3-24	個人	昭和61年3月19日
10	建・県	立本寺本堂	池田2丁目15-19	立本寺	昭和63年5月12日
11	建・県	山梨県庁舎別館（旧本館）及び県議会議事堂	丸の内1丁目6-1	山梨県	平成21年12月24日
12	建・県	富岡家住宅	善光寺町3135	個人	平成28年2月22日
13	建・県	石川家住宅	城東5丁目3-5	個人	平成28年9月5日
14	建・市	法泉寺の経蔵及び内部の輪蔵付鉄眼版一切経	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
15	建・市	法泉寺鐘楼門	和田町2595	法泉寺	昭和59年5月12日
16	建・市	大泉寺総門	古府中町5015	大泉寺	平成5年9月1日
17	建・市	穴切大神社随神門附棟札	宝2丁目8-5	穴切大神社	平成13年3月30日
18	建・市	住吉神社本殿	住吉1丁目13-10	住吉神社	平成19年6月30日
19	建・市	佐久神社本殿	下向山町892	佐久神社	平成19年6月30日
20	建・市	永泰寺釈迦堂	古関町1555	永泰寺	平成20年8月29日
21	建・市	華光院毘沙門堂	元紺屋町33	華光院	平成27年3月31日
22	建・市	華光院宮殿	元紺屋町33	華光院	平成27年3月31日
23	建・市	浄興寺六面石幢	朝日4丁目7-5	浄興寺	令和3年3月22日
24	彫・国	木造阿弥陀如来及両脇侍像	善光寺3丁目36-1	善光寺	明治39年9月6日
25	彫・国	木造阿弥陀如来及両脇侍像	善光寺3丁目36-1	善光寺	明治39年9月6日
26	彫・国	木造聖徳太子立像	小瀬町406	仁勝寺	昭和4年4月6日
27	彫・国	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和48年6月6日
28	彫・県	木造十一面観音立像	山宮町3314	青松院	昭和34年2月9日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
29	彫・県	石造地藏菩薩坐像	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和35年11月7日
30	彫・県	木造釈迦如来立像	古関町1555	永泰寺	昭和35年11月7日
31	彫・県	木造釈迦如来坐像	心経寺町1204	安国寺	昭和39年11月19日
32	彫・県	木造薬師如来坐像	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年2月8日
33	彫・県	木造薬師十二神将像	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年2月8日
34	彫・県	木造源頼朝坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和54年12月28日
35	彫・県	木造役行者及び二鬼像	右左口町4104	円楽寺	平成7年6月22日
36	彫・県	銅造観世音菩薩立像	丸の内1丁目18-1	甲府市	平成8年2月19日
37	彫・県	木造釈迦如来坐像	桜井町953	東禅寺	平成16年11月29日
38	彫・県	木造刀八毘沙門天及び勝軍地藏坐像	岩窪町500	円光院	平成29年3月2日
39	彫・県	木造六観音、男神立像及び諸尊像	上町1237	福王寺	令和1年9月19日
40	彫・市	法泉寺釈迦如来坐像1軀	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
41	彫・市	法泉寺夢窓国師坐像1軀	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
42	彫・市	木造不動明王立像	山宮町3314	青松院	昭和59年5月12日
43	彫・市	木造釈迦如来坐像	下積翠寺町108	長宝寺	昭和62年3月31日
44	彫・市	木造夢窓国師坐像	後屋町568	勝善寺	昭和62年3月31日
45	彫・市	木造釈迦如来坐像	後屋町568	勝善寺	平成3年3月29日
46	彫・市	木造阿弥陀如来立像	国母1丁目11-8	清泰寺	平成3年3月29日
47	彫・市	木造地藏菩薩立像	桜井町999	逍遙院	平成3年3月29日
48	彫・市	木造源実朝坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
49	彫・市	木造本田善光坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
50	彫・市	木造本田善光夫人坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
51	彫・市	木造法然上人坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
52	彫・市	木造蓮生法師坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
53	彫・市	木造玄和居士坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
54	彫・市	宇波刀神社神像群	宮原町1265	宇波刀神社	平成13年3月30日
55	彫・市	木造薬師如来立像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成20年8月29日
56	彫・市	敬泉寺木造十一面観音立像	右左口町64	敬泉寺	平成21年6月15日
57	彫・市	敬泉寺木造阿弥陀如来立像 附紙本墨書『阿弥陀経』一卷	右左口町64	敬泉寺	平成27年9月1日
58	絵・国	絹本着色武田信虎夫人像	愛宕町208	長禅寺	明治38年4月4日
59	絵・国	絹本着色武田信虎像	古府中町5015	大泉寺	昭和10年4月30日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
60	絵・国	絹本墨画松梅図	古府中町5015	大泉寺	昭和30年6月22日
61	絵・国	絹本著色釈迦三尊十八羅漢図	太田町5-16	一蓮寺	平成22年6月29日
62	絵・県	絹本著色浄土曼荼羅図	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和35年11月7日
63	絵・県	紙本著色渡唐天神像	太田町5-16	一蓮寺	昭和40年8月19日
64	絵・県	紙本著色渡唐天神像	愛宕町208	長禅寺	昭和40年8月19日
65	絵・県	絹本著色雪田和尚画像	塚原町828	恵運院	昭和42年8月7日
66	絵・県	絹本著色柳沢吉保像（自賛）狩野常信筆	太田町5-16	一蓮寺	平成9年12月15日
67	絵・県	絹本著色善光寺如来絵伝	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成10年6月8日
68	絵・県	絹本著色柿本人麻呂像	太田町5-16	一蓮寺	平成12年3月2日
69	絵・県	絹本著色束帯天神像	太田町5-16	一蓮寺	平成12年3月2日
70	絵・市	紙本著色鉄山禅師画像	国母4丁目17-15	義雲院	昭和61年3月11日
71	絵・市	絹本墨画不動明王図	太田町5-16	一蓮寺	平成5年9月1日
72	絵・市	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	太田町5-16	一蓮寺	平成5年9月1日
73	絵・市	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	太田町5-16	一蓮寺	平成5年9月1日
74	絵・市	絹本紺地金泥阿弥陀三尊像	城東1丁目13-1	天尊鉢寺	平成9年11月27日
75	絵・市	麻布朱地著色地藏十王図	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
76	書・県	坂田家文書	大和町7-1	個人	昭和33年6月19日
77	書・県	蘭溪道隆書簡	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和48年7月12日
78	書・県	大泉寺文書	古府中町5015	大泉寺	昭和55年9月18日
79	書・県	祇園寺文書	古府中町1481-2	個人	昭和56年3月12日
80	書・県	一蓮寺過去帳	太田町5-16	一蓮寺	昭和58年12月26日
81	書・県	紙本墨書獬狗経	富士見1丁目14-20	個人	昭和63年5月12日
82	書・県	鉄山宗鈍印可関係史料	国母4丁目17-15	義雲院	平成9年6月12日
83	書・県	日枝神社大般若経	上曾根町2827（県立博物館へ寄託）	日枝神社	平成26年2月17日
84	書・市	武田信玄和漢連句	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
85	書・市	八ノ宮良純親王墨跡	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
86	書・市	紺紙金泥法華経	古府中町5015	大泉寺	昭和52年3月24日
87	書・市	法泉寺古文書	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
88	書・市	旧荒川村「当村地名明細帳」一冊付荒川組地籍図等	荒川1丁目8-5	個人	昭和56年3月10日
89	書・市	恵運院文書	塚原町828	恵運院	昭和60年5月14日
90	書・市	紙本墨書日蓮書状	若松町6-8	信立寺	昭和61年3月11日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
91	書・市	逍遙院文書	桜井町999	逍遙院	昭和62年3月31日
92	書・市	円光院文書	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
93	書・市	紺紙金泥法華經	武田1丁目4-34	法華寺	平成8年2月14日
94	書・市	武田神社所蔵文書附木箱3箱	古府中町2611	武田神社	令和3年3月22日
95	工・国	太刀<銘一>	古府中町2611	武田神社	大正10年4月30日
96	工・県	能面	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
97	工・県	住吉蒔絵手箱	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
98	工・県	家紋散蒔絵手箱	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
99	工・県	筏散蒔絵鼓胴	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
100	工・県	武具散蒔絵鼓胴	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
101	工・県	刀	中央4丁目11-8	個人	昭和44年11月20日
102	工・県	銅鐘	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和54年2月8日
103	工・県	脇指 銘一徳斉助則	伊勢4丁目5-8	個人	昭和55年9月18日
104	工・県	金銅金具装笈	古府中町5015	大泉寺	昭和63年5月12日
105	工・市	硯笥・煙草盆	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
106	工・市	円光院天目茶碗・赤絵碗	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
107	工・市	打敷	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
108	考・国	深鉢形土器	下曾根町923	山梨県立考古博物館	昭和63年6月6日
109	考・国	山梨県一の沢遺跡出土品	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成11年6月7日
110	考・国	山梨県酒呑場遺跡出土品	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成25年6月19日
111	考・県	塩沢寺弥陀種子板碑	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和48年7月12日
112	考・県	銚子塚古墳出土埴輪	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成8年5月2日
113	考・県	木製農具、木製剣、皮綴部材	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成8年11月7日
114	考・県	立石遺跡出土品	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
115	考・県	丘の公園第二遺跡出土品	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
116	考・県	丘の公園一四番ホール遺跡出土品	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
117	考・県	稻荷塚古墳出土、銅鏡・象嵌太刀等出土品一括	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成14年7月4日
118	考・県	大坪遺跡出土、刻書土器	丸の内1丁目18-1	甲府市	平成14年7月4日
119	考・県	容器形土偶	下曾根町923	山梨県立考古博物館	平成15年5月1日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
120	考・県	平林二号墳出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	令和5年3月16日
121	考・県	大師東丹保遺跡 網代	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成17年12月26日
122	考・県	甲府城跡出土金箔鯢瓦	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成21年5月21日
123	考・県	甲府城跡出土飾瓦	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成22年3月31日
124	考・県	甲府城跡出土遺物	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成23年9月1日
125	考・県	海道前C遺跡土坑出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成25年1月10日
126	考・県	銚子塚古墳出土木製祭祀具	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成26年9月4日
127	考・県	安道寺遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成27年9月14日
128	考・県	かんかん塚(茶塚)古墳出土馬具	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成29年9月7日
129	考・県	小井川遺跡出土五輪塔部材	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成29年9月7日
130	考・市	外中代遺跡出土暗文絵画土器	丸の内1丁目18-1	甲府市	平成8年2月14日
131	考・市	円楽寺経筒付泥塔	右左口町4104	円楽寺	平成21年1月22日
132	歴・県	右左口区有文書及び関連資料一括	右左口町95	宿区	平成14年7月4日
133	歴・県	郷民擁護碑及び丸山之碑	下曽根町字山本	山梨県	平成31年2月25日
134	歴・市	旧古府中村日影組村絵図一面	古府中町3166	個人	昭和56年3月10日
135	歴・市	廃般舟院墓石群 外出土品一式	太田町5-16	一蓮寺	昭和57年3月9日
136	歴・市	古府中村絵図	古府中町2611	武田神社	令和3年3月22日
137	史・国	銚子塚古墳附丸山塚古墳	下曽根町	山梨県	昭和5年2月28日
138	史・国	武田氏館跡	古府中町・大手3丁目・及び屋形3丁目	甲府市	昭和13年5月30日
139	史・国	要害山	上積翠寺町	国	平成3年3月30日
140	史・国	大丸山古墳	下向山町	個人	平成25年10月31日
141	史・国	甲府城跡	丸の内1丁目5-1	山梨県	平成31年2月26日
142	史・県	武田信虎の墓	古府中町5015	大泉寺	昭和35年11月7日
143	史・県	武田晴信室三条氏墓	岩窪町500	円光院	昭和42年8月7日
144	史・県	加牟那塚	千塚3丁目2280	山梨県	昭和43年2月8日
145	史・県	万寿森古墳	湯村3丁目462-1他	甲府市	平成28年2月22日
146	史・県	上の平遺跡の方形周溝墓群	下向山町字上の平	山梨県	令和4年3月31日
147	史・市	源有雅の墓	小瀬町99	甲府市	昭和48年4月1日
148	史・市	穴塚	荒川2丁目13	甲府市	昭和55年8月12日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
149	史・市	武田信武之墓	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
150	史・市	武田勝頼之墓	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
151	史・市	加藤光泰の墓	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和62年3月31日
152	史・市	河尻塚	岩窪町268	武田神社	昭和62年3月31日
153	史・市	湯村山城跡	湯村3丁目497他	山梨県・法人	平成16年8月19日
154	史・市	天神山古墳	下向山町4060他	個人	平成21年3月25日
155	史・市	横根・桜井積石塚古墳群	桜井町	甲府市桜井町 桜井山林組合	平成23年3月31日
156	特名国	御嶽昇仙峡	猪狩町他	山梨県	昭和28年3月31日
157	名・県	東光寺庭園	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年3月31日
158	特天国	カモンシカ		山梨県	昭和30年2月15日
159	天・国	甲斐犬		山梨県	昭和9年1月22日
160	天・国	燕岩岩脈	御岳町3285-1	甲府市	昭和9年12月28日
161	天・国	ヤマネ		山梨県	昭和50年6月26日
162	天・県	岩窪のヤツブサウメ	岩窪町246	武田神社	昭和34年2月9日
163	天・県	塩部寿のフジ	緑が丘2丁目8-1	山梨県	昭和34年2月9日
164	天・県	水晶峠のヒカリゴケ洞穴	御岳町室ヶ平3290	甲府市	昭和38年9月9日
165	天・県	塩沢寺の舞鶴マツ	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和40年5月13日
166	天・県	慈恩寺のフジ	大津町1322	慈恩寺	昭和62年1月21日
167	天・県	リニア高川トンネル産出新第三紀化石	丸の内1丁目6-1	山梨県	平成6年11月7日
168	天・県	兄川から出土したナウマン象等の化石	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成7年6月22日
169	天・市	玄法院のイチョウ	天神町2-18	玄法院	昭和42年4月11日
170	天・市	西下条のシダレイチョウ	西下条町734	個人	昭和42年4月11日
171	天・市	下今井のヒイラギ	下今井町745	個人	昭和42年11月14日
172	天・市	上石田のサイカチ	上石田1丁目	上石田北部自治会	昭和44年2月14日
173	天・市	東光寺町稲荷社のサカキ	東光寺町2153	東光寺西部自治会	昭和44年3月11日
174	天・市	金桜神社のスギ群	御岳町2347	金桜神社	昭和52年3月1日
175	天・市	カワセミ	市内一円	甲府市	昭和61年3月12日
176	天・市	塩沢寺のシラカシ林	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和62年3月31日
177	天・市	円楽寺のイチョウ	右左口町4104	円楽寺	平成19年6月30日
178	天・市	王子権現のシダレザクラ	右左口町3239	王子権現	平成19年6月30日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
179	無民国	天津司舞	小瀬町・下鍛冶屋町	天津司の舞保存会	昭和51年5月4日
180	無民県	黒平の能三番	上黒平・下黒平	黒平の能三番保存会、下黒平の能三番保存会	昭和35年11月7日
181	無民市	甲府囃子	中央2丁目	甲府囃子保存会	昭和40年7月13日
182	無民市	金櫻神社大々神楽 付面と衣裳	御岳町2347	金櫻神社大々神楽保存会	昭和57年3月9日
183	無民市	甲府町火消し	甲府市	甲府市消防記念会	昭和63年6月17日
184	有民県	山城の七天神	上今井町	個人	昭和35年11月7日
185	有民県	右左口の人形芝居のかしらほか用具一式	右左口町95	宿区	平成16年11月29日
186	民有県	上積翠寺の岩船地藏	上積翠寺町135-1、135-4	上積翠寺鍛冶屋組	平成29年3月2日
187	有民市	国玉の農ごよみ絵屏風	国玉町1164	個人	昭和50年8月12日
188	有民市	武田逍遙軒位牌	桜井町999	逍遙院	昭和52年3月24日
189	有民市	国母稻積地藏立像	国母8丁目12-27	国母八丁目東部自治会	昭和54年4月10日
190	有民市	法泉寺石造井戸側1基	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
191	有民市	穴切大神社の鰻絵絵馬群	宝2丁目8番5号	穴切大神社	令和4年3月30日
192	国登録	旧上九一色郵便局	古関町3306	個人	平成8年12月20日
193	国登録	甲府法人会館（旧甲府商工会議所）	中央4丁目12-21	社団法人甲府法人会	平成8年12月20日
194	国登録	平瀬浄水場旧濾過池整水井	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成9年7月15日
195	国登録	平瀬水源旧事務所（水交庵）	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成9年12月12日
196	国登録	平瀬浄水場旧取水口門部	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成10年9月2日
197	国登録	平瀬浄水場旧片山隧道下口	羽黒町字梨の木1715	甲府市水道事業管理者	平成10年9月2日
198	国登録	平瀬浄水場旧片山隧道上口	平瀬町2903	甲府市水道事業管理者	平成10年10月9日
199	国登録	平瀬浄水場第二隧道上口	平瀬町	甲府市水道事業管理者	平成11年8月23日
200	国登録	旧富岡敬明家住宅厩	善光寺町3135	個人	平成15年3月18日
201	国登録	旧富岡敬明家住宅蔵	善光寺町3135	個人	平成15年3月18日
202	国登録	旧富岡敬明家住宅石塋	善光寺町3135	個人	平成15年3月18日
203	国登録	山梨大学赤レンガ館	北新1丁目4-2	国立大学法人山梨大学	平成18年10月18日
204	国登録	相原家住宅主屋	御岳町2472	個人	平成28年11月29日
205	国登録	細田家住宅主屋	御岳町2362	個人	平成28年11月29日

No.	種・区	名 称	所在地	所有者	指定年月日
206	国登録	御岳公会堂（旧金櫻神社参籠所）	御岳町字上村2368-1	金櫻神社	平成28年11月29日
207	国登録	山梨大学水晶庫	武田4丁目74-1	国立大学法人山梨大学	令和2年8月17日
208	国登録	旧堀田古城園主屋	大手3丁目3735-1他	甲府市	令和3年2月4日
209	国登録	旧堀田古城園北離れ	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
210	国登録	旧堀田古城園木戸門	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
211	国登録	旧堀田古城園茶室	大手3丁目3735-2	甲府市	令和3年2月4日
212	国登録	旧堀田古城園長屋	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
213	国登録	旧堀田古城園南離れ	大手3丁目3735-2	甲府市	令和3年2月4日

※(資料)教育部生涯学習室調べ

〔 様 式 〕

（１）安否情報省令に定める安否情報の収集・報告様式

様式第１号（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備 考	

（注１） 本収集は国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注４） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備 考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

＜記入要領＞

（様式第1号、様式第2号）

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合には空欄とする。

書
告
報
報
情
否
安

[illegible]考
備

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総 務 大 臣 (都 道 府 県 知 事) 殿 (市 町 村 長)		年 月 日
		申請者 住所(居所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民) ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないでください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総 務 大 臣 (都道府県知事) (市 町 村 長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 火災・災害等即報要領に定める報告様式

第3号様式(救急・救助事故等)

		第 報	
消防庁受信者氏名		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消 防 本 部)	
		報 告 者 名	
事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人 不 明 人	{ 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 護 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(3) 山梨県国民保護計画に定める被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害(第 報)

令和 年 月 日 時 分
甲 府 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 甲府市 町 丁目 番 号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

国民保護計画変更履歴

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「法」という。))

平成 19 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
平成 20 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
平成 21 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
平成 22 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
平成 23 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
平成 26 年	10 月	国の「国民保護に関する基本指針」、「山梨県国民保護計画」 の変更に伴う変更
令和 5 年	1 月	国の「国民保護に関する基本指針」、「山梨県国民保護計画」 の変更に伴う変更
令和 5 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更
令和 6 年	4 月	組織変更に伴う法施行令第 5 条第 2 号による軽微な変更